

財政と金融坤の附録

甲種

第一號の一 歐洲諸國に於ける利率と正貨の増減との關係(天藏省の調査)

西曆千九百年 年現在	金高					
	一	二	三	四	五	六
月	月	月	月	月	月	月
佛蘭西銀行	七四、九四六、一九一	八八、四、六三二	二、九一九、八九三	四、八四二、七〇五	三三、一四一	三、七三四、六三六
利率及日附	四、五	三、四〇	三、五〇	三、五〇	三、五〇	三、五〇
日	廿六日	廿五日	廿五日	廿五日	廿五日	廿五日
埃匈銀行	三八、三七二、〇〇〇	四八五、〇〇〇	八、〇五五、〇〇〇	一、八八九、〇〇〇	一一、〇〇〇	六九、〇〇〇
利率及日附	六、五	五、〇	四、五	四、五	四、五	四、五
日	二十日	五日	五日	五日	五日	五日
白耳義銀行	三、〇一〇、〇〇〇	一、二六〇、〇〇〇	二、六三〇、〇〇〇	二、〇六〇、〇〇〇	二、八〇〇	六三、〇〇〇
利率及日附	五、〇	四、〇	四、〇	四、〇	四、〇	四、〇
日	廿五日	廿五日	廿五日	廿五日	廿五日	廿五日

月	佛蘭西銀行		埃甸銀行		白耳義銀行	
	金所有高増減	利率及日附	金所有高増減	利率及日附	金所有高増減	利率及日附
七月	二、八〇三、〇三三	〃	一、五六〇、〇〇〇	〃	九、四〇〇、〇〇〇	〃
八月	二、六八九、一五〇	〃	一、六〇〇、〇〇〇	〃	三、〇〇〇、〇〇〇	〃
九月	六、二二〇、五五四	〃	一、四〇〇、〇〇〇	〃	二、七〇〇、〇〇〇	〃
十月	一、〇九三、六八八	〃	三、八〇〇、〇〇〇	〃	七、〇〇〇、〇〇〇	〃
十一月	一、二七九、一三六	〃	三、九四〇、〇〇〇	〃	九、七〇〇、〇〇〇	〃
十二月	五、六九一、一三六	〃	二、九〇〇、〇〇〇	〃	六、八〇〇、〇〇〇	〃
同千九百一一年	九三、五六二、〇〇〇	三、〇	三八、三二五、〇〇〇	四、三	二、九三四、〇〇〇	四、〇
一月	五、九三三、九四八	〃	七、五〇〇、〇〇〇	〃	二、九〇〇、〇〇〇	〃
二月	一、一五、八八二	〃	三、六五〇、〇〇〇	廿八日	一、九〇〇、〇〇〇	十四日
三月	一、六一、二〇一	〃	一、五八〇、〇〇〇	〃	六、〇〇〇、〇〇〇	〃
四月	三、三七八、六七八	〃	二、二九〇、〇〇〇	〃	六、〇〇〇、〇〇〇	〃
五月	九〇五、五二三	〃	九、七〇〇、〇〇〇	〃	三、三〇〇、〇〇〇	〃
六月	九、九一〇、三三一	〃	四、〇〇〇、〇〇〇	〃	五、五〇〇、〇〇〇	二十日

月	佛蘭西銀行		埃甸銀行		白耳義銀行	
	金所有高増減	利率及日附	金所有高増減	利率及日附	金所有高増減	利率及日附
七月	三、九四一、三三四	〃	二、七五〇、〇〇〇	〃	三、五七〇、〇〇〇	〃
八月	五、三七七、六七七	〃	一、三一九、〇〇〇	〃	一、二二〇、〇〇〇	〃
九月	二、二〇二、四一八	〃	三、七五八、〇〇〇	〃	〇	〃
十月	三、二七、六八一	〃	一、四九三、〇〇〇	〃	四、八〇〇、〇〇〇	〃
十一月	三、三三三、八七一	〃	一、〇四、〇〇〇	〃	六、八〇〇、〇〇〇	〃
十二月	四、〇三、三三五	〃	一、〇九二、〇〇〇	〃	四、九三三、三三四	〃
同千九百一二年	九一、九五九、四八一	三、〇	四、六三三、〇〇〇	四、〇	三、〇六五、三三三	三、〇
一月	三、八三三、四四三	〃	四、四二、〇〇〇	〃	六、八〇〇、〇〇〇	〃
二月	一、八一、一五三	〃	八、三一〇、〇〇〇	六日	三、三三三、三四	〃
三月	二、〇四八、六三三	〃	一、〇二五、〇〇〇	〃	六、六六六	〃
四月	六、五三、四〇〇	〃	九、〇七、〇〇〇	〃	三、三三三、三三三	〃
五月	一、三九、三〇二	〃	五、五〇、〇〇〇	〃	六、八、六六七	〃
六月	一、九二、四一二	〃	二、四〇〇、〇〇〇	〃	一、七、三三三、三三三	〃
七月	九、二二、九〇二	〃	一、九七、〇〇〇	〃	一、四九、三三三	〃
八月	一、三六五、八三〇	〃	一、〇二六、〇〇〇	〃	九、六、〇〇〇	〃

月	佛蘭西銀行		奧匈銀行		白耳義銀行	
	金所有高増減	利率及日附	金所有高増減	利率及日附	金所有高増減	利率及日附
九月	一、二〇〇、〇八九	三、〇	七四三、〇〇〇	三、五	五〇、一六六	四、〇
十月	二、三八七、六八一	三、〇	二五、〇〇〇	三、〇	一一、六六六	三、〇
十一月	三、二五、四四四	三、〇	五二、三〇〇	三、〇	一六、〇〇〇	三、〇
十二月	九六五、六八七	三、〇	二〇六、〇〇〇	三、〇	一〇四、〇〇〇	三、〇
同千九百三年	一〇〇、七六八、四〇七	三、〇	四六五、三九〇〇〇	三、五	二、九八八、六六七	三、〇
一月	二〇二、二四〇	三、〇	二二〇、〇〇〇	三、〇	二三四、〇〇〇	三、〇
二月	一、一三、二五一	三、〇	四一、〇〇〇	三、〇	六六六	三、〇
三月	一九九、二〇九、四五四	三、〇	一、二五、〇〇〇	三、〇	二六、〇〇〇	三、〇
四月	二〇一、三三、四一七	三、〇	一八五、〇〇〇	三、〇	一一、三三三	三、〇
五月	二二六、四三三	三、〇	一四七、〇〇〇	三、〇	一、三三四	三、〇
六月	四六九、五四二	三、〇	三二四、〇〇〇	三、〇	八、六六六	三、〇
七月	一、九四八、二五〇	三、〇	四四四、〇〇〇	三、〇	一五三、三三三	三、〇
八月	二二二、二二五	三、〇	七〇、〇〇〇	三、〇	六六七	三、〇

月	佛蘭西銀行		奧匈銀行		白耳義銀行	
	金所有高増減	利率及日附	金所有高増減	利率及日附	金所有高増減	利率及日附
九月	三、三三三、一三二	三、〇	六〇八、〇〇〇	三、〇	三〇、〇〇〇	四、〇
十月	二、一九八、〇三六	三、〇	一五〇、〇〇〇	三、〇	三一五、〇〇〇	三、五
十一月	八三三、四六八	三、〇	三五〇、〇〇〇	三、〇	一四、〇〇〇	三、〇
十二月	一、四一九、六六一	三、〇	五一〇、〇〇〇	三、〇	八六、〇〇〇	三、〇
同千九百四年	九四、四八一、五六九	三、〇	四六、四八五、〇〇〇	三、五	三、一五二、六六七	三、〇
一月	六七九、〇二八	三、〇	一四七、〇〇〇	三、〇	五六、〇〇〇	三、〇
二月	二八、二八七	三、〇	三六五、〇〇〇	三、〇	七三、三三三	三、〇
三月	七二六、八二七	三、〇	三六五、〇〇〇	三、〇	四四、〇〇〇	三、〇
四月	二、六九六、九六一	三、〇	一、二一、〇〇〇	三、〇	六、六六六	三、〇
五月	二、二〇六、五九五	三、〇	二七五、〇〇〇	三、〇	五四、〇〇〇	三、〇
六月	一、八五二、二七一	三、〇	九一、〇〇〇	三、〇	一八、〇〇〇	三、〇
七月	一、二八四、四六九	三、〇	一、六八、〇〇〇	三、〇	一八、〇〇〇	三、〇
八月	一、〇三〇、三六四	三、〇	二二〇、〇〇〇	三、〇	五八、〇〇〇	三、〇
九月	一、八一八、〇六〇	三、〇	四九二、〇〇〇	三、〇	一六四、六六六	三、〇
十月	一、三九八、六七九	三、〇	五二〇、〇〇〇	三、〇	二五、三三四	三、〇

月	佛蘭西銀行		奧匈銀行		白耳義銀行	
	金所有高増減	利率及日附	金所有高増減	利率及日附	金所有高増減	利率及日附
十一月	二四六一,五二五	〃	六四〇,〇〇〇	〃	六九,三三四	〃
十二月	四七一,三四七	〃	四五四,〇〇〇	〃	三九,三三四	〃
同千九百五年	一〇六,二四四,二八二	三,〇	四八四,三三〇,〇〇〇	三,五	三,二六八,六六七	三,五
一月	一,三六三,九四九	〃	一一,〇〇〇	〃	二二,三三四	〃
二月	五,一二九,二四二	〃	一一,〇〇〇	〃	四六,〇〇〇	〃
三月	三六七,一七三	〃	三〇,〇〇〇	〃	四,六六六	〃
四月	七二三,五八七	〃	二六二,〇〇〇	〃	一〇,六六六	〃
五月	二,八九八,八四三	〃	四三,〇〇〇	〃	四四,三三三	〃
六月	八六〇,四〇〇	〃	五七七,〇〇〇	〃	七二,六六七	〃
七月	三,五四九,九一六	〃	三三三,〇〇〇	〃	三二,六六七	〃
八月	一,三〇九,五八八	〃	三九三,〇〇〇	〃	三三,三三四	〃
九月	一三二,一〇四	〃	五六八,〇〇〇	〃	四四,六六六	〃
十月	二,〇八三,五一八	〃	大四五,〇〇〇	十七日	一〇,六六七	〃

月	佛蘭西銀行		奧匈銀行		白耳義銀行	
	金所有高増減	利率及日附	金所有高増減	利率及日附	金所有高増減	利率及日附
十一月	九七六,六九五	〃	七四,〇〇〇	〃	一一,〇〇〇	〃
十二月	五一八,九九三	〃	六〇二,〇〇〇	〃	一四,六六七	〃
同千九百六年	一一五,一三三,三〇二	三,〇	四四,八六五,〇〇〇	四,五	三,二四六,六六七	〃
一月	一,二〇二,三七八	〃	六〇一,〇〇〇	〃	一三,四六六	〃
二月	一,〇七二,一三三	〃	三八七,〇〇〇	〃	一三,四六六	〃
三月	一,六三七,一六九	〃	二二六,〇〇〇	〃	一一,八〇〇	〃
四月	三,六三七,一六九	〃	一六八,〇〇〇	〃	一〇,〇〇〇	〃
五月	一,八九五,八九八	〃	三九三,〇〇〇	〃	二,六六七	十五日
六月	三二二,一四四	〃	二三八,〇〇〇	六日	五二,六六六	〃
七月	一,〇四五,二六四	〃	一三二,〇〇〇	〃	六三,三三四	〃
八月	一九〇,三八九	〃	八九,〇〇〇	〃	九八,〇〇〇	〃
九月	一,九四〇,〇〇〇	〃	九四,〇〇〇	〃	〇,〇〇〇	〃
十月	二,二七七,六七一	〃	一三五,〇〇〇	三日	一一,四〇〇	廿五日
十一月	二,二四六,〇九一	〃	大四,〇〇〇	〃	三三,三三四	〃
十二月	二,〇三九,三六三	〃	三三五,〇〇〇	〃	一八八,六六六	十三日

同千九百七年	佛蘭西銀行		埃甸銀行		白耳義銀行	
	金所有高増減	利率及日附	金所有高増減	利率及日附	金所有高増減	利率及日附
一月末	一〇八、二三〇、〇四七	〃	四六、六〇九、〇〇〇	四、五	三四、一五三、三三三	四、〇
二月末	二、三九二、九二七	〃	一九、〇〇〇	〃	一三、一三三	〃
三月末	三、六四一、四一七	廿一日	一八、一〇〇	〃	一三、〇〇〇	十六日
四月末	一、三〇四、四六〇	〃	一、三三三、〇〇〇	〃	二一、三三三	〃
五月末	五、三三三、三七七	〃	二、一九〇、〇〇〇	〃	一四、一〇〇、〇〇〇	〃
六月末	三、三三〇、〇七七	〃	四、九〇、〇〇〇	〃	五、〇、六六七	〃
七月末	四、五二八、〇〇〇	〃	五、六、〇〇〇	廿七日	二九、六六七	〃
八月末	一、五三六、五二八	〃	八、〇〇〇	〃	一〇、四、三三三	〃
九月末	二、三〇〇、八五	〃	一、三七〇、〇〇〇	〃	九、二、六六七	〃
十月末	一、三八七、八七四	〃	二、六二〇、〇〇〇	〃	九、三、三三三	〃
十一月末	五、五七六、一四	〃	三、三〇〇、〇〇〇	〃	二、四、〇〇〇	廿一日、五、〇五〇
十二月末	三、四一四、八三九	七日	二、五八、〇〇〇	〃	二、七八、六六七	七日
	三、七六、〇七八	〃	七、〇〇、〇〇〇	〃	一、六七、三三三	〃

同千九百九年	露西亞銀行		和蘭銀行		伊太利銀行		西班牙銀行	
	金所有高増減	利率及日附	金所有高増減	利率及日附	金所有高増減	利率及日附	金所有高増減	利率及日附
十一月	一、三二五、〇〇〇	〃						
十二月	一、四七三、〇〇〇	〃						
同千九百九年	六九、二九三、〇〇〇	五、五						
一月	一、五二〇、〇〇〇	〃						
二月	一、八二一、〇〇〇	〃						
三月	一、七五六、〇〇〇	四、五						
四月	八、二二〇、〇〇〇	〃						
五月	三、八三三、〇〇〇	〃						
六月	二、〇九〇、〇〇〇	〃						
七月	四、五三三、〇〇〇	〃						
八月	二、六二一、〇〇〇	〃						
九月	二、四九〇、〇〇〇	〃						
十月	七、〇〇〇	〃						
十一月	二、八三八、〇〇〇	〃						
十二月	〇、〇〇〇、一三三、一	〃						

坤附錄 甲種第一號の一

月	露西亞銀行		和蘭銀行		伊太利銀行		西班牙銀行	
	金所有高増減	利率及日附	金所有高増減	利率及日附	金所有高増減	利率及日附	金所有高増減	利率及日附
八月	三,五三〇,〇〇〇	〃	二,五三〇,〇〇〇	〃	四,四三〇,〇〇〇	〃	四,一〇〇,〇〇〇	〃
九月	二,八〇〇,〇〇〇	〃	一,〇〇〇,〇〇〇	〃	二,九一〇,〇〇〇	〃	三,一〇〇,〇〇〇	〃
十月	二,〇二一,〇〇〇	〃	一,〇〇〇,〇〇〇	〃	一,五八〇,〇〇〇	〃	三,一〇〇,〇〇〇	〃
十一月	四,四〇〇,〇〇〇	六,五	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇	一,一四五,〇〇〇	〃	二,七〇〇,〇〇〇	〃
十二月	三,一八〇,〇〇〇	七,〇	九〇〇,〇〇〇	〃	八三四,〇〇〇	〃	二,七〇〇,〇〇〇	〃
同千九百零六年	一,一五〇,〇〇〇	〃	六,六〇〇,〇〇〇	〃	二,六八六,九〇〇	〃	一,五〇〇,〇〇〇	〃
一月末	一,一六三,三〇〇	八,〇	三,五〇〇,〇〇〇	〃	一,三九〇,〇〇〇	〃	一,九〇〇,〇〇〇	〃
二月末	九,〇〇〇,〇〇〇	〃	二,一八二,〇〇〇	〃	一,〇〇〇,〇〇〇	〃	二,一〇〇,〇〇〇	〃
三月末	一,九七〇,〇〇〇	〃	三,三三四,〇〇〇	〃	三,七〇〇,〇〇〇	〃	一,七〇〇,〇〇〇	〃
四月末	二,五七二,〇〇〇	七,〇	五,八四七,〇〇〇	〃	六,三〇〇,〇〇〇	〃	二,七〇〇,〇〇〇	〃
五月末	四,六八八,〇〇〇	〃	五,二七〇,〇〇〇	〃	二,一五〇,〇〇〇	〃	二,三〇〇,〇〇〇	〃
六月末	一,三七一,〇〇〇	六,五	七〇〇,〇〇〇	四,五	四,二六〇,〇〇〇	〃	二,〇〇〇,〇〇〇	〃
七月末	八,一三〇,〇〇〇	〃	一,四〇〇,〇〇〇	〃	六,七二〇,〇〇〇	〃	三,三〇〇,〇〇〇	〃
八月末	一,六二三,〇〇〇	〃	一,三〇〇,〇〇〇	〃	四,九〇〇,〇〇〇	〃	四,〇〇〇,〇〇〇	〃
九月末	二,四六〇,〇〇〇	七,五	六,四〇〇,〇〇〇	〃	七,一四〇,〇〇〇	〃	五,七〇〇,〇〇〇	〃
十月末	二,二二一,〇〇〇	〃	二,三三〇,〇〇〇	五,九	七,八四〇,〇〇〇	〃	三,一〇〇,〇〇〇	〃

英

月	露西亞銀行		和蘭銀行		伊太利銀行		西班牙銀行	
	金所有高増減	利率及日附	金所有高増減	利率及日附	金所有高増減	利率及日附	金所有高増減	利率及日附
十一月末	一,二〇九,〇〇〇	〃	二〇〇,〇〇〇	〃	一,〇九七,〇〇〇	〃	二六	〃
同千九百零七年	三,八九四,〇〇〇	〃	四,五〇〇,〇〇〇	〃	一,二一〇,〇〇〇	〃	七三	〃
十二月末	一,一七九,〇〇〇	〃	五,五三六,〇〇〇	〃	三,一八八,〇〇〇	〃	一五,四二四	〃
一月末	一,四七,〇〇〇	〃	五三〇,〇〇〇	〃	五〇八,〇〇〇	〃	九	〃
二月末	一,〇三三,〇〇〇	〃	二,二〇〇,〇〇〇	〃	三,七二〇,〇〇〇	〃	七	〃
三月末	五七一,〇〇〇	〃	三,九九一,〇〇〇	十二日	一,〇七〇,〇〇〇	〃	一一	〃
四月末	一,一三二,〇〇〇	七,〇	九,二〇〇,〇〇〇	十五日	一,二四〇,〇〇〇	五,〇	四	〃
五月末	一,三二〇,〇〇〇	〃	一,四五一,〇〇〇	廿三日	一,八〇〇,〇〇〇	〃	三三	〃
六月末	三,六六,〇〇〇	〃	二,七九,〇〇〇	〃	六四,〇〇〇	〃	三三	〃
七月末	四,五九,〇〇〇	〃	四,一〇,〇〇〇	〃	一,二九九,〇〇〇	〃	四四	〃
八月末	二,五八,〇〇〇	〃	二,六三,〇〇〇	〃	五八七,〇〇〇	〃	七五	〃
九月末	五,三八六,〇〇〇	〃	七,六〇〇,〇〇〇	〃	二,五二〇,〇〇〇	〃	三七	〃
十月末	二,九二九,〇〇〇	〃	七,五三〇,〇〇〇	〃	一,五八六,〇〇〇	〃	三〇	〃
十一月末	二,〇四,〇〇〇	八日	八,五〇,八〇〇	〃	二,一三九,〇〇〇	八日	三三	〃
十二月末	四,七六一,〇〇〇	七〇,〇	四,二〇〇,〇〇〇	〃	四,二二〇,〇〇〇	五〇,五〇	三九	〃

英

第一號の二 (英米の詳況)

英倫銀行

日本銀行の調査に據る

西曆年月	千九百年年首	中央銀行 割引歩合	引割歩合 變更日附	金在高増減	摘要
一月	六〇〇	五〇〇	十一月	二九、三四二、三六七	<p>月初來内地ヨリ資金ノ回歸ト海外ヨリ正貨ノ輸入トアリタルカ爲ニ金在高ナ増加セリ而シテ米國ヨリノ輸入ニ係ルモノ最モ多ク月中約三百萬磅ニ上レリ、市場ノ金融ハ極メテ緩漫ナリ</p> <p>月初軍事公債募集ノ風説傳ハリテ市中割引歩合ハ多少ノ引締リナ告ケシモ資金ノ潤澤ナル結果再ヒ引緩ミシニ月末ニ至リ稍々引締リタリ、英倫銀行ノ金在高ハ常ニ非常ナル巨額ニ上リ此上之ヲ増加スルノ必要ナキカ故ニ同行ハ外國貨幣ノ買入價格ヲ引下ケタリ、本月中金輸入ノ主ナルモノハ露國ヨリノ五十萬磅ニシテ其他ニ見ルヘキモノナシ</p> <p>月初軍中公債三千萬磅募集ノ報ト共ニ市場ノ金融ハ緊縮ノ狀ヲ呈シ英倫銀行ノ貸出増加セリ然レトモ該申込金ノ再ヒ市場ニ撒布セラル、ト共ニ稍々引緩ミタリ、本月中英倫銀行ノ金輸入超過額ハ約十萬磅ニ上レリ、獨逸ニ於ケル對英爲替ハ騰貴シ大陸市場ハ概シテ割引歩合上騰セリ</p>
二月	四〇〇	四五〇	十八日	六、一五九、五六四	
三月	四〇〇	四〇〇	廿五日	四七〇、二〇〇	

西曆年月	千九百年年首	中央銀行 割引歩合	引割歩合 變更日附	金在高増減	摘要
四月	四〇〇	三五〇	廿四日	八一七、四四三	<p>政府支拂金ノ爲ニ月初金融緩漫ナリシモ後チ引締リタリ、蘇國ニ向シ資金ノ輸出始マレリ</p> <p>月初金融非常ニ緊縮ナ告ケタルモ月半ニ至リテ形勢一變セリ南阿ニ向テ可ナリ金ノ輸出アリタルニ拘ラス露國ヨリ百萬磅ヲ輸入シタルカ爲ニ英倫銀行ハ金所有高ナ増加セリ</p> <p>月初ハ金融甚々緩漫ナリシモ月半ニ至リ稍々引締リノ氣味アリ、本月獨逸ノ金融界ハ非常ニ逼迫シテ殆ト恐慌ニ近ツカントシ之カ爲ニ倫敦ニ於ケル對獨及對佛爲替ハ共ニ不順ナ告ケタレハ英倫銀行ハ獨佛金貨ノ賣買價格ヲ引上ケシニ拘ラス其效少クシテ巨額ノ金ハ是等ノ國ニ向テ流出セリ然レトモ英倫銀行ハ露國ヨリ五十萬磅ヲ輸入シ又同額ノ金ヲ印度政府特設資金中ヨリ解放シタルカ故ニ結局尙ホ約五十萬磅ノ金ヲ増加シタ</p> <p>月初金融緩漫ナリシモ巴里ニ對スル金ノ輸出息マス又支那ニ於ケル政治的不穩ノ報傳ハリテ後ハ引締リタリ、本月中英倫銀行カ佛國ニ向テ輸出シタル(博覽會ノ爲メ)モノ約百二十五千磅ニ上リ獨逸ニ向テ輸出シタルモノ四十四萬磅以上ニ達シタルニ拘ラス輸入ノ一方ニ於テハ澳洲及埃及ヨリセルモノ僅ニ三十八萬三十磅アリシノミ</p> <p>北米合衆國ヨリ續々金ノ輸入アリタリ然レトモ是レ全タ人爲的作用ニシテ爲替作用ニアラス</p>
五月	三五〇	三〇〇	十四日	四八八、一六六	
六月	三〇〇	四〇〇	十九日	二、〇〇二、五四五	
七月	四〇〇	四〇〇	十九日	三、七三〇、六四四	

西曆年月	中央銀行 割引歩合	割引歩合 變更日附	金在高増減	摘要
九月	四〇〇		七三七、一九一	紐育ヨリ金ノ輸入アリタレト國庫債券五百萬磅ノ買上ケ及多額ナル政府支拂金ノアリタルニ依リ金融ハ緩漫アリシニ拘ラス市中割引歩合ハ引緩マサリキ、月末ニ於テ歐洲大陸ニ向ヒ金ノ輸出アリシモ月初多額ノ輸入アリタルカ爲ニ結局英倫銀行ハ金所有高ナ増加セリ
十月	四〇〇		三、六八二、五二五	對米爲替低落ヲ告ケテ金ノ輸出ヲ促カセシモ紐育ハ他ノ市場ヨリ金ヲ輸入シ又印度ヨリ倫敦ニ向テ輸送中ナリシ金ヲ紐育ニ仕向ケタルカ爲ニ結局倫敦ヨリノ輸出ハ少許ニ過キサリキ然レトモ前月ヨリ本月ニ亘リ獨逸ニ向テ金ノ輸出アリ(獨逸帝國大藏省證券拂込ノ爲メ)、月中英倫銀行カ金ヲ海外ニ輸出シタル額二百五十萬磅ニ達セリ、佛國爲替低落ス
十一月	四〇〇		五七二、八五六	例ニ依リ月初愛蘭蘇格蘭ニ向テ金ノ散出アリ後チ回歸セシモ月末ニ至リテ再ヒ内地ニ向テ散出アリ又英倫銀行ハ月中引續キ金ヲ海外ニ輸出セシナリ以テ同行ノ準備ハ減少セリ
十二月	四〇〇		三、三〇〇、八五八	金融ハ少シク緩和セシモ割引歩合ハ手硬シ、歐洲大陸爲替ハ概シテ逆調(伯林ノ金融ハ非常ニ急迫セリ)印度ニ於テモ金利騰貴シ印度爲替昇騰シ英倫銀行ハ金所有高ナ減少セリ
千九百一十年首	四〇〇		二八、五四一、一六三	歐洲大陸及印度ニ向テ金ノ輸出アリ、米國ヨリ金輸入ノ風説アリシモ實際ハ僅ニシテ其多クハ倫敦ニ來ラスシテ却テ巴里ニ流
一月	五〇〇	三日	四、一二二、一一五	

西曆年月	中央銀行 割引歩合	割引歩合 變更日附	金在高増減	摘要
二月	四四〇	廿一日	三、九五、六六六	入セリ獨逸ノ金融緩和シ獨逸帝國銀行ノ準備金増加ス
三月	四〇〇		四二五、九二〇	納税額巨額ニ上リ金融緊縮ス、外國爲替ハ恢復(獨佛兩市場ノ金利ハ低落)巴里ヨリ巨額ノ金ヲ輸入セリ(巴里ハ露國ヨリ金ヲ輸入セリ)
四月	四〇〇		三一四、六五一	外國爲替ハ恢復シ地方ノ商業ハ不況ニシテ内地ニ對スル現貨ノ需要ハ減却シタルニ拘ラス納税及公債拂込等ノ影響ニ依リテ金融ハ手硬カリシ、英倫銀行ハ主トシテ南米ニ向テ金ヲ輸出セシモ結局金輸入超過ヲ示セリ
五月	四〇〇		一、九六、一七二	豫算案ノ發表、公債募集等ノ爲ニ金利ハ強硬、米國ニ於テハ商況甚タ活潑ナルニ拘ラス金利ハ可ナリニ安ク、巴里ハ資金潤澤ニシテ外國有價證券ニ投資セントナ努メ、獨逸モ亦金融緩漫ナリシ
六月	三九〇 三〇〇	六日 十二日	二、三四七、一六二	去月來蘇格蘭及其他ノ地方ニ向テ資金ノ移動アリ、英倫銀行ハ金準備ヲ減少セシモ月末ニ至リテハ資金ノ内地ヨリ回歸シタルト金ノ輸入トニ由リテ再ヒ金準備ヲ増加シタリ、巴里ニ於テハ露國公債ノ募集アリ而カモ之ニ關聯シテ倫敦ヨリ巴里ニ向テ金ノ輸送サレタルモノナカリシモ巴里銀行家ハ倫敦手形ノ外ニ紐育手形ヲ所有シテ既ニ紐育ヨリ金ヲ取寄セタリ

西曆年月	中央銀行 割引歩合	割引歩合 變更日附	金在高増減	摘要
七月	三〇〇		一、〇三、五二七	金融ハ手硬シ、月末ニ於テハ夏季休日ノ影響ニテ英倫銀行ハ巨額ノ資金ヲ内地ニ散出セリ、市場ヨリ歐洲珠ニ埃斯太利、匈牙利ニ向テ金ヲ輸出セリ(同國ニ於テ金貨本位採用ノ爲メ)
八月	三〇〇		一、〇九七、二二六	地方ヨリ資金ノ回收アリ、歐洲大陸爲替ハ概シテ順ナリシモ實際大陸ヨリハ金ノ輸入ナカリキ、月中英倫銀行ハ約二百萬磅ヲ海外ヨリ輸入セシカ其中ノ大部分ハ印度及濠洲ヨリセリ、引續キ市場ヨリ金ヲ埃斯太利ニ向テ輸送セリ
九月	三〇〇		一、二二七、四四四	前月末ヨリ金融緩漫ノ趨勢ヲ示セリ、英倫銀行初メ歐洲各中央銀行何レモ皆多額ノ金ヲ所有シ居リ而カモ一般ノ商況ハ甚ダ沈靜ナルカ故ニ金ノ移動極メテ少ナリ
十月	四〇〇	三十一日	九八三、一六八	金融ハ緩漫ナリシモ割引歩合ハ手硬カリキ、歐洲大陸爲替ハ低落シ金利ハ倫敦ニ比シテ遙ニ高位ニアリ、市場ハ埃獨二國ニ向テ金ヲ輸出セシカ英倫銀行モ亦獨逸、埃及、南米諸國ニ向テ金ヲ輸出セリ
十一月	四〇〇		二八四、二四六	歐洲大陸爲替殊ニ巴里爲替非常ニ低落ナリ金ノ輸出大ナリ是ニ於テ手英倫銀行ハ前月末日ヲ以テ其割引歩合ヲ四歩ニ引上タリ(其後紐育ヨリ巴里ニ向テ巨額ノ金ノ輸出アリ)月末ニハ金ニ對スル需要減退セリ

西曆年月	中央銀行 割引歩合	割引歩合 變更日附	金在高増減	摘要
十二月	四〇〇		三、三〇六、六七七	歐洲大陸ノ金ニ對スル需要ハ稍々減退セシモ月中年來資金トシテ内地ニ向テ散出シタル金ノ巨額ニ上リタル爲メ英倫銀行ハ大ニ其準備ヲ減シタリ
十一月	三三〇	十二三日	四、五五二、一七七	金融緩漫英倫銀行ニ於ケル金ノ移動ハ極メテ少ナク僅ニ少額ヲ海外ニ輸出シタルノミ然レトモ市場ニ於テハ地金ニ對スル歐洲大陸ノ需要甚タ大ナリ、獨逸ノ金利ハ商況不振ノ爲ニ低落シ、巴里ノ金利モ亦低落ス
二月	三〇〇	六日	一、二三五、五〇六	月中續々トシテ金ハ内地ヨリ回歸シ又英倫銀行ノ金ノ輸出入ニ於テハ輸入超過トナリタリ然レトモ市場ニ於テハ地金ニ對スル歐洲大陸ノ需要ハ繼續セリ
三月	三〇〇		一、七四九、五一〇	前月中内地ハ巨額ノ金ヲ失ヒタル結果再ヒ内地ニ向テ資金ノ散出アリ、金利騰貴ス、地金ニ對スル佛國ノ需要繼續スルモ和蘭ヨリ英貨ノ輸入アリ
四月	三〇〇		一、七六九、〇〇一	英倫銀行ノ金在高ハ月初來資金ノ回歸ト金ノ輸入トニ依リテ増加ノ一方ニアリシモ月末ニ至リテ蘇格蘭ニ向テ散出セシナリ以テ結局多少ノ減少ヲ告ケメリ、外國爲替ハ順、地金ニ對スル歐洲大陸ノ需要ハ減退セリ、埃及及其他ヨリ英貨ノ輸入アリタリ
五月	四〇〇		一、八九四、二〇二	外國爲替ハ順、巴里爲替ハ騰貴(恢復)シテ内地ニ向テ金ノ輸出ヲ差止メタリ 金融大ニ緩和、海外ヨリ續々金ノ輸入アリ、英倫銀行ハ市場ニ

西曆年月	中央銀行 割引歩合	割引歩合 變更日附	金在高増減	摘 要
六月	三〇〇		一、八三二、一六二	流入シ來ル金ヲ悉ク吸收セリ、南阿、印度、和蘭等ヨリ輸入シタル金ハ二百萬磅以上ニ上リ之ニ反シテ南米ニ向テ輸出シタル額ハ極メテ少額ニ過キサリキ
七月	三〇〇		一、四七、二九〇	前月末ニ於テ市場カ英倫銀行ヨリ借入レタル資金ノ全部ヲ本月中ニ返済スルコト能ハス、月中金利ハ手硬ク保合ヒタリ、佛國公債借換ノ報ト共ニ佛國爲替ハ低落シ佛國銀行家ハ資金ヲ倫敦ヨリ回收シ爲ニ英倫銀行ハ地金ヲ吸收スルコト能ハス
八月	四〇〇		四、八七二	資金ノ供給少ナク市場ハ英倫銀行ヨリ多大ノ助力ヲ仰キタリ、月初金融ハ暫ク小康ナ告ケシモ既ニシテ内地ニ向テ金ノ散出スルアリ又コンソル公債ノ拂込アリ爲ニ再ヒ逼迫ヲ告ケタリ尤モ佛國爲替ノ恢復金ニ對スル歐洲大陸、需要ノ杜絶、海外市場、紐育ヲ除キ)金利ノ低落等金融ナシテ緩和セシムヘキ原因ナキニアラサリシモ竟ニ逼迫ノ大勢ヲ動カスニ至ラサリキ、紐育ニ於テハ農作物出題資金ノ需要ノ爲ニ金融甚シク緊縮ヲ告ケタリ
九月	三〇〇		五七五、七九〇	月初金融稍々緩和ノ狀ヲ呈セシモ資金ノ供給甚タ少ナク且ツ紐育ニ於ケル一般金融界ナシテ警戒ノ態度ニ出テシメタリ、月中英倫銀行モ亦金ヲ失ヒシカ重モナル重要地ハ歐洲大陸、埃及、南米及合衆國ナリ、歐洲大陸市場ハ一般ノ金融緊縮ノ傾向ヲ呈シタリ

千九百三年 年首	十二月	十一月	十月	二日
四〇〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇	三、三六、七三三
四〇〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇	一、一三五、七四三
四〇〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇	三、一七八、〇五四
四〇〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇	七九、六七六、八一九
四〇〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇	四、六〇五、九四一
四〇〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇	一、六六、七三八

英倫銀行ハ其準備カ非常ニ減少シタルヲ以テ利子ヲ引上ケシモ亦進テ長期手形ノ割引ヲ決行シタルヲ以テ其後市場ハ緩和セリ然レトモ其緩和ハ寧ロ人爲的ナリ、外國爲替ハ下落、歐洲大陸市場ノ金融ハ引締ル、月中英倫銀行ハ埃及、南米及歐洲大陸ニ向テ約二百萬磅ノ金ヲ輸出セリ

前月ニ於テ英倫銀行金利ノ引上ケ、外國爲替ノ不順、英倫銀行ノ金輸出等ニ拘ラス前項ノ理由ニ依リ加フルニ汽船會社合同ノ爲メ資金ノ紐育ヨリ入來ルアリテ可ナリ緩漫ヲ告ケタリ然レトモ月末ニ至リ年末金融ノ緊縮ヲ見越シテ金貨積々強硬ノ狀ヲ呈シタリ英倫銀行ハ約百五十萬磅ヲ海外ニ輸出セシカ其内重ナルモノハ南米及埃及ナリ

月初米國汽船會社合同ニ關聯シテ巨額ノ資金支拂ノ豫想ノ爲ニ金融一時緊縮セシモ其支拂ト共ニ緩和セシカ英倫銀行ノ所有手形ノ満期資金ノ海外流出等ノ爲ニ引締レリ、金輸出先ノ重ナルモノハ南米及埃及ナリ

英倫銀行ハ内地ヨリ回歸シタルト金ノ輸入トニ依リテ著シク其金在高チ増加シタリ

金融ハ緊縮、英倫銀行金在高チ増加セシハ一ニ資金ノ内地ヨリ回歸シタルニ由ル然レトモ巨額ノ英貨ハ南米ニ向テ輸出セラレタリ

西曆年月	中央銀行 割引歩合	割引歩合 變更日附	金在高増減	摘要
三月	四〇〇		一、六三六、八六九	金融ハ依然緊縮、金ノ輸入ノ増加シタル理由ハ英倫銀行が金塊買入價格ヲ引上ケシト及本月中旬ヨリ獨逸金貨ニ對スル買入價格ヲ引上ケテ獨逸金貨ヲ吸收シタルニ由ル、三月末ノコト、テ歐洲大陸ノ金融ハ概シテ緊縮和蘭ヨリ佛國及英國ニ向テ金ノ移動アリ
四月	三五〇		八五〇、五〇四	金融漸ク緩和ス、月初來英倫銀行ハ續々海外ヨリ金ノ流入シタルニ拘ラス資金ノ内地ニ向テ散出シタルカ爲ニ殆ト月半マテ其金在高チ減少スルノミナリシカ爾後資金ノ回歸ニ依リテ金在高チ増加セリト雖モ結局前月末ニ比シテ多少ノ減少ヲ告ゲタリ
五月	三〇〇	廿一日	五〇、五四〇	フランスガアル公債ノ募集ハ一時金融ヲ引締メタレトモ外資ノ輸入アリタル爲ニ後チ引緩ミタリ、英倫銀行ハ南河及其他ヨリ輸入セル總テノ金ヲ吸收シテ五十萬磅以上ヲ得タリ
六月	三〇〇	十八日	一、八五八、九五七	倫敦ノ金利ハ歐洲大陸ニ比シテ低利ナルカ故ニ大陸銀行家ハ倫敦ヨリ其資金ヲ引受ルノ傾向續生シ爲替ハ逆トナリ歐洲大陸ニ向テ金ノ需要ヲ生シタリ然レトモ、英倫銀行ハ南河濠洲及埃及ヨリ百六十萬磅ヲ輸入シ南米ニ向テ多少ノ輸出ナナセシ結果約百三十萬磅ノ純輸入トナレリ

西曆年月	中央銀行 割引歩合	割引歩合 變更日附	金在高増減	摘要
七月	三〇〇	三日	四三、二七六	向テハ巨額ノ輸出アリタリ、月中旬紐育ヨリ巴里及伯林ニ向テ金ノ盛ニ輸出セラレシハ倫敦ヨリ移動スヘキ資金ヲ爲替作用ニヨリ紐育ヨリ輸出シタルナリ然レトモ金融ハ寧ろ緩漫
八月	三〇〇		四三、二七六	前月ノ反動ニテ割引歩合騰貴ス然シ伯林、維納ノ金利ハ倫敦ヨリ高ク是等市場ニ向テノ金需要大ナリ、英倫銀行ハ印度及南河ヨリ可ナリノ輸入ヲ爲シタレトモ獨逸及羅馬ニ向テ輸出ナナシタリ
九月	四〇〇		二、二九二、一五七	金利昂騰、歐洲大陸又埃及ニ向テ金ノ輸出アリ英倫銀行ハ約二百萬磅ヲ失ヒシカ其大部分ハ是等二方面ヘノ輸出ニ由レリ
十月	四〇〇		三九五、六二〇	金融緩和、英倫銀行ハ市場ニ於テ金ノ買入ニ從事シ以テ埃及及其他ニ向テノ輸出ヲ制止シタリ
十一月	四〇〇		一、五二〇、五一四	農作物出廻資金トシテ北米合衆國ヘノ金輸出盛ナリ之ト同時ニ埃及ヘノ輸出盛ニシテ爲ニ英倫銀行ノ金利引上ケテ決行スルノ恐アリシモ印度ヨリ約百萬磅ノ輸入アリタルカ故ニ月末ニハ金融緩和ヲ告ゲタリ
十二月	四〇〇		二、三七〇、五六一	金融緩和、紐育爲替ハ月初軟弱ナリシモ後チ恢復シ歐洲大陸爲替ハ逆トナレリ
千九百四年 年首	四〇〇		二八、九一一、八一三	初緩和セシ金融ハ既ニシテ引締リ月末ニ至リテ再ヒ引緩ミタリ
一月	四〇〇		五、二七四、三一一	歐洲大陸爲替ハ順トナリ英倫銀行ハ大金準備ヲ増加セリ

西曆年月	中央銀行 割引歩合	割引歩合 變更日附	金在高増減	摘要
一月	四〇〇		一、六九七、七二四	納税アリタレトモ月初ノ金利ハ甚ダ軟弱、歐洲大陸爲替ハ順、若シ日露戰爭ナカリセハ英倫銀行ハ當サニ利下ケテ決行スヘキ管ナリシ亞爾然丁ノ金需要甚大ナリキ英倫銀行ハ印度ヨリ英貨五十萬磅地金五十萬磅ヲ輸入セリ
三月	四〇〇		一、六一八、〇五四	月初ニ於テハ資金ノ内地ニ散出セシト多少金ノ海外ニ輸出シタルトニ依リテ英倫銀行ハ其ノ金在高ナ減セシカ後テ資金ハ回歸シ金ハ海外ヨリ流入シタルカ故ニ漸次増加ノ一方ニアリモ月末ニ至リテ再ヒ内地ニ向テ資金ノ散出アリテ同行ハ其金在高ナ減少セリ
四月	三五〇	十四日 廿一日	四、二六、六〇三	倫敦市債ノ募集ノ爲ニ月半ニ於テ一時緊縮ヲ告ケタルコトアリシモ、月中概シテ大ニ緩漫ヲ呈シタリ、爲替殊ニ(佛國爲替)ハ低落シ、佛國ノ金需要モ市場ニ局限セラレテ英倫銀行ヨリ直接巴里ニ輸送シタルモノナシ、亞爾然丁ニ向テ引續キ輸出アリタレトモ豫想程大ナラス
五月	三〇〇		一、八〇五、一七	日本公債ノ募集、巴里ニ於ケル露國公債ノ募集、佛國爲替ノ低落等ノ事實アルニ拘ラス金利ハ下向、巴里ノ金需要ハ市場ニ局限セラレ之カ爲ニ英倫銀行ノ失フ所ハ僅少ナリ、月中倫敦及紐育ヨリ巴里高運河買上ノ支拂ノ爲ニ巴里ニ向テ輸送シタル額ハ約八百萬磅ナリキ

西曆年月	中央銀行 割引歩合	割引歩合 變更日附	金在高増減	摘要
六月	三〇〇		二、四七一、八八一	中期決算資金ノ需要アリシニ拘ラス金融ハ比較的緩漫ナリキ、月初佛國ノ金需要ハ依然強大ナリシモ既ニシテ爲替ノ騰貴ト共ニ其需要ハ減退セリ依テ英倫銀行ハ此機ヲ利用シテ全地ニ打歩ヲ附シテ金ヲ吸收シ尙ホ金塊買入ノ外ニ埃及ヨリ約三十萬磅ヲ輸入セリ
七月	三〇〇		六七〇、六七七	金融ハ前月ノ反動トシテ俄然急迫ヲ告ケタリ、外國爲替ハ月末ニ至ルマテ逆調ヲ持續シ歐洲大陸ノ金需要ハ前月ヲ通シテ變セス唯月末ニ於テ少シク減退シタリ
八月	二〇〇		二、〇八五、二六八	英倫銀行ハ海外ヨリ約百八十萬磅ヲ輸入シ又現金ハ内地ヨリ回歸シタルヲ以テ同行ハ金所有高増加シタリ、英倫銀行ノ金所有高増加及外國爲替ノ騰貴等ニヨリテ金融緩和セシニ拘ラス利子歩合ハ變動セス
九月	三〇〇		二、六七、四九〇	金ノ輸入、資金ノ回歸、印度ヨリ巨額ノ英貨輸入等ノ諸原因ニ依リ金融閑散ノ傾向ヲ生シタリ尤モ月末ニ於テハ獨逸、亞爾然丁、埃及ノ需要アリタリ
十月	三〇〇		二、三〇一、三七	資金ハ潤澤ナリシモ割引歩合ハ獨佛ノ爲替下落、金地相場ノ騰貴、獨逸帝國銀行ノ利子引上ケ等ノ影響ヲ受ケテ多少引締ノ狀ヲ呈シタリ
十一月	三〇〇		一、九二二、四九一	北清事件ハ金融市場ニ影響スルコト甚ダ少ナカリキ然レトモ露國財政ノ運用上獨佛銀行家ハ倫敦ヨリ資金ヲ回收セントシテ巨

西曆年月	中央銀行 割引歩合	割引歩合 變更日附	金在高増減	摘要
千九百五年 十二月	三〇〇		二九、九二七、二七二	<p>額ノ金ヲ輸出シ且又農作物出廻資金トシテヴニス、アイレリ及埃及ニ向テ巨額ノ金ノ流出セルカ爲ニ倫敦ノハ利ハ昇騰セリ月ノ前半ハ金融緩漫ナリシモ後半ハ緊縮セリ、露國公債募集ノ準備ノ影響トシテ柏林ノ金利騰貴ノ倫敦市場ニ於テハ獨逸及其他ノ市場ニ向テ金ノ需要甚々大ナリ、英倫銀行ハ更ニ巨額ノ金ヲ失ヒタリ</p> <p>金融ハ緩和セリ、英倫銀行ハ濠洲及其他ヨリ七萬五千磅ノ金ヲ輸入シタレトモ南米ニ向テ五十八萬磅ノ金ヲ輸出シタリ</p> <p>租税ノ納期、鐵道會社配當金支拂ノ準備等ノ爲ニ金融比較的緊縮ヲ告ケタリ然レトモ目先、金融緩和ノ材料多カリキ、外國爲替ハ順ナリ、資金ハ内地ヨリ回歸シ、英倫銀行ハ海外ヨリ巨額ノ金ヲ得タリ、露國公債募集後柏林ノ金融市場ハ却テ資金ダブツキタリ</p> <p>金融市場ハ益緩和ノ傾向ヲ呈シタリ、外國爲替ハ順トナリ、英倫銀行ハ海外ヨリ吸收スルコトヲ得タリ</p> <p>金融市場ハ無事靜穩、日本公債三十萬磅ノ拂込モ市場ヲ擾亂セス、月初資金ノ内地ニ向テ散出セシモノ例年ニナク非常ノ多額ニ上リ且又月末ニ至リテ露國ニ向テ資金ヲ散出セシカ爲ニ英倫銀行ノ金準備ハ著シク減少セリ</p>
首年 一月	三〇〇		四、四七五、三一	
二月	三〇〇		四、四五〇、八二〇	
三月	三〇〇	九日	九〇〇、六九一	
四月	三〇〇		三、九三九、六七二	

西曆年月	中央銀行 割引歩合	割引歩合 變更日附	金在高増減	摘要
五月	二五〇		二、〇六四、一六四	<p>月初ニ當リテ内地資金ノ需要、歐洲大陸銀行家ノ金買入、佛國爲替ノ低落、事業資金ノ募集等ノ爲ニ金融ハ引締ダレトモ月末ニ至リテ緩和セリ、英倫銀行ハ南米ニ向テ金貨ヲ輸出シタリシモ結局金ノ輸入超過トナリタリ</p> <p>月初ニ於テ英倫銀行ハ市場ニ於テ獨リ地金ノ買入ニ從事シタリシモ月末ニ至リテ佛國爲替低落シ其結果金ノ輸出ヲ見タリ然レトモ英倫銀行ノ差引金ノ輸入超過ヲナシタリ</p> <p>前月末ハ例ニ依リ金融一時緊縮ヲ告ゲタリシモ越月後ハ緩和セリ、月初來内地ニ於テ資金ノ散出アリテ中旬ニ至リ多少ノ回歸アリシモ月末ニ及ヒ南米ニ向テ金ノ輸出始マリタルカ故ニ英倫銀行ノ金準備ハ月中約百萬磅ヲ減シタリ</p> <p>日本公債募集ニ關聯シテ金融市場ノ變動甚ダシカリシ、英倫銀行ハ佛國爲替ノ騰貴ト共ニ月中約五十萬磅ノ金ヲ海外ヨリ得シモ南米及其他ニ向テ多額ノ輸出ヲナシタルカ故ニ結局輸出超過トナリタリ</p> <p>日露平和成立後倫敦ノ金利ハ上向トナレリ、外國爲替ハ殊ニ佛國爲替ハ逆調ヲ示シ南米及埃及ノ金ノ需要ハ例年ニナク大ナルヘキ豫想起テ又紐育市場ハ金融緊縮シテ同盟銀行ノ法定準備超過額ノ減少シタル等英倫銀行利上ケノ原因トナレリ、年中英倫銀行ハ約二百萬磅ノ金ヲ海外ニ失ヒシカ其重ナルモノハ南米及埃及ナリ</p>
六月	二五〇		一、一六二、三七六	
七月	二五〇		一、〇三三、三七二	
八月	二五〇		一、三七〇、三六三	
九月	三〇〇	廿八日	二、〇三三、〇六一	

西曆年月	中央銀行 割引歩合	割引歩合 變更日附	金在高増減	摘要
十月	四〇〇	→	二、七〇五、四七一	英倫銀行ハ利上ケテ實行スルト同時ニ市場ニ於テハ高價ヲ以テ地金ノ買入ニ從事シタル結果同行ハ金在高増加シ又之ト同時ニ歐洲大陸爲替ハ騰貴シ紐育市場モ亦多少緩和ノ形勢ヲ示シタレトモ同行ノ金ノ輸出入ノ關係ニ於テハ約百萬磅ノ輸出超過トナリタリ
十一月	四〇〇	→	一、六三六、〇五五	金融ハ緊縮、英倫銀行ハ多額ナラシメ買入タルニ拘ラヌ其準備ハ月初甚タ薄弱ニシテ又民間預金モ減シシタリシカ後準備ハ増加シタリ、月中英倫銀行ハ歐洲大陸ニ向テ約七十萬磅ヲ輸出シ又印度ヨリ英國ニ向テ輸送中ナリシ金ヲ埃及ニ向テ輸送セリ然レトモ同行ハ結局八十四萬磅ノ輸入超過ヲナセリ
十二月	四〇〇	→	二八、五三〇、五二一	月初金融ハ一時緩漫ノ豫想起テ英倫銀行ハ多大ノ助力ヲ市場ニ與ヘタリシモ露國ニ於ケル不穩ノ形勢ハ其歐洲大陸市場ニ及ボシタル影響獨佛爲替ノ低落、亞爾然丁ニ向テ金ノ流出等ノ爲ニ月半ニ至リ英倫銀行ハ其政策ヲ一變シ其貸附利子ヲ引上ケタリ、月初英倫銀行ハ海外ヨリ地金ヲ購入シ又埃及ヨリ英貨ヲ輸入セシモ月末ニ至リテ巴里及柏林ニ向テ地金ヲ輸出シ又南米ニ向テ巨額ノ金ヲ輸出セリ
千九百零六年 年首			五四、六八六、三九三	越年後金融市場ハ容易ニ緩和ノ模樣ナカリシカ大陸市場ノ緩和ト共ニ大陸カ英國手形ノ買入ヲ行ヒタル結果倫敦ノ割引歩合ハ

西曆年月	中央銀行 割引歩合	割引歩合 變更日附	金在高増減	摘要
一月	四〇〇	→	四、一三一、四七九	軟弱トナレリ然ルニ二月ノ十三日頃ヨリ英倫銀行ハ市場ニ於ケル剩餘資金ヲ吸收スルノ策ヲ取リシナリテ形勢再ヒ變シテ市中金利ハ締リタリ
二月	四〇〇	→	四、五〇一、一五四	金融緊縮、市中割引歩合ハ概シテ三步八厘一毛乃至三步八厘七毛ヲ持合ヒタリ本年中英倫銀行ハ著シク金在高増加スルコトヲ得タリ之レハ外國爲替ノ騰貴シタルトハ英倫銀行自ラ金買入ニ銳意シタルニ由レリ
三月	四〇〇	→	一、八六六、三三四	月初ハ金融ハ二月末ト大差ナケレトモ利子及配當ノ支拂ヒニ由テ幾分緩和ノ狀ヲ呈セシカ月半以後ハ對米爲替ノ低落(紐育白金ノ輸出)モロコ問題ノ行商等ノ爲メニ漸ク引締ノ傾向ヲ生シ斯クテ月末ニ至リテハ納稅、株式市場ノ決済、銀行見世金等ノ爲メニ著シク資金ノ需要ヲ増加セリ英倫銀行ハ正貨ノ海外輸入及ヒ内地通過ノ回歸ニ由リテ金銀在高増加セリ
四月	三五〇	→	五、三四七、八九二	月初金融界ハ順調ニ向ヘリ尤モ對佛爲替ハ一時低落セシモノレバ里ニ於ケル露國公債募集ノ準備ニ基因セルモノニシテ一時の現象ニ過キス、英倫銀行ハ市場ニ於テ巨額ノ地金ヲ買入レタルノミナラス露國ヨリ英貨ノ輸入アリ市場ニ於テアル資金ノ供給ハ頓ニ潤澤ヲ唱ヘシカハ英倫銀行ハ月ノ五日ヲ以テ公定歩合ヲ三分五厘ニ引上ケタリ、然ルニ其後對佛俄然トシテ一變シ對佛爲替及對米爲替ノ低落ニ由リテ巨額ノ金ハ海外ニ向テ流出セリ、月末柔港ニ大震災アリ、倫敦ヨリ紐育ニ向ケ金ヲ流出セントスルノ虞アリタリ

西曆年月	中央銀行 割引歩合	割引歩合 變更日附	金在高増減	摘要
五月	四〇〇	五日	五六九、九九六	月初ヨリ月半ニ至ル迄紐育ニ向ケ巨額ノ金流出アリ之カ爲メニ英倫銀行ノ金在高ハ漸次減少ヲ告ケタリ此際英倫銀行ノ準備保護ノ政策上其公定歩合ヲ四歩ニ引上ケ又月ノ七日米國金貨ノ賣價ヲ引上ケテ「オンス」ニ付キ七十六志八片、二五トセリ然ルニ八日以後同行ハ市場ニ於テ地金ヲ吸收スルヲ得ルニ至リ金ノ流出ヲ防止センカ又印度政廳ノ所有ニ屬スル特定賞金ノ幾分ヲ準備ニ繰入ルルコトヲ得タリ(一時七十七志十片、七五マテ贖費セシ地相場ハ巴里ニ於ケル露國公債ノ募集後對大陸爲替ノ順トナリ又紐育向金輸出ノ杜絶ト共ニ月半ノ頃ヨリ七十七志九片ニ低落セリ)
六月	三五〇	廿六日	三八九、一八〇	金融引緩ノ傾向アリ、英倫銀行ハ漸次金ヲ吸收シ又内地ヨリ資金ノ回收アリタルカ爲メニ其ノ月末ニ於ケル準備ハ前月同期ニ比シ約三百萬磅以上ノ増加ヲ示シタリ月末ニハ上半期末ノコトトノ例ニ依リ金融幾分引締リタリ
七月	三五〇		三七七、七八	前月末少シク緊縮ノ氣味アリシ金融界ハ越月後額ニ引弛ミ金利モ亦下向キタリ、例年ノ通り米國向金ノ需要ト内地向資金ノ產出トノ爲メニ英倫銀行ハ金在高ヲ減少セリ

西曆年月	中央銀行 割引歩合	割引歩合 變更日附	金在高増減	摘要
八月	三五〇		一、三二五、〇四一	倫敦ニ向ケ約五、一萬磅ノ金ノ輸入ヲ促シ金融市場ハ一時甚ダ緩慢ノ狀ニテアリシモ既ニシテ月末ニ近クニ從ヒ形勢稍變シテ英倫銀行ニ對スル金ノ供給モ一時杜絶セントスルモノノ如ク又對紐育爲替ハ逆調トナリ獨逸方面ニ向ケ金ノ流出アリタルカ爲メニ資金ノ供給ハ月末ニ至ル迄可ナリ潤澤ヲ唱ヘタリシモ割引歩合ハ幾分引締氣味ナリ
九月	四〇〇	九日	四、四九二、五九九	英倫銀行ハ巨額ノ米金貨ヲ紐育ニ向ケ失ヒタリ(紐育ハ之レ以外市場ニ於テモ多額ノ地金ヲ買入レタリ)月初ハ内地ヨリ資金ノ回收其他ノ原因ニ依リ米國向金ノ流出盛ナリシニ拘ラス資金ノ供給ハ可ナリ潤澤ナリシカ上記並ノ輸出益盛ナラントスルヤ英倫銀行ハ其公定歩合ヲ四歩ニ引上ケタリ、其結果市中歩合モ亦引締リ月初三歩三厘八毛見當ニアリシニ俄然三歩五厘三毛ヲ唱フルニ至レリ其後金融ハ引緩キ過迫ノ狀ニアリシカ月ノ二十日ニ至リテハ四歩一厘二毛ニ騰貴シ爲メニ英倫銀行ノ割引高ハ著シキ増加ヲ來セリ
十月	五〇〇	十一日	五、四七二、三二三	英倫銀行ハ前來其金在高ヲ減少シツツアリ加フルニ埃及ニ對スル金ノ流出ハ豫想外ノ巨額ニ上ルヘキ模様アリ、於是乎同行ハ月ノ十一日ヲ以テ先ツ其公定歩合ヲ五歩ニ引上ケシニ、後僅ニ一週間ニシテ突如トシテ六歩ニ引上ケタリ其結果紐育爲替ヲ初メ巴里、伯林爲替モ亦齊シク騰貴ヲ告ケタリト雖モ英倫銀行ハ利子引上ケニ依リテ未ダ其豫期ノ效果ヲ收ムルニ至ラス依然ト

西曆年月	中央銀行 割引歩合	割引歩合 變更日附	金在高増減	摘要
十一月	六〇〇		四、四七三、二九九	シテ埃及方面ニ對スル需要ノ爲メニ益々其準備ヲ減少シツツアリキ 十月十一日ノ交ニ於ケル市中歩合ハ殆ト英倫銀行歩合ト大差ナシト雖モ外國爲替市場ハ容易ニ順調ナラセズ月初尙ホ英倫銀行ハ埃及ニ向テ金ヲ輸出シタリ於是市場ハ再ヒ英倫銀行ノ利上ヲ豫想スルニ至リシカ此時ニ當リ佛國銀行ハ巨額ノ金ヲ輸出シ其中幾分ハ直接之ヲ埃及ニ輸送シ英倫ニ輸送セシ高ハ優ニ百萬磅以上ニ達セシヲ以テ市中歩合ハ一時小緩ミシモ月ノ二十一日ニ至リブラジルニ向ケ約七十五萬磅ヲ輸出セルヤ市場ハ再ヒ警戒ノ態度ニ出タリ然レトモ全月ヲ通シテ英倫銀行ニ於ケル金輸入ハ輸出ニ超過シ通貨ハ内地ヨリ回歸シ市場資金ノ供給ハ寧ろ潤澤ノ觀アリキ然ルニ市中歩合ハ概シテ銀行歩合ニ接近シ容易ニ低落ノ氣勢ヲ示サ、リキ
十二月	六〇〇		四、一九八、六六六 四八、三三〇、五四〇	月初巴里ヨリ多額ノ金ヲ輸入シ來リ市場稍々緩和ノ氣味ナリシカ月半後ハ南米及ヒ埃及ノ諸國ニ向テ金流出アリ爲メニ英倫銀行ハ著シク其金在高ヲ減シ市場モ亦引締リタリ 新年ニ入りテ公債利子其他政府ノ支拂ニヨリ資金ノ供給潤澤トナリ市中金利ハ四歩五厘六毛マテ低落セシヲ以テ英倫銀行モ公定歩合ヲ一步方引下ケタリ、然ルニ近來世界各地ノ商工業異常

千九百七年

西曆年月	中央銀行 割引歩合	割引歩合 變更日附	金在高増減	摘要
一月	五〇〇		五、一八五、〇一八	ノ活潑ニ從テ資金ノ需要多大ナリシ極信用力過度ニ膨脹シタル事實カ漸ク市場ニ感知セラル、ニ至リ資金ノ調達漸ク困難トナリ佛蘭西銀行ハ本年ノ金融ハ左シテ緩漫ト望ムヘカラスト見ダ
二月	五〇〇		二、四八〇、一二七	ルカ貸付利率ヲ三歩半ヨリ四歩ニ引上ケ英倫銀行モ利下ニ拘ラス其手許ヲ引締メタル結果其後金利ハ却テ引締リノ狀ヲ示シタリ、南米ニ向ケ多額ノ金流出シタルコトモ多少ノ影響ヲ及ボシタルハ勿論ナリ下旬ニ於ケル獨逸帝國銀行ノ下ハ唯僅ニ金利ヲ引緩ムノ效アリシノミ
三月	五〇〇		一、七三三、三八一	英倫銀行ハ海外ヨリ可ナリ金ヲ受入レ其資力鞏固ヲ加ヘタルニ拘ラス其影響ハ至テ微弱ニシテ市場ハ全月中概シテ手堅キ成行ヲ示シタリ南米ニ向ケ引續キ金ノ流出アリシノミナラス大陸爲替ハ逆勢ニ向ヒ米國鐵道會社カ高利ノ短期債券ヲ多額ニ倫敦ニ於テ發行シ其結果トシテ金輸出ノ氣味ヘシメタル等其原因ヲナセリ市中金利ハ四歩六厘三毛乃至四歩八厘八毛ナリ

西 曆 年 月	中央銀行 割引歩合	割引歩合 變更日附	金 在 高 増 減	摘 要
四 月	五 四 〇 四 〇 〇	十 一 日 廿 五 日	七 六 一、七 三 三	テ五歩一厘三氣トナリ從テ割引率ハ殆ト英倫銀行ノ專有ニ歸シ タリ對米爲替ハ低落シテ終ニ米國ニ向テ金流出セリ 前月ニ引替ヘ金融ハ急激ニ引緩ミタリ是レ主トシテ外ハ紐育國 立銀行カ去ル二月議會ヲ通過シタル「オールドリツチ」條例ニ依リ 政府ヨリ關稅收入ヲ預金トシテ受入レタル爲メ紐育市場ノ緩和 ナ來タシタルト内ハ市中銀行カ前月ニ於ケル貸盡リノ態度ヲ變 シテ漸ク資金ヲ市場ニ出スニ至レル例ニ依リテ「コンソル」利拂 等ニ關聯シ國庫金ノ拂出アリシコト等ニ歸スヘシ英倫銀行モ金 融界ノ趨勢ニ鑑ミ兩回マテ金利引下ナセリ市中金利ハ四歩八 厘ヨリ三歩マテ低落セリ 初旬ノ金融ハ大ニ引緩ミ市中金利ハ三歩九厘四毛ニ下リ英倫銀 行ノ公定歩合トノ間ニ一歩以上ノ幅ヲ生スルニ至リシカ其後巴 里爲替ハ低落シテ巴里向ノ金輸出アリ米國財界ノ形勢モ再ヒ不 良トナリ又國庫收支ノ關係ニ市場ノ資金カ英倫銀行ニ吸收セテ レタルアリ新資金募集モ引續キ多額ナル等ニテ金融ハ引締リ市 中金利ハ二歩六厘九毛トナレリ 月中ヲ通シテ資金ノ需要旺盛ニシテ金利ハ強含ミナリキ殊ニ月 末ニ及ンテハ半季末資金トシテ英倫銀行ノ貸出シタル額約千三 百萬磅ニ上レリ、巴里向ノ金需要モ尙斷ヲ斷タサルノミナラス
五 月	四 〇 〇		五 二 〇、八 六 四	
六 月	四 〇 〇		三 〇 七、一 一 一	

九 月	八 月	七 月
四 五 〇	四 五 〇	四 〇 〇
	十 五 日	
一、〇〇〇、〇〇〇	一、八二八、七七五	一、九五、四六一
埃及ノ世界不穩ノ兆アリテ該地ニモ金輸出セラレ是レ亦金融ヲ 引締ムル原因トナレリ市中金利ハ三歩三厘五毛乃至三歩九厘四 毛ナリ 前月末市場カ英倫銀行ヨリ融通ヲ受ケタル巨額ノ資金ハ本月ニ 入リテ直ニ拂戻サレタルモ市場ノ資金ハ可ナリ潤澤ニシテ金利 モ上期中漸次低落シ居タリシカ其後埃及ノ財界困難ノ狀態ニ陷 リ市場ヲ警戒セシメタルト秋季金融ノ前途ニ對シ疑念ヲ抱カシ メタルトヨリ引締ノ氣味トナレリ市中金利ハ三歩三厘乃至三歩 六厘九毛ナリ 前月末來引締リノ傾向ハ本月ニ入りテ更ニ甚シク銀行並金融業 者ハ警戒ノ態度ニ出テ手形割引ナ大ニ濫ルノ傾向トナル殊ニ紐 育財界ノ不穩ハ米國宛手形ノ割引ヲ拒絶セシムルニ至リ英倫銀 行モ終ニ公定率ヲ五厘方引上ケタルカ市中金利ハ屢々同行歩合 以上ニ上リ多數ノ割引手形ハ同行ニ向テ集注スルノ狀態ヲ生シ タリ然レトモ其後英倫銀行カ多額ノ資金ヲ融通シタルニヨリ市 場ハ緩和ニ赴キ金利モ下向トナレリ市中歩合ハ一時五歩ヲ越サ ントシタルコトアリ 月初日本六分利公債ノ償還ヲ氣構ヘシモ實際ノ償還額ハ甚ダ少 額ニテ著シキ影響ナク前月上旬ヨリシテ緩和ニ向ヒシ市場ハ英 倫銀行準備ノ増加ト米國政府ノ紐育市場救済等ニヨリテ漸次警 戒ノ手ヲ緩メ外國爲替ハ逆潮ニ向ヒシニ金利ハ三歩七厘五毛マ テ漸落セリ		

西曆年月	中央銀行 割引歩合	割引歩合 變更日附	金在高増加	摘要
十月	五五〇	卅一日	七、〇三九、四一五	月初ニハ「コンソール」公債ノ利拂ヒアリ前月來ノ緩漫ノ狀態ヲ繼 續シタルカ此ハ暫時ニシテ間モナク形勢一變引締リテ來セリ此 傾向ハ英倫銀行カ埃及及ヒ米國ノ金需要ニ對スル準備上且ツハ 大陸爲替ノ逆潮ニ對スル政策上市場ヨリ資金ヲ吸收スルノ途ニ 出テタルニ基因セル所ナリ埃及ニ對スル金輸出ノミニテ月中約 三百萬磅ニ達シタルカ更ニ重大ナル緊縮ノ原因ハ日ニ益々形勢 非ナリシ紐育市場ハ終ニ下半月ニ至テ劇甚ナル恐慌ヲ惹起シタ ルコトニシテ其影響ハ直ニ歐洲各金融市場ニ對スル急切ナル金 需要トナリテ現ハレ英倫銀行ハ月末ニ於テ割引率ヲ一步方引上 ケ以テ警戒ヲ加ヘタリ市中金利モ奔騰シテ五分七厘二毛ナ唱ヘ タリ
十一月	六〇〇 七〇〇	四日	一、五二五、七二一	紐育ニ於ケル大恐慌ノ影響トシテ倫敦市場ニ對スル資金ノ需要 ハ頗ル急且大ナルモノアリ金輸出ノ約定ハ續々トシテ成立シ英 倫銀行ナシテ自衛上一週間ニ割引歩合ヲ五歩半ヨリ近年未曾有 ノ高歩タル七歩ニ引上ルノ非常手段ヲ採ルニ至ラシメタリ市中 金利モ之ト共ニ七歩前後ニ上リシカ倫敦金利カ如何ニ騰貴スル モ且ツ英米間ノ爲替カ表面上倫敦ニ順ナルニ於テ金ハ續々米國 ヘ流出シ始ト之ヲ拒止シ得ルモノナカリシ所以ハ米國ニ於テ通 貨ニ對シテ増打歩ヲ生シタル結果ナリトス月中米國向ノ金輸出 ハ約千萬磅ニ上リシカ是レ倫敦市場ノ獨力供給スル能ハサル所

西曆年月	中央銀行 割引歩合	割引歩合 變更日附	金在高増加	摘要
十一月	七〇〇	四日	一、五二五、七二一	ナリシモ佛蘭西銀行カ三百萬磅ノ英國手形ヲ買入レ之ニ對シテ 正貨ヲ現送シタルト獨逸ヨリモ多額ノ金輸入アリシニヨリテ蘇 局ニ處スルヲ得タリシナリ月末ニハ米國恐慌モ漸ク下火トナリ シヨリ市中金利ハ低下ノ傾向ヲ生シタリ日本政府力露國捕虜收 容費約五百萬磅ヲ市場ニ放出シタルコトモ亦金融ヲ緩和セシメ タル一因ナリ
十二月	七〇〇	二日	二、四九九、二一九	月初英政府及印度政府カ多額ノ資金ヲ放出シテ市場ヲ潤シタル 一方ニ恐慌後ノ紐育ハ尙ホ混亂ノ狀態ニアリ再ヒ月中多額ノ金 輸出ヲ見タルモ大陸ヨリノ金輸入相當ノ多額ニ上リ其缺ヲ補ヒ シナ以テ中旬マテハ金融小康ノ狀ナリシガ既ニシテ年末ノ接近 ニヨリ例ノ如ク再ヒ緊縮ヲ告ケ市場ハ七歩半ノ高利ヲ支拂ヒテ 英倫銀行ヨリ多額ノ融通ヲ受ケシ結果日貨利率ハ大ニ引緩ミシ モ割引率ハ引締ヲ續ケ二箇月拂手形六歩半乃至七歩ヲ以テ越年 セリ
一九〇八年 年首	七〇〇	二日	三、二五三、六六一	本月中ノ顯著ナル現象ハ金利ノ暴落ナリ英倫銀行ハ公定割引歩 合ヲ前後三回ノ利下ヲ以テ七歩ヨリ四歩トナシ市中金利モ亦舊 臘末ノ六歩ヨリ三歩半ニ引緩ミタリ其原因ハ金融ノ前途ニ關ス ル過度ノ懸念ノ消散ト恐慌後ノ米國財界靜穩ニ歸シ對米爲替者 々倫敦ニ順トナリ來リシコト是ナリ獨佛ハ金塊買入ヲ始メ殊ニ 佛國ハ前秋買入ノ英國手形滿期ニ達シ英倫銀行ヨリ金貨ヲ取付 タリ、資金募集巨額ニ上レリ
一月	四〇〇 五〇〇	十六日 廿三日	五、九六四、四八八	租稅納期ニ際シ多額ノ資金國庫ニ吸收セラレ又大體ノ金需要強

西曆年月	中央銀行 割引歩合	割引歩合 變更日附	金在高増減	摘要
二月	四〇〇		八二、五六七	大ニシテ殊ニ佛國ニ對シ金貨輸出アリ對米爲替モ主進勢ニ轉シタルヲ以テ金利低落ノ趨勢暫ク頓挫シタリ英倫銀行ハ市場ニ對シ多額ノ資金ヲ融通セリ市中金利三歩十六分ノ三乃至三歩十六分ノ十三
三月	三五〇 三〇〇	五日 十九日	四〇、三一	前月ニ引續キ納税ノ爲メ資金ノ供給ヲ減セシニ當リ其需要モ亦相當ニ大ナリシヨリ市場ハ屢次英倫銀行ニ融通ヲ仰キタリ然レトモ同行ノ地位ハ次第ニ鞏固トナリ且會計年度變リト共ニ金融緩慢ニ歸スヘキ豫想ヨリ兩回利下ヲ斷行セリ之カ爲メ大陸爲替逆トナリ佛獨ノ金需要一層強大トナリシヲ以テ全利引運氣味ナリソカ月末政府資金ノ放出アルヤ二歩八分ノ三ニ引緩ミタリ
四月	三〇〇		二、三七二、四〇八	月初公債利拂其他ニテ國庫金ノ散出多額ナリシカ市場ハ之ヲ以テ英倫銀行ニ對スル借入金ヲ償還シタル爲メ豫想輕金融緩和ノ力ナク他方復活祭ニ當リ地方ヨリ資金ノ需要ヲ喚起シ巴里ニハ金貨ノ洗出アリ又獨佛ノ競争ノ爲メ金塊相場ハ暴騰シ獨逸及普瀋西公債ノ發行ニ關聯シ柏林ヘ金流出ノ危惧ヲ生シ金融ヲ引運メタリ月末市中金利ハ二歩四分ノ三
五月	五二〇	廿八日	三二四、〇五九	佛獨兩國カ引續キ專心金ノ吸收ニ努メ英倫銀行ナシテ一磅ヲモ買入ルル能ハサラシメタルニ當リ市中金利ハ著々引緩ミ一歩八分ノ五トナレリ是レ商工業不振ノ爲メ資金ノ需要減退シタルニ

西曆年月	中央銀行 割引歩合	割引歩合 變更日附	金在高増減	摘要
六月	二五〇		九三、八九四	由ル既ニ其ノ兆ハ以前ヨリ現ハレ居タルモ納税其他ノ關係ニ因ル需要ノ爲メ相殺セラレテ著シキ影響ヲ及ボサ、リシノミ英倫銀行モ此形勢ヲ見テ利下ナナセリ
七月	二五〇		一、四八七、〇〇四	大陸爲替ハ逆潮ニアリ金ハ高値ニ拘ラス引續キ大陸ニ吸收セラレ英倫銀行ハ何等ノ得ル所ナシ然レトモ市場資金ノ供給ハ潤澤ニシテ月貸ハ二分ノ一乃至四分ノ三歩ヲ唱へ市中割引利子モ漸落シテ一歩四分ノ一トナリ市場カ半季末ニ當リ英倫銀行ヨリ借入タル額ハ前年ノ千三百萬磅ニ對シ約七百萬磅ニ過キサリキ
八月			一、六二一、四七三	資金ノ需要薄ナルニ當リ公債利拂アリテ供給ハ益々潤澤ヲ加へ市中金利ハ一時最低一歩八分ノ二ニ低落セリ然ルニ金塊ハ依然佛獨ニ買付ケラレ又何年ノ如ク地方ヘ資金ノ回送開始サレタル結果英倫銀行ノ預金準備減退シタルヨリ再ヒ一歩八分ノ三ニ小縮ナ告ケタリ

由ル既ニ其ノ兆ハ以前ヨリ現ハレ居タルモ納税其他ノ關係ニ因ル需要ノ爲メ相殺セラレテ著シキ影響ヲ及ボサ、リシノミ英倫銀行モ此形勢ヲ見テ利下ナナセリ

大陸爲替ハ逆潮ニアリ金ハ高値ニ拘ラス引續キ大陸ニ吸收セラレ英倫銀行ハ何等ノ得ル所ナシ然レトモ市場資金ノ供給ハ潤澤ニシテ月貸ハ二分ノ一乃至四分ノ三歩ヲ唱へ市中割引利子モ漸落シテ一歩四分ノ一トナリ市場カ半季末ニ當リ英倫銀行ヨリ借入タル額ハ前年ノ千三百萬磅ニ對シ約七百萬磅ニ過キサリキ

資金ノ需要薄ナルニ當リ公債利拂アリテ供給ハ益々潤澤ヲ加へ市中金利ハ一時最低一歩八分ノ二ニ低落セリ然ルニ金塊ハ依然佛獨ニ買付ケラレ又何年ノ如ク地方ヘ資金ノ回送開始サレタル結果英倫銀行ノ預金準備減退シタルヨリ再ヒ一歩八分ノ三ニ小縮ナ告ケタリ

金融ノ大勢ハ依然緩慢ナルカ英倫銀行ハ大陸ノ劇甚ナル競争ニ依リ毫モ金塊買入ヲ爲ス能ハス彌々秋季ニ近ツキ遠カラス埃及其他ヨリ農作物出廻資金ノ需要ヲ喚起セントスルニ當リ此形勢ハ外國爲替ノ逆勢ト共ニ一注意ヲ惹キタルカ資金ノ供給尙潤澤ナル爲ニ金利ハ總ニ引締リシノミニテ一歩十六分ノ九ヲ唱ヘタリ

商工業ハ尙領ル不振ニシテ七月迄二千萬磅内外ニ達セシ新規資金ノ募集モ暫ク休止ノ姿トナリ從テ外國爲替ノ逆勢、大陸ノ金

坤附錄 甲種第一號の二

西曆年月	中央銀行 割引歩合	割引歩合 變更日附	金在高増減	摘要
九月	二五〇		七二四、三二七	需要、亞爾然丁其他ノ金貨流出等モ金利ヲ引締ムル力微弱ナリキ又四半季末ニ拘ラス市場ハ英倫銀行ヨリ借入ヲ爲シタル形跡モ無シ、市中金利ハ一步四分ノ一乃至一步八分ノ五
十月	二五〇		一、六四一、二〇四	金融繁忙ヲ告クヘキ秋季ニ際シ資金ノ供給ハ潤澤ナカラ道ニ金利ハ小締ヲ告ケタル殊ニ巴爾幹事件勃發シ一轉スレハ歐洲列國間兵火ヲ交ユルニ至ラン虞ヲ生シタルト巴里爲替カ暴落シ金塊相場ハ七十七志十一片八分ノ五乃至八分ノ七ニ暴騰シ政治的原因ト相待テ割引業者ノ警戒ヲ促シタリ月末市中金利ハ二步十六分ノ三ヲ唱ヘタリ
十一月	二五〇		七九八、六二七	巴爾幹問題ノ行儀、金塊ニ對スル佛國ノ繼續的需要ト巴里爲替ノ逆勢、南米及埃及ヘノ金貨流出、英倫銀行預金準備ノ低減、英及印度政府大藏省證券ノ發行、十二月ニ於ケル多額ノ資金散出豫想等ヨリ市中金利ハ一時英倫銀行公定歩合ヲ摩スルニ至レリ
十二月	三〇〇		四、八四五、三一一	目先年末ノ關門ヲ控ヘタルノミナラス「クリスマス」用トシテ例年ノ如ク地方ヨリ現金ノ需要ヲ喚起シ、埃及、南米ニハ金ノ輸出アリ巴里ハ又絶ヘス金塊ヲ買入レタリ從テ市場ハ底強ナリシカ金利ハ左マテ引締ラス年末ノ金融狀態トシテハ至極靜穩ノ裡ニ越年シタリ英倫銀行ノ預金準備ハ著シク低減シタルモ地方散出ノ資金ハ新年ニ入りテ直ニ回收サル、例ナレハ同行ハ何等替

千九百九年

西曆年月	中央銀行 割引歩合	割引歩合 變更日附	金在高増減	摘要
一月	三〇〇	十四日	三、五二一、九七四	戒ヲ加ヘサリキ本月同行カ市場ニ融通シタル額ハ千七百萬磅ニ上リタリ
二月	三〇〇		三、六二三、二八九	巴里爲替逆勢ニシテ金塊ハ引續キ巴里ニ吸收セラレ南米ニモ金流出ス英倫銀行ハ漸ク預金準備ノ不足ヲ自覺シ月半利上ヲ斷行ス其後豫テ準備中ナリシ露國公債約五千萬磅ノ發行完了シ巴里ノ金需要減シタルヨリ英倫銀行モ下旬ニ入り漸ク多少ノ金塊ヲ買入ル、テ得タリ尙地方散出資金回歸シ埃及ヨリモ多少ノ金流入シ同行ノ正貨所有高増加スルヤ市中金利ハ二步乃至二步十六分ノ十一
三月	三〇〇		三、八三三、四二八	露國公債應募目的トシタル巴里貯藏ノ資金ハ漸次他ニ放出セラル、事トナリ巴里爲替愈々順適伯林紐育爲替ハ金輸入點ニ近ク金塊市場ノ賣物ハ英倫銀行ニ買取ラレ埃及大陸ヨリモ金貨流入シ南米ノ金需要ハ一部ハ紐育ニ轉セラレ英倫銀行所有正貨増加ス但シ市中金利ハ納稅關係ト鐵道會社配當支拂準備ニテ手堅ク二步十六分ノ一乃至二步十六ノ七

外國爲替ハ月ノ大半順潮ヲ維持シ海外諸方面ヨリ金流入シ金塊市場ニテモ海外ノ競争買入殆ト絶エ英倫銀行ノ賣力ハ大ニ増加シ利下説ヲ生ス國稅納入期トテ多額ノ資金國庫ニ收納セラレ市中ノ金利低落ヲ防止セントスルモアリシカ終ニ一步十六分ノ九ヲ唱フル迄ニ下落セリ

公債利拂其他ニモ政府資金ノ放出セララルモノ多ク金塊發没ニ

西曆年月	中央銀行 割引歩合	割引歩合 變更日附	金在高増減	摘 要
四月	二五〇	一日	二、二二九、八八一	向フ英倫銀行ハ月初頭利下ナシ市中金利モ最低一步四分ノ一トナル但シ金利引殺ミノ結果外國爲替ハ進潮ト變シ佛、澳金需要再興シ土耳其革命騒擾勃發ト關聯シテ金塊ハ全部海外ニ吸收セラレ南米ヘモ金流出ス
五月	二五〇		一、三三八、二三七	月初以來大陸殊ニ塊國ノ金需要繼續シ南米ヘモ金輸出セラレ市中金利ハ低落過キノ極小縮リテ告ケ下旬ニハ一步八分ノ五トナル米國融通手形漸ク現ハレ來ル
六月	二五〇		二、九二九、八三〇	塊國ノ金需要ハ尙ホ終熄セザリシモ巴里爲替ハ騰貴シ英倫銀行ハ可ナリ多額ノ金塊ヲ買取ルヲ得タリ月中市場資金ノ供給ハ比較的潤澤ナラス之ヲ過去數箇月金融緩漫ニ任セ海外ニ資金ヲ供給シタルモノ頗ル多大ニシテ且政府資金ノ放出運々タルニ由ル半季末市場カ革倫銀行ヨリ借入レタル額ハ千四百萬磅ニ達ス市中金利一步十六分ノ五乃至二步八分ノ一
七月	二五〇		一、八一七、八三三	越月後公債利拂等ニテ金融緩漫トナリ市中金利ハ一步十六分ノ三ニ引緩ム其後露澳ノ金需要復興シ南米ヘモ金流出シ且收種開始休暇到來ノ爲メ地方ヘ資金ノ廻送セラレタルモノ多ク英倫銀行ノ所有正貨減少ス

西曆年月	中央銀行 割引歩合	割引歩合 變更日附	金在高増減	摘 要
八月	二五〇		九四〇、八八四	リノ回金少ナカラス且ツ金塊買入ニヨリ正貨所有高幾分ノ増加ヲ告ケタリ埃及爲替下落シテ同國ノ金需要起ラントスル兆證アリ
九月	二五〇		二、九六六、四九五	金融市場ハ漸ク形勢一變セントスル傾向ヲ呈ス海外市場一般ニ引締ヲ傳ヘ獨逸帝國銀行利上ヲ行フ外國爲替ハ進勢ニ轉シ大陸殊ニ巴里ノ金需要切ナルモノアリ金塊相場ハ競争ノ結果七十七志十一月四分ノ三ニ暴騰シ大陸始メ南米、埃及等ノ金ノ輸出多ク地方ニ對シテ秋季資金ノ散出アリ英倫銀行ノ正貨爲ニ減少ス市中金利モ月末頃漸ク小縮リテ告ケ四二步分ノ一トナル
十月	三〇〇 四〇〇 五〇〇	七日 十四日 廿一日	四、八六一、二二九	金融市場漸ク緊縮ノ度ヲ加フ海外金利引締外國爲替ハ月中進潮ヲ示シ露土、南米、埃及等ノ金需要大ナルノミナラス米國手形増加ノ模様アリ英倫銀行ハ自衛上三回迄利上ヲ決行シ且ツ其有效ナ期センカ爲メ市場ヨリ多額ノ資金ヲ借入レ地方金融吸收ノ手段トシテ其買入價格ヲ引上ケタリ巴里ハ倫敦ニ於テ外國手形ヲ買入レ其代リ金約二百萬磅巴里ヨリ流出シタルモ英倫銀行ノ準備ニ尙ホ著四シキ減少ヲ示セリ市中金利モ步八分ノ五トナル
十一月	五〇〇		三、九一六、八四五	英倫銀行割引歩合引上ノ效果ハ中旬ニ至リテ漸ク現ハル大陸市場ヨリ金流入シ下旬迄ニハ金融緊縮ノ度大ニ融和シタリ市中金利ハ三歩十六分ノ十三トナル英倫銀行ハ月中印度向ニ棉花資金トシテ多少ノ金ヲ失ヒタルモ金塊買入モ奏效シ正貨所有高著シク増加ス唯新豫算案ニ對スル上院ノ反對ニシテ其拒否ニ伴フコトアル可キ財界變動ヲ氣遣ヒ利下ヲ延期ス

西曆年月	中央銀行 割引歩合	割引歩合 變更日附	金在高増減	摘要
十二月	四五〇	九日	三、六六二、六〇一	豫算案ノ不成立總選舉ノ進行モ金融市場ニ差シタル影響ナカリシヲ以テ英倫銀行ハ四厘方ノ利下ナ行フ既ニシテ年末ノ必要ヲ見越セル資金ノ需要彌々現ハレ同行ニ對シ借入レテ申込ムモノ漸ク多ク且獨逸帝國銀行ハ金輸入獎勵ノ爲メ銀行業者ニ前貸チナス等ニテ金融漸ク引締ラントスル色アリシカ英倫銀行ハ市場ヨリ借入レタル資金ノ一部ヲ返還シ又巨額ノ資金ヲ市場ニ融通シタルヨリ市中金利ハ四歩ヲ最高トシ年末ニハ却テ三歩八分ノ三ニ引締メリ
千九百十年年首	四五〇		三、二六二、八〇七	改曆ト共ニ地方ヨリ資金ノ回歸スルモノ多ク金融ハ緩和セリ、殊ニ總選舉ノ結果ハ政府黨ノ勝利ニ歸シタルニ拘ラス政府ハ新豫算案ノ通過ヲ急カス所得稅ノ徵收ハ爲ニ延期セラル、コトトナリシヲ以テ一層金利低落ノ勢ヲ助ケタル英倫銀行モ月中兩回ノ利下ナ行フ
一月	四〇〇	六日	四、〇三三、〇六五	所得稅徵收ノ延期ハ月中金融緩漫ノ主因ナナセリ尤モ一方ニハ歲計填補ノ必要上大蔵省證券ノ發行ヲ見タルモ大勢ニ影響ナク英倫銀行ハ更ニ利下ナ行ヒ市中金利モ二歩迄低落セリ
二月	三〇〇	十日	七、〇九五、五七五	前二箇月ニ於ケル金融緩漫ノ結果トシテ英倫銀行ノ金在高少ナカラサル減退ヲ來シ月半終ニ同行ノ利上ヲ見タルハ本月トシテハ稀有ノ現象ナリ誤謬投機熱ニ關聯シ資金ノ募集殊ニ多シ
三月	四〇〇	十七日	二、三六一、五九〇	

西曆年月	中央銀行 割引歩合	割引歩合 變更日附	金在高増減	摘要
四月	四〇〇		二、五五一、九八八	大蔵省證券ノ續發、海外ヨリノ金需要、前秋來市場ニ運用セラレ居タル佛國資金ノ回收等ノ爲メ金融緊縮ヲ來シ英倫銀行再度ノ利上說スラ行ハレタルカ月半通過グルニ及ンテハ佛米ヨリ金ノ流入ヲ見ルニ至リ金融漸ク緩和セリ
五月	四〇〇		四、〇〇三、三三六	前月末豫算案通過後所得稅ノ徵收行ハレ市場ノ資金ヲ著シク吸收シタルヲ以テ金利昂騰シ延テ米國其他ヨリ金ノ流入ヲ促シ英倫銀行ノ準備ハ著々増加セリ
六月	三五〇	二日	一、九五三、〇六一	海外ニ對スル金ノ輸出著シク減退シ英倫銀行ノ地位ハ益々安固トナリ兩回ノ利下ナ行セシムル迄ニ至リシカ市場ノ資金ハ所得稅ノ徵收ニ引續キ國庫ニ吸收セラル、ノミニシテ政府ノ仕拂ハ何等見ル可キモノナカリシヲ以テ同行ハ大蔵省證券ヲ買上ケ以テ市場ノ緩和ヲ計リタリ爲メ市中金利モ二歩迄ニ引緩ミタリ
七月	三〇〇		一、七三七、〇二八	月初大陸並ニ米國ヨリ金塊需要旺盛ニシテ市中金利ハ多ク引締リテ見セタルモ定額ノ政府仕拂金市場ニ散布セラレ且大蔵省證券ノ償還アリシヲ以テ金融ハ一般ニ緩漫ノ狀況ヲ持續セリ
八月	三〇〇		七、二七、八四四	米國埃及其他諸國ニ對シ金ノ輸送絶エサルニ秋季資金ノ需要ハ本年ハ期早ニ開始セラレ可キナトセシメタルヨリ大蔵省證券ノ償還ニ拘ラス金利ハ漸次引締ノ傾向ヲ示シタリ

西曆年月	中央銀行 割引歩合	割引歩合 變更日附	金在高増減	摘要
九月	四〇〇	二十九日	二、五八二、七三九	充シ得タルニ過キス内外取引ノ進捗ニ伴ヒ市場資金ノ需要漸ク急ナラントスルニ際シ獨逸帝國銀行ノ利上モアリシヲ以テ英倫銀行亦利上ヲ決行セリ
十月	五〇〇	二十日	五、〇九三、二八〇	埃及ニ對スル金ノ輸送ハ依然減退セス印度ヨリノ需要モ將來多大ナル可キヲ豫想セシメ金融過迫ノ氣勢アリシヲ以テ英倫銀行ハ更ニ利上ヲ存シタルノミナラス市場ヨリ定額ノ資金ヲ借入レテ新利率ノ有效ナ期シタリ其後海外ヨリノ需要漸ク衰ヘ加フルニ佛蘭西銀行ノ英貨手形買入モアリ金融緩分緩和ス
十一月	五〇〇		三、三四九、〇一一	伯拉西、佛蘭西等ヨリ金ノ流入多額ニシテ亞爾然丁ヨリノ需要ニ應ジ得テ餘リアリ英倫銀行準備ハ可ナリ補充セテ市中金利亦低落ニ向ヒシカ大藏省證券ノ發行ニ其程度豫期ノ如ク大ナラサリシノミ
十二月	四五〇	一日	四、二四八、九二七	月初英倫銀行ノ利下アリ、政府仕掛金ノ市場ニ散出スルモノ多ク殊ニ一月ニ於ケル墨西哥公債一千萬磅ノ償還ニ對シ大陸市場ヨリ倫敦ニ多額ノ送金行ハレ爲メ市中金利ハ引緩ミノ氣勢ヲ呈セシカ道ニ年末資金ノ需要激増セルニ當テハ金融界頗ル繁忙ナ呈シタリ
千九百十一年 年首	四五〇		三、三五五、五四五	新春ト共ニ金融頗ル緩漫ニ向フ可キ一般ノ豫期ニ反シ潤ラスモ印度其他ニ對スル金流出ニヨリ金利ハ一時却テ上向ノ氣勢ナリ

西曆年月	中央銀行 割引歩合	割引歩合 變更日附	金在高増減	摘要
一月	四〇〇	二十六日	五、一一、五六〇	シカ其後地方ヨリ資金ノ回歸スルニ從ヒ漸ク小緩ミトナリ英倫銀行準備又次第ニ増加シ且大陸モ獨逸ナ除ケハ概シテ小緩ノ狀況ナリシヲ以テ下旬ニ至リ終ニ英倫銀行ノ利子引下ヲ見ニリ
二月	三五〇	十六日	一、六八三、八〇三	金融ハ益々緩漫、大陸諸國ノ銀行ハ相續テ利下ケテ發表シ獨逸帝國銀行ノ如キハ月中兩度ノ利下ケテナスニ至リ海外ヨリノ資金ノ需要ハ大ニ減退シ外國爲替ハ月中順潮ヲ示シ加フルニ大藏省證券ノ現金償還アリシヲ以テ市場ノ資金愈々潤澤トナリ金利一般ニ低落セリ
三月	三〇〇	九日	一、五〇二、三二八	外國爲替ハ引續キ順潮ヲ維持シ金ノ流入多額ニ上ル加フルニ米國資金ノ市場ニ運川セラルモノ多カリシヲ以テ市中金利ハ低落ヲ持續シ多少ノ租稅徵收モ殆ント影響スル處ナカリキ資金ノ募集多シ
四月	三〇〇		二、八四八、一八一	「コンソル」利拂、國庫債券並大藏省證券ノ償還行ハレタルモ前年度ニ於テ徵收未済ノ所得稅ノ納入ノ巨額ニ上レト復活祭ニ關聯シ内地資金ノ需要大ナリシヨリ金融市場ハ強硬ヲ唱ヘタリ
五月	三〇〇		二、二四八、九九九	復活祭後内地ヨリ資金歸還シ且國庫金ノ放出アリ金融緩和シ割引歩合最薄ニ步トナル外國爲替モ月中概本順調英倫銀行ハ多額ノ金ヲ受入レタリ
六月	三〇〇		一、三三三、七二四	戴冠式ノ影響ナ蒙リ資金ノ需要大ニ減退シタルモ月末ニ接近シテハ半期決済資金ノ需要起ルト共ニ兩年ノ如ク金融漸ク繁忙ヲ呈シ英倫銀行ニ就キ融通ヲ仰クモノ多ク金利引締リノ氣勢ヲ示

西曆年月	中央銀行 割引歩合	割引歩合 變更日附	金在高増減	摘要
七月	三〇〇		二七、四一八	<p>セリ</p> <p>國債利子仕拂等ニ國庫金ノ放出アリ商業界ハ何年ノ閉歇期ニ當リ殊ニ摩格哥問題ニ關スル獨佛ノ反目ニ株式界モ一般手控ニ傾ク等ニテ資金ノ需要起ラス金融緩漫ナリ</p> <p>市場資金潤澤、各地勞働者ノ緩漫相踵キ商界モ鬼角不振、然モ摩格哥問題ニ關シ獨佛國交ノ逼迫ヲ傳ヘ佛資ハ獨逸其他ヨリ引上ケラル、ニ至リ尙内ニハ大藏省證券ノ發行及秋季資金ノ需要等相續テ起リ金利漸ク引締リ氣味</p> <p>摩格哥問題ニ關スル憂慮、埃及銀行ノ仕拂停止、埃及、伯拉西ニ對スル金ノ流出等ニヨリテ金融界ハ警戒ニ傾ケリ而モ一方大陸市場ハ四半季末ニ近ツキ資金ノ需要ヲ喚起シ各地共利上ノ舉ニ出テタルヲ以テ英倫銀行モ自衛上途ニ公定歩合ヲ引上ケタリ埃及、伯拉西ニ向ケ又伊土開戦ニ關聯シテ土耳其ニ向ケ多額ノ金流出シ英倫銀行ノ準備著シク減少シ又月末大藏省證券ノ發行見セ金需要等ニ一時金利引締リ見セタルモ獨佛係争事件ノ解決近カラン豫想ヨリ漸次弱容トナレリ</p> <p>摩格哥問題ノ落着ニ金融界ノ警戒ヲ解クト共ニ佛資ノ流入増加シ市場資金潤澤ヲ加ヘ、埃及其他ニ對スル金融緩漫モ緩和ノ如ク</p>
八月	三〇〇		一、五七、七、一一四	
九月	四〇〇	二十一日	一七二、八九一	
十月	四〇〇		五、四一、一五九	
十一月	四〇〇		九三八、七二九	

千九百十三年 年首		十二月	十一月	十月	九月	八月	七月	六月	五月	四月
四〇〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇	三五〇	三五〇	三五〇	三五〇	三五〇
四、九一、九〇八	三、四三、八、一六二	五、八九、五、六二八	一、七三、七、三三三	一、七九、六、二九五	一、三九、五、八八七					
九日	八日									

ニハ大ナラス爲メニ大藏省證券ノ發行地方ヨリノ資金ノ需要ニ拘ラス金融概シテ緩漫ナリ

英倫銀行所有手形ノ満期ニ達スルモノ頗ル多キト大藏省證券、公債、株式等ノ新發行多額ニ上レルト、年末決済資金ノ需要増加セルトハ獨逸ノ金地買入ト相俟テ金利ヲ引締メタリ

舊國英倫銀行ヨリ貸出サレタル巨額ノ資金カ積々回收セラル、一方ニ新發行諸證券ニ對スル拂込金、諸會社利拂配當準備金ノ需要加ハリシノミナラス印度ノ金融繁忙ノ結果同國向金輸出ノ勢盛ニシテ市場ニ資金ノ供給薄テ告ケ市中金利ハ年初一時引締ノ後ハ却テ強硬ノ成行トナリ英倫銀行モ終ニ利下ノ機ヲ得ス

月中千萬磅ノ大藏省證券償還アリシモ一方ニ印度向金輸出引續キ多額ニ上リ且何年ノ如ク納税金ノ國庫ニ吸收セラレタル關係上市場資金ハ依然缺乏テ告ケ英倫銀行ニ於ケル短期貸出ノ需要總ニス市中金利ハ英倫銀行利下ケ後ニ於テ却テ小締テ告ケタリ資金募集巨額ニ上ル

炭坑夫同大同盟罷業勃發ニ伴ヒ失業者ノ需要ニ備ヘンカ爲メ地方貯蓄銀行間ニ特別ナル資金ノ需要ヲ生シ納税金輸出等ノ爲ニ餘裕乏シキ市場ニ益々資金ノ缺乏ヲ來シ英倫銀行ニ貸出ヲ仰ケルモノ多シ金利モ強合ニテ公定割引歩合以上ニ上レルコトアリ前月中地方ニ流出シタル資金ノ回收頗ル遅々タルニ國庫ニハ互額ノ資金ヲ擁セルノミニテ政費ノ支出少ナク金利モ強硬テ唱ヘタルカ炭坑夫罷業辛ク落着シ海外ヨリモ多少金流入ヲ見ルノ形

西曆年月	中央銀行 割引歩合	割引歩合 變更日附	金在高増減	摘要
五月	三〇〇	九日	三〇九、九二四	<p>勢トナルニ及ンテ幾分カ引緩ニ向ヘリ 英倫銀行ハ益々資力ヲ加ヘテ第二回ノ利下ヲ發行スルニ至リシ カ是ヨリ先キ市中金利モ二歩十六分ノ十三迄低落シタルモ市場 ノ資金ハ依然餘裕少ナク月半株式決済ニ際シ再ヒ英倫銀行ニ融 通ヲ仰クノ姿ニテ同行ノ利下後却テ金利上向トナレリ 金融ノ大勢ハ變ナシ國庫金ノ放出少ナキノミナラス却テ大蔵省 證券ノ新規發行アリ爲メニ全月ヲ通シテ市場ハ英倫銀行ニ貸出 ナ求ムルノ止ムナキ状態ニアリ殊ニ半季末ニ際シテハ少ナカラ ス金融逼迫ヲ告ケタリ新規資金ノ募集引續キ多額ヲ算セルモ市 場ハ稍食傷ノ氣味ニテ下受人ノ背負込トナル向多シ獨逸ニ對ス ル金銭輸出ノ外對外關係ニテハ金流入ノ姿ナリ 半季末決済資金ノ回收、國庫利拂等ノ爲メ資金稍潤澤トナリ金 利ハ一時二歩四分ノ三ニ下落シタルカ國庫金ノ仕拂ハ依然少額 ニ止マリ一方ニ大口ノ新發行額々ニシテ市場ハ是レカ拂込ニ退 ハル、傾アリ且米國筋融通手形ノ出現ニヨリ秋季ノ金融状態ナ 氣道ハシムルニ至リ金利ハ漸騰シテ公定歩合ニ比シハ八分ノ一上 箱ヲ示スニ至レリ 前月ニ引續キ金融一層引締ヲ告ケ金利ハ下旬ニ至テ公定歩合以 上八分ノ三乃至四分ノ三方上箱トナリ英倫銀行ハ割引ノ依頼ニ</p>
六月	三〇〇		一、七三二、九六二	
七月	三〇〇		三六〇、九一五	

西曆年月	中央銀行 割引歩合	割引歩合 變更日附	金在高増減	摘要
八月	四〇〇	廿九日	一、〇一四、三八六	<p>應接連アラサルニ至リシノミナラス埃及、印度ノ棉花資金需要 期モ漸ク接近シ又米國融通手形漸ク増加シ一方大陸ニテハ巴爾 幹ノ形勢不穩ナルニ金利引締ニ傾キ且獨逸向ニ金輸出ノ見ルニ 至レル等ノ爲メ例年ヨリ早ク英倫銀行利上ノ決行ヲ見タリ 國庫金ノ放出漸ク多キヲ加ヘ資金ノ供給増加シタルモ埃及及北 米ニ對スル金輸出ノ情報ニ支配セラレテ金利強合ナリ殊ニ米國 ノ商況恢復ト内地收穫ノ不足ハ一層金流出ノ多額ナル可キヲ氣 構ヘシタリ 巴爾幹半島ノ風雲日ニ險惡ヲ加ヘ土耳其ト巴爾幹諸邦間開戦ノ 風説終ニ事實トナリ埃國モ亦動員セリトノ噂ニ歐洲列強間紛 争ヲ氣構ヘシメ大陸市場ニ甚大ナル動搖ヲ來シ各國共金利一般 ニ奔騰シタリ佛蘭西銀行モ二回迄利上ヲナシタル程ニテ倫敦ニ 於テモ市中金利ハ英倫銀 利上前早クモ四歩四分ノ三ニ上リ之 ニ反シテ日貸資金ハ潤澤ニシテ二歩以上ニテ供給セラル、ノ奇 觀ヲ呈シタリ 短期貸資金ハ可ナリ潤澤ナルモ割引ニ於テハ政界ノ前途警戒ト 米國爲替下向ノ爲メ且ツハ大陸殊ニ獨逸ノ緊縮ノ爲メ利率ハ四 歩半乃至五分ノ間ヲ手壓ケ維持シタリ 戰爭ハ土軍ニ非ニシテ終ニ休戰條約ノ調印トナリ稍々不安ノ度 ナ減シタルモ大陸市場ニ非常ナル緊縮ヲ呈シ一方印度、伯拉西 其他ヨリ豫期以上ノ金需要アリ又基督降誕祭ニ關聯シ地方ヘ資 金流出シタルヲ以テ年末ニ近ツクニ從ヒ市場引締ヲ告ケ英倫銀</p>
九月	四〇〇		二、七九九、五〇五	
十月	五〇〇	十七日	一、六〇〇、七六六	
十一月	五〇〇		四四九、三一六	
十二月	五〇〇		六、四八五、七八三	

坤附錄 甲種第一號の二

西曆年月	中央銀行 割引歩合	割引歩合 變更日附	金在高増減	摘要
千九百十三年 年首	五〇〇		三一、三〇〇、四八七	行ノ利上説スラ屢々喧傳セラレタルモ纔ニ共事ナクシテ終リ 地方ニ流出シタル年末資金ノ復歸ト公債利拂其他政府ヨリ散布 シタル資金渺カラサリシトニヨリ市中金利ハ一時小緩ナ呈シタ レトモ爾來亞爾然丁チ初メ南米ニ對スル金ノ流出額ニ増加シタ ル一方租稅納入ノ爲メ巨額ノ資金ヲ國庫ニ吸收セラレ又近更事 件ノ解決抄々シカラサルノミナラス反チ土耳其古ノ政變ヲ傳ヘタ ルヲ以テ金融市場ハ尙警戒ヲ緩フスルコト能ハス金利ハ次第ニ 引締ル
一月	五〇〇		五、一〇一、三七八	巴爾幹諸邦ノ倫敦會議ハ遂ニ談判不調ニ終リ又々混沌タル狀態 ニ立戻リタル折柄墨西哥ノ内亂埃露ノ外交危殆ヲ傳ヘタル爲メ 市場ハ益々警戒ノ念ヲ強フスルニ至リ又一方南米ニ對スル金輸 出、鐵道會社配當并新發行拂込ニ對スル資金需要、前月來ノ租 稅納入等ニヨリ金融市場ハ繁忙ヲ呈シテ日貸ノ如キ五分半迄上 騰ヨリ、大陸市場亦多ク緊縮ニ傾キ就中柏林市場ノ如キハ割引 歩合五分七厘五毛ヲ唱フルニ至リシ狀況ナレハ之レカ影響又抄 シトセス
二月	五〇〇		一、三三、一四二	柏林市場ノ逼迫ハ當市場ヲ壓迫スルコト甚ダシク殊ニ四半季末 決済資金、納稅及新發行ニ對スル拂込資金ノ需要等相續テ起リ タレハ金融市場ハ繁忙ヲ呈シ金利ハ益々昂騰セリ、然レトモ月
三月	五〇〇		一、五〇九、〇二八	

西曆年月	中央銀行 割引歩合	割引歩合 變更日附	金在高増減	摘要
千九百十三年 年首	四五〇		一、四六三、二三九	本ニ及ンテハ地方ヨリ資金ノ回收アリタルノミナラス納稅ハ略 終了ナクゲ柏林市場ノ逼迫亦其峠ヲ越ヘタルヨリ著シク緩和セ ラレ金利引緩メリ
四月	四五〇	十七日	一、四六三、二三九	四半季末決済資金ノ回收至テ順調ニ行ハレ「コンソル」其他ノ利 拂又巨額ニ達シタルヲ以テ市場ハ額ニ資金ノ潤澤ヲ告ケ英倫銀 行ノ狀態亦漸次鞏固トナリタル爲前年來六箇月ノ久シキニ亘リ テ維持セラレタル公定利率ハ十七日ニ至リ四分半ニ引下ケラレ タリサレハ市中金利ハ日々低落シテ最低二分ヲ唱フルニ至レリ
五月	四五〇		五、一五九、一	巴爾幹戰爭終了後ニ於ケル聯邦間ノ紛争ニ對スル警戒止マヌ獨 逸市場ニ於ケル金利昂騰ノ結果柏林ハ金輸送高ハ相應ノ額ニ 達シ金融市場ハ底意強硬ナレトモ市中金利ハ英倫銀行ノ狀態主 極健全ナルヨリ小康ノ狀ヲ呈シ新債募集高多額ニ上ル
六月	四五〇		六六八、〇四一	巴爾幹諸邦ノ紛争在再決スルニ至ラス且ツハ南阿「ランド」地方 金礦労働者ノ同盟罷業ヲ傳フルアリ、半季末決済資金ノ需要増 加ト共ニ金融ノ大勢緊縮ニ向フ、大陸市場又季末ノ接迫ト共ニ 益々緊縮ニ向ヒ柏林維持ノ如キ其中割引歩合ハ遂ニ五分八分 ノ七ヲ唱フルニ至リ和蘭銀行ハ又公定歩合ヲ四分ヨリ五分ニ引 上ケタリ
七月	四五〇		一、三三、〇七三	巴爾幹問題「ランド」地方ノ同盟罷業等ニヨリテ市場ハ尙警戒ヲ 弛フスルニ至ラサレトモ各種公債、證券ノ利拂償還及半季決済 資金ノ順調ナル回收ト共ニ漸次緩和ニ來リ只月末ニ至リ聊カ引 締リナ見セタルニ過キス大陸ニ於テモ金利等シク調含ニシテ丁

西曆年月	中央銀行 割引歩合	割引歩合 變更日付	金在高増減	摘要
八月	四五〇		三、八七五、九二〇	<p>抹銀行需荷分銀行ハ其歩合ヲ六分ヨリ五分半ニ引下ケタリ 近東問題ノ憂漸ク散スルト共ニ南米諸國ヨリノ金輸出ハ當ニ當 市場ヲ潤スニ止マラス大陸市場亦其餘慶ヲ享ケタルコト尠カラ ス、サレハ新發行拂込資金并諸會社配當金等ノ需要アリタルニ 拘ラス金融市場ハ更ニ一段ノ緩和ヲ來セリ</p> <p>大陸諸國ノ金買入頗ル旺盛ニシテ英倫銀行ハ南阿金塊ノ買取ヲ ナス能ハス然モ埃及ニ對スル英貨輸出ノ狀況ハ其勢猛烈ナリシ ヲ以テ金利ハ第二四半季末決済資金ノ需要増加ト相俟テ著シク 引締リ一時二分乃至二分七厘五毛ヲ唱ヘタル日貨ハ遂ニ四分迄 昇盤ス</p> <p>埃及ニ對スル金貨ノ輸出ハ尙其勢甚タシク又大陸ヨリノ金需要 ハ引續キ當市場ヲ壓迫シタルヲ以テ金利益々引締リ英倫銀行ハ 四分半ナリシ利率ヲ五分ニ引上ケタリ</p> <p>埃及ノ金需要ハ減少ノ趨勢ヲ呈シ大陸市場又今ヤ皆可ナリノ金 貨金塊ヲ擁シテ其充實ヲ計ルコト前日ノ如ク急ナラザリシ爲メ 英倫銀行モ相應ノ金塊ヲ買入ル、コトヲ得タルカ秋季ニ際シ地 方ニ資金ノ流出スルモノ尠カラザリシヲ以テ金利ハ小縮ナ告ケ タリ</p> <p>獨逸市場ハ臘月ニ入りテ反テ金融緩和ノ狀ヲ呈シ帝國銀行ノ利</p>
九月	四五〇		五、五六二、七五七	
十月	五〇〇	二日	二〇四、九九二	
十一月	五〇〇		七六八、六四四	

千九百十四年 年首

西曆年月	中央銀行 割引歩合	割引歩合 變更日付	金在高増減	摘要
十二月	五〇〇		一、六四一、〇三八	<p>下ヲ見ルニ至リシ程ナレバ同國ニ對スル金輸出ノ憂ハ減却シタ リト雖モ歲末ニ際セルコト、テ金融ハ月末ニ近クニ從テ繁忙ナ 告ケ英倫銀行ノ短期貸付并割引共大ニ増加シ市中金利亦上騰セ リ</p> <p>近東事件ヲ中心トシテ政治的不安ニ其ケル年餘ノ警戒ヨリ全ク 解放サレタル金融界ハ改曆ト共ニ形勢一變緩和ニ向ヒ金利漸落 市中割引歩合二分以下トナル英倫銀行ノ前年末貸出金ハ著々回 收セラレ金保有高モ増加シテ地位鞏固トナル一方ニ紐育ヨリ巴 里ニ多額ノ金輸出ノ報アリテ市場ニ好感ヲ與ヘタリ、商況左シ テ振ハス獨リ新發行擴張シ此方面ニ資金ノ需要多シ</p> <p>前月下旬ヨリ本月ニ亘リ大藏省證券約六百五十萬磅ノ償還アリ テ一層金融緩慢ヲ助成シ金利更ニ低落シタルカ是ニ於テ金市場 ニ對スル外國ノ需要再興シ大陸其他ニ金輸出ヲ見ルト共ニ納稅 關係ト新發行抑込ニテ資金ノ供給ヲ減シ金利又小縮ナ告ケタリ 但シ大勢ハ依然トシテ緩慢ナリ</p> <p>租稅ノ國庫納入ハ不相變盛ニ行ハレタルモ政府ハ入ルニ從テ割 合ニ良ク散シタルノミナラス英倫銀行ハ自ラ少ナカラサル資金 ヲ有價證券買入ニ放出シタル形跡アリテ市場ノ浮遊資金ヲ增加 シタレバ一方ニ新發行及諸會社配當ニ關シテ資金ノ需要アリ且 又英倫銀行ハ大陸ノ金買付ニ制セラレテ殆ト南阿同輩金塊ヲ得 ル能ハサル狀態ニアリシニ拘ラス市場ハ一般ニ豫期シタル程ノ</p>
一月	四〇〇	八日	八、六六一、五七四	
二月	三〇〇	廿二日	九、二九六、六八三	
三月	三〇〇	廿九日	三、六九〇、四二二	

西曆年月	中央銀行 割引歩合	割引歩合 變更日付	金在高増減	摘 要
四月	三〇〇		二、二四九、二〇六	<p>引締ナ呈セシテ四半季末ナ經過シタリ 巨額ナル新發行拂込ハ絶エス市場ヲ歴シ金塊市場ニ於テ露獨 ノ買付益々猖獗ナルアリ米露間ニハ事實上戰時狀態ヲ現出シテ 市場ヲ警戒セシメ埃國皇帝ノ疾患又不安ノ念ヲ生セシメ割引歩 合強氣配ニシテ最高二分七厘五毛ニ引締マレリ 大陸ノ金吸收依然トシテ繼續シ英倫銀行ハ金塊獲得ノ機會ヲ得 ス外國爲替皆逆潤ニシテ獨リ米國爲替ノ著々順トナリ來ルアル ノミ減ニ般盛ナ極メタル新發行ノ影響尙其跡ヲ斷タス市場ハ之 カ拂込ニ逐ハル、ノ狀況ニシテ金利強氣配ヲ持續シタリ 米國ヨリ多額ノ金佛國ニ流入シ爲メニ倫敦ニ於ケル大陸筋ノ金 需要ヲ減シ南阿回着ノ金塊ハ印度度及工匠用ノ需要ヲ除キ殆ト全 部英倫銀行ニ流入シ南米ヨリモ少額ヲカラ金輸入アリテ市場ノ 形勢著シク融和シ地方資金ノ歸來及國庫金ノ放出ハ短期資金ノ 潤澤ヲ加ヘ金利一般ニ弱氣邊ヲ示シタリ唯久シキニ亘レル愛蘭 自治問題ニ算スル政争ハ昂シテ「アルスター」ノ内亂ヲ危惧セシ ムルニ至リ索國ニテ埃國皇儲皇妃暗殺ノ飛報亦不安ヲ醸シタリ 此外上半季末濟資金ノ需要カ月末ニ於テ一時の繁忙ヲ來シタル コト恒例ノ如シ 暑中休暇季節ニ入り徐々地方へ資金流出始マリ一方久シク懸案</p>
五月	三〇〇		八一八、〇六二	
六月	三〇〇		四、一三五、四三七	

西曆年月	中央銀行 割引歩合	割引歩合 變更日付	金在高増減	摘 要
七月	四〇〇 八〇〇	三十日 卅一日	一、九五、二五三	<p>タリシ佛國大公債募集額々決定シテ之カ準備ノ爲メ資金移動セ ルモノ少ナカラサルカ如ク英佛爲替下落シテ更ニ同國ノ金需要 再燃ヲ懸念セシメタルニ南米地方ヨリ多額ノ金貨倫敦回ニ輸送 ノ途上ニアルアリ商業モ不振ノ折柄秋季迄ハ當分金融緩慢ノ大 勢ヲ持續スヘシト期待サレタルニ埃國ノ外交關係切迫シ歐洲ニ 於ケル平和ノ望絶エントスルニ諸事變調ヲ呈シ海外放資ノ回收 有價證券ノ投賣、預金ノ取付ニ金利ハ暴騰シ、外國爲替ハ減茶 苦茶ノ動搖ヲ來シ、株式市場ハ閉鎖セラレ、月末數日ハ稀ニ見 ル大恐慌ノ慘狀ヲ演出シタリ 時局ハ急轉シテ歐洲列強ヲ包括セル大戰争終ニ避ケ難キニ至リ 英國モ亦五日ヲ以テ獨逸ニ宣戰シタルカ同時ニ政府ハ三日ノ銀 行休業日ヲ六日迄延長シ此間ニ時局救済ノ方法トシテ一磅及十 志政府紙幣ノ發行並銀行條例中保證準備ニ關スル規定ノ停止ヲ ナシテ通貨ノ供給ヲ保證シ他方八月四日以前引取ノ爲手形仕拂 猶豫令及一般仕拂猶豫令ヲ發布シテ海外ヨリノ送金杜絶ニヨリ 攪亂サレタル債權債務關係ノ決済ヲ延期セシムルコト、ナシタ レハ銀行閉店後ノ市場ハ割合ニ平靜ニシタルモ外國爲替紊亂、 仕拂猶豫、株式市場閉鎖等ノ爲メ割引業務ハ全ク停止同様ナリ シヲ以テ其後英倫銀行ハ政府保證ノ下ニ仕拂猶豫ヲナシタル特 典手形ヲ其所持人ニ對スル求償權ヲ拋棄シテ割引スルコトヲ發 表シタルハ手形ハ續々同伴ニ持込マレ市場ニ資金橫溢スルニ至 リシモ金利ハ尙ホ左シテ引緩ムニ至ラス、此他英米爲替復舊策 トシテ英倫銀行勘定ニテ「オウタワ」ニ預入シタル金ノ對價ヲ倫</p>
八月	一〇〇〇 六〇〇 五〇〇	一日 六日 八日	九、六四、一、六八	

西曆年月	中央銀行 割引歩合	割引歩合 變更日付	金在高増減	摘要
九月	五〇〇		五、一四三、八九二	<p>敦ニ於テ拂渡スノ途開ケ其後南阿産金及濠州輸出ノ金ニ就テモ同一仕組ニ施サレタレハ英倫銀行ハ若ク金所有高ナ増加シ初週千萬磅以下ニ減シタル預金準備モ月中三千萬ニ増加シタリ、新發行カ大蔵省證券三千萬磅ノ外殆ト皆無輸出額減ス</p> <p>英倫銀行カ特典手形ノ割合ニヨリ市場ニ放出シタル資金ハ如何ニ巨額ナリシカハ同行ノ民間貸出カ七月末以後五週中ニ七千四百餘萬磅ヲ増加シタルニ於テ推スヘク商取引ハ競争ニヨリ減退シ投機的企畫、新發行等停止セラレ居ルノ際、テ金利モ終ニ勢ヒ低下セサルヲ得ヤルニ至リシカ割引市場ハ手形引取業者カ期日ニ於テ尙債務者ヨリ送金ヲ受クル能ハサル結果仕拂不能ニ陥ランナ懸念セル爲メ新規取引發生セシムニ於テ政府ハ更ニ一步ヲ進メテ満期ニ至リ仕拂ハレサル手形ニ關シテハ英倫銀行ヨリ引受人ニ仕拂ノ資金ヲ貸出スコト、シテ此資金ハ戰後一箇年間返済ヲ請求セシム政府ハ此債權ニ就キ債務者ノ資産上ニ單ニ第二位ノ求償權ヲ有スルヲ以テ甘シスルコト、ナシ多少新取引ヲ獎勵スルノ効果ヲ收メタリ、前月初ヨリ停止セラレタル外國爲替取引ハ月半ヨリ再開サレタルモ單ニ名義上ノ相場ニ止マリ巴里爲替ハ二十六法ニテ金ノ輸入ナク、米國爲替ハ月末頃少シク引緩ミタルニ過キスシテ變調ヲ脱セシ大蔵省證券發行千五百萬磅</p>

西曆年月	中央銀行 割引歩合	割引歩合 變更日付	金在高増減	摘要
十月	五〇〇		八、九五六、一三六	<p>金融界ハ未曾有ノ大戦ヨリスル未曾有ノ變態的平衡ヲ持續セリ月中更ニ大蔵省證券三千萬磅ノ發行アリ又満期手形ノ英倫銀行ニ償還サレタルモノアリシモ同行ハ更ニ特典手形割引ニヨリテ少ナカラサル資金ヲ放出シタレハ同行民間預金ハ一億四千七百萬磅ニ上リシ程ニテ市場ニ遊資積蓄ノ狀アリ仕拂猶豫ノ廢止モ何等ノ影響ナク金利愈々引緩ミテ日貨一分乃至二分、割引歩合三分ニ下レリ英倫銀行ハ引續キ巨額ノ正貨ヲ受入レタリ但シ固ヨリ加奈陀、南米等ニ同行期定シテ預託サレタルモノ其大部ヲ占ムヘシ英米爲替ハ尙變態的高位ヲ維持セリ</p> <p>金融彌カ上ニモ緩慢、金利ハ更ニ低落割引歩合ハ三分ヲ割リテ二分臺トナリ、手形ノ供給尙少ナシ、月中特記スヘキ事項ハ大蔵省證券千五百萬磅ノ外ニ三億五千萬ノ軍事公債發行ニシテ而モ英倫銀行ハ之ニ對シ三年間公定歩合ノ一分下ニテ發行價額迄貸付ヲ行フコト、ナレリ、又政府ハ仕拂猶豫經過後株式市場ノ債務者カ決済ノ爲メ巨額ノ有價證券ヲ賣買スルコトナカフン爲メ債權者ニ對シ貸付ナシシ其他救済ノ方法ヲ講シテ仕拂猶豫後初メテ株式ノ決済行ハレタリ外國爲替ハ漸ク常態ニ復シ來レリ</p> <p>前月ノ軍事公債募集ニ關聯シ月末迄ニ約一億磅ノ拂込アリ資金ノ需要幾分増加シ金利ハ縮トナル然モ一方ニハ巨額ナル臨時事件費ノ支出セラル、アレハ市場ハ臘月ニ珍ラシキ金融緩慢ノ變態ヲ持續シタリ、英米爲替爲替急激ノ下落ヲ告ケ他日金流出ニ對シ防禦策ヲ講スルノ要アラント思ハシメ多少警戒ヲ促シタリ</p>
十一月	五〇〇		九、五三六、九三七	
十二月	五〇〇		一、九一六、〇六七	

紐育同盟銀行

日本銀行ノ調査ニ據ル
表中「割引歩合」ハ紐育ニ於ケル裏書付二三箇月
拂商業手形ノ割引歩合ナリ

西曆年日	割引歩合	金在高増減	摘要
千九百年年首	歩幅毛 四〇〇——四五〇	歩幅毛 一四三、四九六、九〇〇	
一月	四〇〇——四五〇	一四、二六五、六〇〇	金融緩慢、資金ハ内地ヨリ回歸シ又政府ハ租稅收入金ヲ銀行ニ預托シタル爲メ同盟銀行ノ準備増加セリ、前月中外國爲替ハ非常ノ騰貴ナリシ途ニ現送點ニ達シ月半ニ至ルマテニ約千百萬弗ノ金ヲ輸出シタリシモ本月ニ入りテハ下落ノ傾向ヲ生シ月半以後ハ輸出全ク止ミタリ
二月	四五〇——五〇〇	四、九二二、四〇〇	金融ハ依然緩慢、同盟銀行ノ預金増加シタレトモ貸出非常ニ増加シタル爲メ法定準備超過額ハ著シク減少シ金利ハ少シク引締リタリ
三月	四五〇——五〇〇	一三、四一一、一〇〇	月初金融稍々緊縮ノ傾向ヲ示セシモ後チ開散トナリ同盟銀行ノ準備ハ前月來著シク減少シツ、アリシ月月末ニ至リ少シク良好ニ向ヘリ
四月	四〇〇——	一四、一九五、一〇〇	月中外國爲替ハ概シテ強硬ナリシカ一時騰貴シテ金ノ輸出ナシ（多クハ巴里ニ向テ）見リニ至リタリ然レトモ紐育市場ハ更ニ其影響ヲ蒙ラス依然開散ヲ唱ヘタリ、月中同盟銀行ノ預金ハ約四千四百五萬弗ヲ増加シ貸出ハ三千二百萬弗ヲ増加シテ結局準備ノ増加ヲ告ケタリ

西曆年日	割引歩合	金在高増減	摘要
五月	三五〇——四〇〇	六、七六二、四〇〇	金融ハ更ニ緩慢、利子歩合ハ低落セリ、月中同盟銀行ノ預金ハ約三千六百萬弗ヲ増加シ貸出ハ二千六百萬弗ヲ増加シ正貨ハ七百萬弗ヲ増加セリ、外國爲替ハ現送點ヲ往來セシカ月中約千萬弗ヲ輸出セリ
六月	三七五——四〇〇	三、五五一、七〇〇	市場ハ依然開散、月ノ十四日頃ヨリ金ノ輸出始マリ約三百五十萬弗ヲ巴里ニ輸出シ後チ又四百萬弗ヲ海外ニ輸出セシカ其大部分ハ獨逸ニ向テ輸送セルモノナリ、同盟銀行ノ預金ハ最初ノ二週中ニ約八百萬弗ヲ増加セシモ其後殆ト其金額ヲ失ヒタルカ故ニ結局僅ニ三—萬弗ヲ増加セシニ過キヌ又正貨ハ減少セリ
七月	四〇〇——三五〇	七、七二七、九〇〇	對英爲替ハ概シテ鈍狀ヲ呈シ居リシモ英倫銀行カ月ノ十九日ヲ以テ利上ケテ決行スルヤ參濟電信共ニ暴騰シ直チニ約二百萬弗ノ金ノ輸出アリタリ然レトモ金融ハ極メテ緩慢ニシテ長期貸付ノ外ニ資金ノ需要殆ト無シ、同盟銀行月末ノ貸出ヲ以テ前月末ノ夫レニ比スレハ約七百萬弗ノ減少ヲ示シ預金ハ四十萬弗ヲ減セシカ之ニ反シテ正貨ハ七十萬弗ヲ増加シタリ
八月	四〇〇——五五〇	二、五〇六、九〇〇	同盟銀行ノ貸付ハ非常ナル増加ヲナシ之ト共ニ預金モ亦之と同額ヲ増加セリ、準備ハ月ノ後半ニ於テ大ニ増加シ月半金輸出ノ爲ニ減少シタル額ヲ補充セリ
九月	四七五——五〇〇	七、七四八、〇〇〇	月半ニ於テ貸出ハ未曾有ノ巨額ヲ示セシモ一月後半ニ於テ約八百萬弗ヲ減少シタリ又預金ハ政府カ銀行ヨリ預金ヲ引出シタルト通貨ノ内地ニ向テ散出シタルトノ原因ニ依リ減少シ隨テ準備

西曆年月	割引歩合	金在高増減	摘要
十月	四七五——五〇〇	一〇,三三三,七〇〇	<p>ニ減少ナ來シタリ(正貨ノ減少ハ約八百萬) 金融ハ比較的緩漫同盟銀行ノ預金ハ約四千萬弗ヲ減シタルニ貸出ハ二千四百萬弗ヲ減シタルニ過キヌ又準備ハ内地ニ向テ貸金ノ散出アリタル等ノ爲ニ著シク減少シタリ、外國爲替ハ棉花輸出期ノコトトテ月初既ニ輸入點マテ低落シ月中紐育ニ到達シタル金ハ約三百萬弗アリ 金融ハ可ナリ緩漫只月末ニ至リテ少シク引締リノ氣味アリ、同盟銀行ノ預金八月ノ十日以後増加ノ傾向ニアリ之ト同時ニ貸出モ亦増加シタリ、月中同盟銀行ノ準備ニ於テ約九百萬弗ヲ増加シタリ 資金ノ内地ニ向テ散出セシト同盟銀行準備ノ減少トニ依リテ金融ハ月中概シテ緊縮ヲ呈シタリシモ月末ニ至リ稍々緩漫セリ、同盟銀行ノ預金ハ最初ノ三週間ニ於テ殆ト二千六百萬弗ヲ減シタリシモ後チ内地ヨリ資金ノ回歸ト國庫支局ノ支拂金アリタルトニ由リ増加シ貸出ハ最初ノ四週中ニ千七百萬弗ヲ減セシモ最末週ニ於テ五百萬弗ヲ増加シタリ、外國爲替ハ金融ノ繁忙スルトキ低落シ其緩和セシトキ騰貴セリ 月中約八百萬弗ノ金ヲ海外ニ輸出セシト雖モ資金ノ内地ヨリ回歸シタルガ爲ニ金融ハ緩和セリ、同盟銀行ノ預金貸出共ニ未曾</p>
十一月	四〇〇——四五〇	七,九六一,三〇〇	
十二月	四七五——五〇〇	五,一七五,三〇〇	
千九百一一年年首		一六,一七一,九七〇	

西曆年月	割引歩合	金在高増減	摘要
一月	三〇〇——三五〇	三,一〇五,三〇〇	<p>有ノ巨額ニ達シ準備モ亦非常ニ増加シタリ、外國爲替ハ内地金融ノ緩和ナルニ反シ外國市場ノ金利騰貴セル爲メ輸出點マテ騰貴シ月ノ十七日頃ヨリ金ノ輸出始マリテ其多クハ巴里ニ向ヘリ 同盟銀行ノ預金ハ非常ノ増加ヲナシ第一週ヨリ第四週マテ二千二百萬弗ヲ増加セシカ貸出モ亦同額ヲ増加セリ然レニ金貨準備ハ僅ニ六七萬弗ヲ増加シタルノミ 月中同盟銀行ノ貸出ハ二百六十萬弗ヲ増加シ預金ハ八百二十萬弗ヲ減少シ準備ハ約九百萬弗ヲ減少セリ 同盟銀行ハ預金ノ減少ト共ニ貸出ヲ回收シタリマシテ正貨準備ハ月初ノ二週ハ減少ノ傾向アリシカ後ノ二週ニハ増加ノ一方ニアリキ即チ前月三十日ト本月廿七日トナ對照スルニ五十九萬弗ノ増加ナリ 月初金融界ハ株式市場ニ於ケル恐慌ノ影響ヲ受ケ第一週ニ於テ貸出預金共ニ増加シタリシモ後チ兩者トモ減少ノ傾向ニアリ、正貨ハ月中約二百萬弗ヲ減少セリ、巴里ニ於ケル露國公債募集ノ爲ニ月中殆ト千萬弗ノ金ヲ歐洲ニ向ケ輸出セリ 月中金融市場ハ概シテ繁忙、同盟銀行ハ預金ニ於テ約二千萬弗ヲ増加セシモ貸出ニ於テ約二千六百萬弗ヲ増加シタルヲ以テ法定準備超過額ニ於テ非常ノ減少ヲ告ケ正貨準備ニ於テハ月初漸次減少ノ一方ニアリテ結局百八十八萬弗ヲ減少シタリ</p>
二月	三七五	一,一三三,五〇〇	
三月	三五〇——四〇〇	七,三三七,七〇〇	
四月	四〇〇——四二五	五,八七〇,〇〇〇	
五月	三七五——四〇〇	五,九六七,八〇〇	
六月	三七九——四二五	八,八七八,四〇〇	

西曆年月	割引歩合	金在高増減	摘要
七月	四〇〇	六六〇九、六〇〇	金融市場ハ月初少シク緊縮ノ狀ナ呈シタリシモ後チ緩和セリ、同盟銀行ノ預金及貸出ハ共ニ月初三週間減少ノ一方ニアリシカ後チ稍々恢復ノ傾向アリ而シテ法定準備超過額モ亦漸次増加シ正貨ハ約千萬弗ヲ増加セリ
八月	四五〇	二、二九八、〇〇〇	同盟銀行ノ預金ハ千二百萬弗以下チ増加シタレトモ貸出モ亦約千七百萬弗ヲ増加シタルヲ以テ準備ハ約七百萬弗ヲ減シタリシカ其中三百七十萬弗ハ正貨ナリキ
九月	四七五	二、四五〇、〇〇〇	大統領マ氏暗殺ノ爲ニ金融市場一時擾亂ノ狀態ニアリシモ後チ稍々平穩ニ歸セリ、同盟銀行ノ預金ハ月初三週ニ於テ減少ノ一方ニアリシモ末週ニ於テ約六萬弗ヲ増加シ貸付モ亦之ト同様ノ經過ナリシ正貨ハ最初ノ二週ニ於テ減少ノ傾向アリシモ第三週以後漸次増加シ月末ヲ以テ月初ニ比スルニ約三百萬弗ヲ増加セリ
十月	四七五	四七三、七〇〇	月中歐洲ニ向テ約三百萬弗ノ金ノ輸出アリタリ、同盟銀行ノ預金貸出共ニ増加シタリシモ準備ノ變動ハ甚タ小ニシテ月末ヲ以テ月初ニ比スルニ約百八十萬弗ヲ減セリ
十一月	四五〇	二、二七七、七〇〇	月中互額ナル金ノ輸出アリ、同盟銀行ノ月初ノ三週間ニ貸出ニ於テ二千三百萬弗ヲ減シタリシカ末週ニ於テ七百萬弗ヲ増加シ預金ニ於テモ之ニ類似ノ異動アリタリ而シテ準備ハ約百九十萬弗ヲ減少シタリシカ其全部ハ正貨ニアリキ

西曆年月	割引歩合	金在高増減	摘要
十二月	五〇〇	一、一五六八、三〇〇	金融市場ハ金ノ流出及國庫支局カ銀行ヨリ資金ヲ引出シタルカ爲ニ緊縮ノ狀ナ呈シタリ、同盟銀行ノ預金ハ月ノ第一週ヲ以テ第四週末ニ比スレハ約二千八百萬弗ヲ減シ正貨ハ五百九十萬弗ヲ減シタリ
一月	四〇〇	二九一九七、〇〇〇	金融緩和、前月中ニ散出シタリシ預金ハ本月ニ入りテ迅速ニ回收セラレタリ、同盟銀行ノ正貨ハ非常ニ増加セリ
二月	四〇〇	三八一、七〇〇	資金ノ供給益々潤澤ニシテ金利ハ依然安シ、同盟銀行ノ預金ハ引續キ増加センカ貸出ハ之ヨリモ更ニ速ニ増加セシナリテ法定準備ハ漸次減少ノ傾向ニアリ、正貨ハ月初ノ三週間ハ増加ノ一方ニアリシモ翌月一日ヲ以テ終ル一週ニ於テ著シク減少シタリ月末ニ於テ外國爲替騰貴シ金ノ輸出アリタリ
三月	四五〇	一五、〇五〇、八〇〇	金ノ流出ト共ニ隨テ同盟銀行準備ノ減少トニ由リ月初金融緩和引締リタレトモ月末ニ及テ引緩ミタリ同盟銀行ノ預金貸出共ニ減少シ準備ハ殆ト不足ニ生スルニ至ラントセシカ末週ニ於テ恢復セリ、月末ノ正貨ヲ以テ月初ノ夫レニ比スルニ約千五百萬弗ノ減少ナリ
四月	四二五	四、二八八、七〇〇	金融ハ小締リ、同盟銀行ノ預金ハ月ノ第三週マテハ減少ノ一方ニアリシカ後チ増加シ貸出モ亦月ノ第四週マテハ減少ノ傾向ニテ末週(翌月三日ヲ以テ終ル)ニ於テ少シク増加セリ而シテ正貨ハ法定準備ト共ニ増加ノ一方ニアリ

西曆年月	五月	六月	七月	八月	九月	十月
割引歩合	歩風毛 四二五 四五〇	四五〇	四七五	五〇〇	六〇〇	五五〇 六〇〇
金在高増減	五五七、四〇〇	一〇九七、九〇〇	一九〇、六〇〇	六〇一、六九〇	一五、四四六、二〇〇	二二、五四三、二〇〇
摘	週ニ於テ増加シ貸出モ亦之ト同様ノ經過ナリ正貨ハ月ノ第三週マテハ減少ノ一方ニアリシカ第三週ヨリ増加シタリ 半期決算資金ノ需要ノ爲ニ金融多少引締リ、同盟銀行預金ハ月ノ前半ニ於テハ減少シツツアリシモ後半ニ於テ増加シ貸出モ亦同様ノ異動ヲ經過シ正貨ハ増加セリ 金利ハ月初少シク引締リタレトモ概シテ低シ、同盟銀行ノ預金ハ月ノ五日ヨリ十九日ニ至ルニ於テ千八百萬弗ヲ失ヒシモ後ノ二週間ニ於テ千六百五十萬弗ヲ増加シタリ又貸出モ同期間ニ於テ八百萬弗ヲ失ヒシモ後ノ二週中ニ千六百萬弗ヲ増加シ正貨モ亦増加シタリ 例ニ依リ農作物出廻資金ノ需要起リ且又函庫支局ノ資金ヲ銀行ヨリ引出シタル爲メ同盟銀行ノ準備ハ著シク減少シタリ 金融緊縮、同盟銀行ノ準備ハ月ノ第三週ニ於テ法定準備制限ヲ下レリ然レトモ末週ニ於テ貸出ヲ減少シタル結果大ニ其額ヲ増加シタリ 月初金融ハ緊縮セシモ後テ緩和セリ同盟銀行ハ月初準備ノ増大ニ努メタリシカ月後半後ハ政府ノ公債買入ノ爲ニ大ニ其額ヲ増加スルコトヲ得タリ					

千九百三年

西曆年月	十一月	十二月	一月	二月	三月	四月	五月
割引歩合	五五〇 五七五	六〇〇	四七五 五〇〇	五〇〇 五二五	五五〇 五七五	五〇〇	四四〇 五〇〇
金在高増減	五、六八三、八〇〇	一五、〇九五、九〇〇 一五、七四四、三〇〇	二八、九二七、七〇〇	五、九七一、六〇〇	一一、二三八、九〇〇	三、九七六、八〇〇	三、四三二、五〇〇
摘	金融緩漫、月初來同盟銀行ノ預金ハ減少ノ一方ナリシモ月ノ末週ニ至リ増加シ貸出亦同様ノ變動ヲ經過シタリ然レトモ正貨ハ漸次減少ノ一方ノミニテ月初ヨリ月末ニ至ル間ニ約六百萬弗ヲ減少セリ 月中金利高ク、金融市場ハ月初少シク恐慌ノ兆ヲ呈セシモ竟ニ事ナクシテ止ミタリ、正貨ハ月初來減少ノ一方ニアリ 月初來金融ハ速ニ緩和シタリ、同盟銀行ノ預金ハ非常ニ増加シ貸付モ亦増加セシカ正貨ハ月中約二千七百萬弗ヲ増加セリ 金利ハ上向、内地ニ貸金ノ散出函庫支局ノ預託金引出シ、株式市場ノ不況等ノ事ノアリシニ拘ラス一般商況ハ甚ダ活潑、同盟銀行ノ正貨ハ減少セリ 月初來同盟銀行ノ預金ハ非常ニ減少シタリ而シテ貸付モ亦減少シタリト雖モ準備モ亦減少シ正貨ハ本月末ヲ以テ前月末ニ比スルニ約千三百萬弗ノ減少ヲ著ケタリ 金融ハ緩和、同盟銀行ノ預金及貸付ハ月ノ第三週來増加シ來リ正貨モ亦漸次増加ノ一方ニアリヤ 前月末ニ於テ巴並並ニベノスアイレスニ向テ金ノ輸出アリシモ市場ニハ影響ナク金融緩漫ナリ、同盟銀行ノ預金ハ月初ノ二週ニ於テ増加セシモ後ニ減少シタリ然レトモ月中ノ増加ハ結局七百三十萬弗ナリトス貸出モ亦同様ノ變化アリ而シテ正貨ハ減少						

西曆年月	割引歩合	金在高増減	摘要
六月	五〇〇	二三五、六〇〇	ノ一方ニアリキ 月初ハ金輸出ノ爲ニ金利強持合ナリシモ後テ引緩ミタリ 同盟銀行ノ貸付ハ月ノ十八日マテ減少ノ一方ニアリシモ後テ増 加シ預金ハ月初非常ニ減少セシモ末週ハ第一週(本月三日)ニ終 ルニ比シテ約六百萬弗ヲ増加シ正貨モ亦月初二百六十萬弗ヲ 減少セシモ後テ漸次増加シテ月末ハ月初ニ比シテ千四百四十萬弗ノ 増加アリキ、外國爲替ハ下落シ月初多少ノ輸出アリシモ既ニシ テ止ミタリ
七月	五十五	六、九六八、一〇〇	月中同盟銀行ノ貸付ハ非常ニ増加シ(預金ヨリモ多ク)タリシモ 獨リ正貨ニ於テハ月末ヲ以テ月初ニ比スルニ約四百萬弗ヲ増加 シタリ
八月	六〇〇	四、二五五、六〇〇	例年ノ通り起ルヘキ内地ノ資金需要ハ尙未タ起ラスシテ金融市 場ハ平穩同盟銀行ノ預金ハ減少シテ正貨ハ減少ノ一方ニア リ
九月	六〇〇	六、九二二、一〇〇	内地ニ向テ資金ノ散出アリ、同盟銀行ノ預金ハ月中千五百十二 萬七千弗ヲ減少シタルニ貸付ハ僅ニ百三十九萬五千弗ヲ減シタ ルニ過キス正貨ハ月ノ第三週マテ増加ノ傾向ナリシカ以後減少 シテ遂ニ月末ニ於テ約二百七十九萬弗ノ減少ヲ示シタリ
十月	五五〇—六〇〇	三、四〇二、〇〇〇	

千九百四年

西曆年月	割引歩合	金在高増減	摘要
十一月	六〇〇	一、二、四四二、六〇〇	同盟銀行ノ準備ハ漸次減少シテ法定不足點ニ近ツカントシ預金 ハ四千四百萬弗ヲ減少シタルニ貸付ハ三千百萬弗ヲ減シタリ
十二月	五〇〇—五七五	八、四三三、五六五	月末ニ至リテ金融緊縮セリ、同盟銀行ノ貸付及預金共ニ月半頃 ヨリ増加シ正貨ハ月ノ第一週以後漸次増加ノ趨勢ニアリキ
一月	五〇〇—五〇〇	四、四、八〇一、七〇〇	越年後金融ハ大ニ緩和シ月末ニハ日歩及定期貸付歩合共ニ大ニ 低落セリ、同盟銀行ノ預金、貸付、準備ハ毎週大ナル増加ヲ告 ケタリ
二月	四七五—五〇〇	一、一、九七四、二〇〇	金融ハ靜穩、同盟銀行ノ預金ハ未曾有ノ増加ヲナセシカ貸付モ 亦非常ノ増加ヲナシ正金ハ月末ニ於テ著シキ増加ヲ告ケタリ
三月	四二五—四五〇	六、〇三八、四〇〇	月中金融ハ極メテ緩漫、利子歩合ハ安シ、同盟銀行ノ割引貸付 共ニ更ニ大ナル増加ヲ告ケ準備中正貨ハ約五百萬弗ヲ増加シタ リ、月初大藏卿ハ國庫金預託銀行ニ政府預金ノ二割ヲ紐育ナル 指定銀行ニ輸送ヲ命シタリ是ハ即チ巴奈馬運河買収金支拂ノ爲 ニ佛國へ送金ノ準備ナリシモ延期トナレリ、外國爲替ハ月中中 通シテ強硬ニシテ殆ト現送點ニ近ツカラントセシモ歐洲ニ向テ 輸出シタルモノナシ
四月	三七五	一、一、八〇六、四〇〇	月中金ノ輸出甚タ盛ナリ其主ナル原因ハ巴里ニ向ヒ巴奈馬運河 買収金支拂ノ爲メナリ而シテ買収金支拂ニ要スル五千萬弗ノ中 二千七百萬弗ハ國庫金預託ノ銀行ヨリ引出スノ計畫ナリシカ月 ノ三十日大藏卿ハ是等銀行ニ命シテ其預金ノ一割ヲ紐育ノ國庫 支局ニ轉送セシタリ、同盟銀行ノ預金ハ非常ニ増加シ貸付モ

西曆年月	割引歩合	金在高増減	摘要
五月	三七五——四二二	一、八二二、一〇〇	<p>亦増加セシカ故ニ市場ノ金利ハ低落シ正貨モ亦増加シテ運河買取ニ對スル準備完全セリ</p> <p>月中金ノ輸出甚大ナリシモ同盟銀行ノ位置ハ甚々鞏固ニシテ金融界ハ依然緩漫ヲ唱ヘ其預金ハ月ノ第一週ニ於テ増加シ後チ減少セリ貸付ハ月ノ前半ハ増加セシモ後半ハ減少セリ而シテ準備ハ月末マテハ漸次減少シツ、アリシモ月末ニ於テ増加セリ</p> <p>金融ハ緩漫、同盟銀行ノ預金ハ月ノ第一週ト末週トノ間ニ於テ約五十萬弗ヲ増加シ貸付モ亦同期間ニ於テ約三十萬弗ヲ増加シ而シテ準備ハ正貨及法貨共ニ増加ノ一方ニアリキ</p> <p>金融ハ例年ニナク緩漫、利子歩合ハ安シ、同盟銀行ハ預金及貸付ニ於テ非常ナル増加ヲ告ケ法定準備超過額千八百九十八年來未曾有ノ巨額ニ達シタリ</p> <p>金利安シ、農作物出廻期節ニ入りタルコト、テ既ニ資金ノ多少内地ニ向テ散出シタルモノアリ、同盟銀行ノ預金ハ月ノ二十日ニ於テ三億七千萬弗ヲ未曾有ノ巨額ニ達シ末週ニ於テ六百六十萬弗ヲ減シタリ而シテ月中預金ノ増加ハ二百三十萬弗貸付ノ増加ハ百七十萬弗ニシテ準備ハ百三十萬弗ヲ増加セシカ其中法貨ノ却テ五百二十萬弗ヲ減シ正貨ニ於テ六百四十萬弗ヲ増加シタリ</p>
六月	三五〇	一五、九八六、四〇〇	
七月	三五〇——二七五	三、九一一、一〇〇	
八月	三五〇——三七五	八、三九六、〇〇〇	
九月	四二二——四七五	三、三二二、八〇〇	

西曆年月	割引歩合	金在高増減	摘要
九月	四二二——四七五	三、三二二、八〇〇	<p>内地ニ於テ資金ノ異動アリタルト共ニ金利ハ上向トナレリ、同盟銀行ノ預金ハ月ノ十七日ニ於テ百二十二萬四千弗ニ達シ其後ノ二週間ニ於テ漸次減少ノ傾向ヲ示シ貸付ハ十月一日ニ於テ百十四萬一千弗ニ達シタリ而シテ正貨ハ二千六百八十八萬七千弗ヲ減シタリ</p> <p>月中金融ハ緩漫、同盟銀行ノ預金ハ月ノ前半ニ於テ殆ト二千萬弗ヲ減シタリシモ後半ニ於テ千九百九十九萬九千二百弗ニ達シ八月八日ニ於テ十一億四千五百九十八萬九千二百弗ニ達シタリシモ翌週ニ至リテ千二百萬弗ヲ減シ月末マテ二週間ニ八百萬弗ヲ増加シ準備ハ五百萬弗ヲ減シタリ、英倫銀行ノ金買入相場引上ケノ結果月末ニ至リテ金ノ輸出アリタリ</p> <p>金融引締リノ氣味アリ(十二月一日利子支拂ヲ見越シ、金ノ輸出、銀行ノ法定準備超過額ノ減少等ノ影響ニ依リ)十月廿九日ヨリ十二月三日マテノ間ニ於テ同盟銀行ハ千六百萬弗ノ預金、二千七百萬弗ノ正貨準備ヲ減少シタリ、月中紐育ヨリ歐洲ニ向ケ千二百萬弗玳瑁ニ向ケ千五十萬弗ヲ輸出シタリ</p> <p>年末月ナルニ拘ラス金融緊縮セス通知貸ハ普通二三週ノ間ニアリテ高キモ五週ヲ出テタルコトナカリキ、同盟銀行ノ預金ハ月ノ初週ヨリ第四週ニ至ルマテ減少ノ一方ニアリキ末週ニ約千萬弗ヲ増加セシモ結局月中ニ於ケル預金ノ減少ハ二千三百八十萬弗ナリ貸出モ亦之ト同ク第四週マテハ漸次減少シツ、アリシカ</p>
十月	四〇〇——四七五	六、〇〇六、九〇〇	
十一月	四〇〇——四七五	二〇、四二二、四〇〇	
十二月	四〇〇——四七五	九、四〇三、〇〇〇	

西曆年月	割引歩合	金在高増減	摘要
千九百五年			
一月	三五〇—四〇〇	一七九、六六六、九五五	末週ニ於テ約九百萬弗ヲ増加シタリ而シテ正貨ハ月初來減少ノ一方ニアリキ
二月	三五〇—四〇〇	二二、九七〇、四〇〇	金融ハ依然甚々緩漫、昨年十一月來金ノ輸出アリテ十一月ニハ千六百萬弗十二月ニハ二千六百萬弗ノ輸出超過ナリ然レトモ殆ト其金額ハ通貨ヨリ取去ラレタルモノニシテ本月ニ入りテモ依然金ノ輸出アリシカ其多クハ合衆國國庫ノ失フ所トナリシヲ以テ金融ニハ何等ノ影響ナモ及ボサバ、同盟銀行ハ月中預金ニ於テ非常ナル増加ヲナシ正貨モ亦約二千弗ヲ増加セリ
三月	三五五—五二五	八、三五四、八〇〇	金利ハ月末ニ至リテ引締リタリ然レトモ貸付ニ對スル需要ハ比較的大ナラス、外國爲替ハ月初甚々硬狀ヲ呈セシモ漸次軟弱トナリ金ノ輸出モ又大ニ衰ヘタリ、同盟銀行ノ預金ハ月ノ十一日ニ於テ前月末ニ比シ約千三百萬弗ヲ増加セシモ後テ減少シテ月末ヲ以テ前月末ニ比スルニ約千萬弗ヲ減シ貸出ハ月ノ最初二週間に於テ二千六百萬弗ヲ増加シタルモ後ノ二週間に於テ二千二百萬弗ヲ減シタリ而シテ準備ハ月中千四百萬弗ヲ減セシカ其中八百萬弗ハ正貨ナリ
四月	三七五—四〇〇		月中金利ハ急激ナル騰貴ヲナシ通知貸ハ年中ノ高最四歩二分ノ一ヲ加ヘタリ月中金融界ニ於ケル重要ナル事項ハ日本公債ノ募集ト例ニ依リ四月一日ニ於ケル利子及利益配當ノ支拂準備ナリ
五月	三七五—四〇〇		
六月	三五〇—四〇〇		

西曆年月	割引歩合	金在高増減	摘要
三月	三五五—五二五	一三六、八八、三〇〇	トス、月中同盟銀行ハ準備ニ於テ千五百萬弗ヲ減セシカ其中千三百萬弗ハ正貨ナリ、外國爲替ハ紐育ニ於ケル金利ノ騰貴ト英倫銀行割引歩合ノ引下ケトノ影響ニヨリ月中概シテ低落ノ一方ニアリキ
四月	三七五—四〇〇	八、三三四、〇〇〇	金融ハ緩漫、同盟銀行月中ノ變動ハ貸出ニ於ケル百三十萬弗ノ減少預金ニ於ケル七百八十萬弗ノ増加準備ニ於ケル九百九十萬弗ノ増加ニシテ準備中正貨ハ八百二十萬弗ヲ増加セリ
五月	三七五—四〇〇	三〇、九三、三〇〇	金融ハ依然緩漫、同盟銀行ノ預金ハ最初三週間ハ増加ノ一方ニアリ後テ二週ニ於テ約二千九百萬弗ヲ減シ貸出モ亦之と同様ノ變動ヲ經過センカ正貨ハ第一週來減少ノ一方ニアリテ月中竟ニ約千六百萬弗ヲ減シタリ
六月	三五〇—四〇〇	一三三、三〇〇	金融市場ハ月初強持合ノ狀ニアリシモ後テ株式市場不況ノ影響ニヨリテ緩和シタリ、同盟銀行ノ正貨ハ第三週マテ漸次僅少ノ増加ヲナスニ過キサリシニ第三週ニ至リ俄然大増加ヲ告ケ竟ニ月中約十萬弗ノ増加トナリタリ、外國爲替ハ概シテ變動ナシ然レトモ、紐育ニ特筆スヘキハ佛蘭西銀行カ伊太利ニ向テ金ヲ輸出セントシテ倫敦ヨリ金ヲ吸收シタル結果紐育ヨリ三百三十萬弗ノ金輸出ノ契約成リシモ該額ノ未タ全部輸出サル、ニ至ラサルニ先ダチ倫敦ニ於ケル地金相場下落シ倫敦宛巴里參著爲替ノ騰貴シタル爲其後更ニ輸出ナカリキ
			通知貸並ニ定期貸共ニ低率ヲ唱ヘタリ、同盟銀行ノ預金ハ第一

西曆年月	割引歩合	金在高増減	摘要
七月	四〇〇—四二五 歩厘毛	一〇〇八六、六〇〇	週中ニ約八百萬弗ヲ減シタリシモ後ノ二週ニ於テ三千百萬弗ヲ增加シ貸出ハ最初ノ三週ニ於テ三千七百萬弗ヲ増加シ正貨ハ增加ノ一方ニテ月中竟ニ約千萬弗ノ増加ヲ告ケタリ
八月	四二五—四五〇 歩厘毛	一、〇〇四三、五〇〇	農作物出廻資金需要ノ豫想ト株式市場ノ盛況トニヨリテ金融市場ハ引締リタリ、月初來同盟銀行ノ預金準備共ニ減少ノ一方ニアリ、本月末週(九月三日ヲ以テ終ル)ニ於ルニ正貨ヲ以テ前月末ノ夫レニ比スレハ千百萬弗ヲ減セリ
九月	四五〇—五〇〇 歩厘毛	一、三二八、二〇〇	農作物出廻資金ノ需要及十月一日ニ於ケル利子配當金支拂豫想ノ爲ニ金融市場ハ緊縮、同盟銀行ノ預金ハ著シク減少シ正貨モ亦減少ノ一方ニ傾キ千二百萬弗ヲ減シタリ
十月	四七五—五〇〇 歩厘毛	五、四四六、八〇〇	月初金融ハ前月ト同シキ原因ニ依リテ緊縮ヲ告ケシモ後ヲ緩和セリ、同盟銀行ノ變動ハ貸付ニ於テ三千萬弗預金ニ於テ三千八百萬弗而シテ正貨ニ於テ五百萬弗ノ減少ヲナリトス
十一月	五〇〇—五七五 歩厘毛	一六、二二五、八〇〇	月末ノ同盟銀行ノ準備ハ前月末ニ比シテ約千八百五十萬弗ノ減少ヲ示シ其中千六百萬弗ハ正貨ナリトス而シテ月ノ十一日ニ於テ準備ハ約二百四十萬弗ノ法定準備不足額ヲ生シタル爲ニ月ノ十三日ニ於テ通知貸ハ二割九歩ニ騰貴セリ
			本月九日ノ同盟銀行週報ニ再ヒ法定準備不足額ヲ示シ正貨準備

十九百六年

西曆年月	割引歩合	金在高増減	摘要
十二月	六〇〇 歩厘毛	六八、二七、八〇〇	ハ月中約六百八十萬弗ノ減少ヲ告ケタリ、金融ハ非常ノ緊縮ヲ告ケ通知貸ハ第二週ニ於テ三割七歩ヲ唱ヘタリシカ第二週ノ二週ハ一割五六歩ヲ往來シ而シテ第四週ニ入リテハ逐日騰貴ノ傾向ヲ呈シ遂ニ月ノ二十八日ニ於テ十二割五歩ノ高率ヲ唱フルニ至レリ
一月	四五〇—五〇〇 歩厘毛	二〇、〇〇〇、八〇〇	昨年末ノ金融市場ハ一時非常ニ繁忙ノ狀ヲ呈シ當座貸利子ノ如キ十割乃至十二割五分ノ高率ヲ唱ヘシカ新年ニ入りテ漸次緩和シ來リ第三週末ニ至リテハ四歩ニ低落セリ是レ越年内地ヨリ資金ノ戻歸シタルニ因レリ
二月	五〇〇—五五〇 歩厘毛	七、三六九、二〇〇	金融市場ハ不意ニ引締リテ當座貸利子ハ一時八歩ニ上リシモ月末ニハ四歩七厘五毛乃至六歩ヲ唱ヘタリ本月中同盟銀行ノ預金貸付共ニ減少ノ一方ニアリキ
三月	五二五—五五〇 歩厘毛	七、七四一、三〇〇	月初ノ金融ハ手硬ク利子歩合ハ強硬ヲ呈シタリ然ルニ此時恰カモ大藏卿ハ國庫金千萬弗ヲ地方銀行ニ寄托シ以テ紐育ニ對スル資金ノ需要ヲ輕減セシメントシタレハ金融稍緩和シタリ然レトモ此緩和ノ狀態ハ久シク持續セス月半ニ至リテハ炭鐵地方ニ於ケル労働者ノ紛擾サルセシラス會議ノ行儀等ノ爲メニ形勢一變シ金融大ニ緊縮セシカステ月末ニハ決濟資金ノ需要及ヒ内地ニ向ケテ通貨ノ散出アリシ爲メ市場甚タ逼迫ノ狀ニ陥リタリ
			越月市場ハ引續キ緊縮ノ狀態ニアリ月ノ五日當座貸利子三割ノ高歩ヲ唱ヘ之ト同時ニ同盟銀行ノ位置モ亦頗ル薄弱ヲ示シタ

西曆年月	割引歩合	金在高増減	摘要
四月	五五〇—六一〇 歩風毛 歩風毛	八、八三九、四〇〇	リキ於是乎大藏卿ハ市場救済ノ目的ヲ以テ數個ノ國立銀行ニ許スニ紐育ニ向ケ輪送中ノ金塊ニ對シ相當ノ擔保ヲ徵シテ國庫ヨリ同額ノ金ヲ引出ス(政府預金ナシテ)ノ特權ヲ以テシタリ而シテ之ニ因リ同銀銀行ハ正貨準備ヲ増加スルコトヲ得タリ月ノ十八日桑港ニ大震アリ爲メニ多額ノ資金ハ他方面ニ向ケテ散出セリ
五月	五〇〇—五五〇	五、七五三、三〇〇	桑港震災ノ影響トシテ月初ノ紐育市場ハ頗ル繁忙ノ狀ヲ呈セシカ上記ノ如ク國庫力廻送中ノ金ニ對シテ同額ノ金ヲ組合銀行ニ預入ルルコトトナリタルニ拘ラス對英爲替ハ尙ホ充分伸力ヲ示サバリキ然ルニ既ニシテ其効果表ハレ第二週以來ニ至リテハ全ク緊縮痕跡ヲ止メサルニ至レリ
六月	五〇〇—五五〇	六、二〇三、五〇〇	前月末ヨリ續々桑港ヨリ資金ノ回歸アリテ本月ニ入り金融ハ層一層緩和ノ傾向ヲ呈シ來リ組合銀行ノ正貨準備モ亦著シク増加シタリ如斯月中概シテ緩漫ナリシモ唯月末ニ於テハ六月一日諸會社利子支拂ノ影響ヲ受ケテ幾分金利ノ引締ヲ見タリ
七月	五五〇—五七五	七、二六六、四〇〇	金融緩漫而カモ月末ニ反シテ農作物非常ニ豐穰ナルヘキヲ見据ヘタルカ爲メ其出廻資金ノ需要ヲ見越シ割引歩合ハ月初五歩乃至五歩五厘ヲ唱ヘタリシモ月末ニハ五歩五厘乃至七歩七厘五毛ニ小締リタリ月末同銀銀行ノ準備ハ前月同期ニ比シテ約九百五

西曆年月	割引歩合	金在高増減	摘要
八月	六〇〇—七〇〇	四、四一八、一〇〇	十萬弗ヲ増加セシカ其中七百三十萬弗ハ正貨ナリトス 月初ハ資金ノ供給甚タ潤澤ニシテ當座貸利子ノ如キ辛ク二歩ヲ出テシニ過キサリシカ既ニシテ農作物出廻資金ノ需要起リ當座貸利子モ亦四歩ニ騰貴シタリ然ルニ月半ニ於テハ少シク緩和ノ模様ニテ當座貸利子モ亦一時小緩ミシモ既ニシテ市場ハ再び緊縮ヲ加ヘ來リテ利子歩合ノ騰貴ヲ促シタリ
九月	六五〇—七〇〇	七、八二四、五〇〇	月半ヲ通シテ金融甚タ緊縮ノ狀ヲ呈シ金利尙ニ高歩ヲ唱ヘタリ是レ蓋シ各種産業ノ勃興擴張ニ加フルニ農作物ハ空前ノ豐饒ヲ告ケタルニ依リ自然此好氣配ニ連レ各方面ニ投機熱ノ旺盛ヲ誘致シ從テ資金ノ需要ヲ増加シタルニ基因セリ於是乎大藏卿ハ市場救済ノ目的ヲ以テ本年四月ノ例ニ倣ヒ金ノ輸入ヲ便ナラシメントシ金輸入ノ契約ナナル銀行ハ有價證券ヲ寄託スレハ該金ノ到着以前ニ國庫ヨリ同額ノ金ヲ引出スコトヲ得ル旨ヲ公示シタリ且又市場ハ如上ノ方法ニ依リ政府ノ援助ヲ得タル以外ニ海外ヨリ多額ノ金ヲ吸收シ得タリシモ尙ホ當時ノ金融界ヲ全ク救済スルニ至ラザリキ
十月	六〇〇—六五〇	一〇、〇三三、〇〇〇	月初利子歩合ハ高歩ヲ唱ヘタリシモ月半ニ至ル迄ハ弱合ノ狀ニアリシカ會々英倫銀行力金ノ流出防禦策トシテ月ノ十一日十九日ノ兩度ニ其公定歩合ヲ引上ケルヤ其影響トシテ對英爲替ノ騰貴トナリ遂ニ金ノ輸入ヲ杜絶セリ加フルニ内地並ニ加奈陀ニ向テ資金ノ散出アリシカ爲メニ金融再び引締リタリ

西曆年月	割引歩合	金在高増減	摘要
十一月	六〇〇——六五〇	九、三三三、四〇〇	月初來資金ハ漸ク内地ニ向ケ放出チ初メタルカ爲メニ例ニ依リ同盟銀行ハ大ニ現金在高ナ減シ隨テ當座貸利子ハ往々一割ヲ唱ヘタリ於是乎銀行家ハ貸出チ溢リタルカ爲メ預金ノ減少ヲ來スニ至リ月半ニ於テハ當座貸利子ノ二割ノ高歩ニ達シタルコトサヘアリキ然ルニ其後資金ノ供給漸次多キキ加フルニ至リ利子歩合ハ幾分引額ミ同盟銀行ノ準備モ亦漸ク増加セリ然レトモ要スルニ本月モ亦市場ハ緊縮ヲ免レサリキ
十一月	六〇〇——五六〇	五、六九三、二〇〇	月中ヲ通シテ金融著シク緊縮ノ狀アリ當座貸利子ノ如キ第一週ニハ最高三割六分ナリシカ年末ニハ遂ニ三割五分ナ唱ヘタリ其他利子歩合何レモ皆昇騰セリ大藏卿ハ或ハ支拂期以前ニ公債ノ利子ヲ無割引ヲ以テ支拂ヒ或ハ公債ノ買上ニ依リ或ハ又爾後政府預金ノ擔保トシテハ千萬弗ヲ限リ政府公債證書ニ限ラス其他種々ノ證券ヲ以テ代用スルコトヲ許シ依テ以テ市場ノ救済ニ努メタリ
千九百七年 年首	五七五——六二五	一八、六八七、六五五	年初鐵道諸會社ノ利子又ハ配當支拂アリシヲ以テ緊縮シ居タル金融市場ハ小康ノ狀ナリシカ既ニシテ二十一日チ支拂期トセル六百萬弗ノ國庫預金拂出準備ノ爲メ再ヒ引締リ一時當座貸ハ一割五分ヲ唱ヘ尙ホ不安ノ形勢ヲ示シタルヲ以テ大藏卿ハ右國庫金ノ引出チ二月一日迄延期シタルカ其後政府ノ收支ハ支拂超過

西曆年月	割引歩合	金在高増減
二月	五七五——六〇〇	六、七三三、四〇〇
三月	六〇〇——六五〇	四、五二三、九〇〇

トナリ英獨中央銀行ハ利下チナス等ニテ市場漸次緩和シ當座貸モ普通二歩七厘五毛ニ下リ割引率モ引緩メタリ

全月ヲ通シテ左シタル緊縮ヲ來スコトハナカリシモ市場ニ資金ノ供給ヲ減シタルヨリ當座貸ハ少引締リテ月末ニハ六歩トナリ割引率モ尙ホ高唱ヘナリキ之レ政府力一日及十五日ノ兩回ニ國庫預金千二百萬弗ヲ引出シタルト一ハ鐵道其他ノ會社ノ事業擴張資金週達ノ爲メ短期社債券ヲ發行シタル額頗ル多カリシニ基ケリ同盟銀行ノ現金所有高ハ著シク減少シ法定外準備ハ四百萬弗ニ下レリ

過去數箇月來愈々反動時期ニ入レリト思ハレタル株式市場ハ本月ニ入りテ數回ノ暴落ヲ重ネ就中月半ニ於テ最モ劇甚ニシテ恐慌ノ狀ハ實ニ數年來稀有ノ現象ナリキ其影響トシテ金融市場ハ頗ル緊縮シ當座貸ノ如キ月半ニ於テ一割五分乃至二割五分ヲ唱ヘタリ、初メ國庫ニ收支ノ關係上現金市場ヨリ吸收シ緊縮ノ一因ナナシ居タルカ大藏卿ハ「オールドツツ」七條ニヨリテ擴張サレタル權能ヲ利用シテ前年九月預入セラレタル三千萬弗ノ國庫金引出チ無期限ニ延期シ又國債以外ノ有價證券ヲ擔保ニ増發セラレタル紙幣ノ償却ヲ猶豫スル一方ニ本年七月一日チ以テ償還期ニ達スヘキ四分利公債二千五百萬弗ヲ即時償還スルコトトシ且又關稅收入チ千五百萬弗迄一國立銀行ニ預入スル等各種ノ救済策ヲ施シタルヲ以テ減少ノ一方ナリシ同盟銀行ノ現金所有高ハ月末ニ大ニ増加シ金利モ低落チ告ケタリ

西曆年月	割引歩合	金在高増減	摘要
四月	五五〇——六〇〇	一七、四五六、六〇〇	大藏卿ノ市場救済策ノ結果トシテ資金ノ供給ハ潤澤トナリ從テ金利モ大ニ低落シタリ前月ノ公示ニ基ク四分利公債ノ即時償還ハ本月迄繼續シ關稅收入ノ預入モ實際ハ豫定ヨリモ二百五十萬弗方多額ニ上リ市場ヲ潤シタルヲ以テ月初數月ナ除ケハ當座貸ハ三步ヲ超エタルコトナク月末ニハ二歩内外トナリ割引率モ引緩ミタリ
五月	五〇〇——五五〇	九、〇四四、〇〇〇	前年秋季市場救済ノ爲メ特ニ預入セラレタル國庫金ノ全部又ハ一部カ四歩利公債償還ノ爲メ引出サル、ニ至ランカナ氣構ヘ定期貸カ上半期中多少引縮リタル外ハ金融ハ緩漫ニ金利ハ低落シ外國爲替ハ騰貴シテ月末頃ニハ三百三十餘萬弗ノ金巴里ヘ輸出セラレシカ金融界ニハ殆ト影響ナカリキ同盟銀行ノ現金所有高ハ更ニ増加シテ其他位鞏固トナレリ
六月	五五〇	二一、一三五、五〇〇	前月末ニ始マリシ金輸出ハ本月迄繼續シ月中二千五百五十萬弗ノ輸出ヲ見タルコト、大藏卿カ未償還四分利公債償還準備トシテ前年ノ預入ニ係ル特別國庫預金三千萬弗ヲ引出スヘキ通知ヲ發シタルコト並ニ半季決算資金ノ需要等ヨリ當座貸ハ殊ニ下旬ニ於テ騰貴シ一時一割二歩ヲ唱ヘシコトアリ同盟銀行ノ法定外準備ハ二百五十萬弗ニ下レリ

西曆年月	割引歩合	金在高増減	摘要
七月	六〇〇	九、六五九、〇〇〇	銀行ノ法定外準備僅カニ八十五萬弗ノ少額ニ下リシコトハ月初ニ於ケル緊縮ノ原因ナシ當座貸ハ一時一割六分ニ上リシカニ後ニ於テ引緩ミ唯定期貸ハ尙ホ引續キ強硬ノ唱ヘナリキ月中四分利公債ノ償還セラレシモノ二千四百萬弗ニ及ヒシモ三千萬弗ノ國庫預金拂出サレタルヲ以テ特ニ市場ヲ潤ホスノ效ナカリキ
八月	六五〇	九、五六一、〇〇〇	株式市場カ諸種ノ惡材料ノ下ニ去ル三月ニモ暴落ヲ演シタル影響トシテ金利ハ引縮リテ來シ大藏卿カ二十三日ニ至リテ次週日ニ再ヒ紐育ホストン其他ノ國立銀行ニ毎週定額宛國庫金ヲ預入スヘキコトヲ發表スルニ及ヒ小段ミトナレリ、主要鐵道ノ新債應募ニ關聯セル資金ノ需要増加シ緊縮ノ一因ナシタリ
九月	七〇〇	二一、〇八一、六〇〇	當座貸利子ハ高クモ六歩半ヲ出タルコトモナカリシモ左リトテ金融ハ決シテ緩漫ナリシニアラス寧ロ引縮ノ狀態ニアリテ對英爲替ノ如キハ殆ト輸入點ニ低落シタリ月初ニ於テハ紐育市價ノ募集、合同太平洋鐵道新債券ノ拂込等ニ關シ資金ノ需要ヲ喚起シ月末ニ近ツクニ從テハ例年ノ如ク農作出廻資金ノ需要ヲ生セリ然レトモ一方ニ前月大藏卿ノ告示ニ拘ラス國庫金ノ實際預入セラレシ額少ナカリシコト等緊縮ノ原因タリ

西曆年月	割引歩合	金在高増減	摘要
十月	七〇〇	二、五八七、九〇〇	<p>ハ之ヲ認メ居タル所ニテ當ニ株式市場當座貸利率ノ暴騰ノミナラス定期貸ハ貸溢リノ傾向甚シク手形ノ割引モ殆ト應スル者ナキ委ナリシカ愈々大攪亂ノ状態ヲ惹起シタル下半年ニ於テハ當座貸ハ十割乃至十三割五分テフ突飛ノ奔騰ヲナシ而モ殆ト供給ハ絶無トナリ個人ノ預金者並ニ内地ノ銀行カ其預金ヲ引出シタルモ巨額ニ上リ現金不足ノ極竟ニ通貨ハ小切手ニ對シテ打歩ヲ生スルニ至レリ此時ニ當リ有力ナル銀行家ハ市場救済ノ爲メ二千五百萬弗及千萬弗ノ二個ノ合同ヲ組織シテ融和ヲ謀リ手形交換所ハ交換所證券ヲ發行シ政府モ亦國立銀行ニ對スル國庫預金ヲ著シク増加シテ以テ救済ニ努メタリシカ現金ノ取付割甚ニシテ二十六日ノ同盟銀行準備ハ法定額ニ滿タサルコト百二十三萬弗トナレリ勿論是等ノ救済策ハ漸次其效ヲ奏シ月末ニ至リテハ幾分緊縮ヲ緩和スルヲ得テ當座貸ハ六歩乃至二割ニ引緩ミシカ定期貸手形ノ割引等ハ一切行ハレス利率ハ全ク名義ニ止マリタリ事情斯ノ如クナリシヲ以テ外國爲替ハ暴落ヲ重ネ金輸入ノ約定成立セシモノ二千四百萬弗ヲ超ニシカ月中ニハ入蓄スルニ至ラザリキ</p> <p>通貨貯藏ノ風ハ容易ニ革マラス紐育ヨリ通貨ノ内地ヘ現送セラレ、モノ前月ニ引續キ莫大ノ額ニ達シ市場ハ爲ニ現金ノ缺乏ヲ訴ヘ銀行ハ給料等ノ支拂ニ應スル外ハ小切手ニ對シ通貨支拂ナ</p>

西曆年月	割引歩合	金在高増減	摘要
十一月	七〇〇	二、五八七、九〇〇	<p>謝絶シタル委ニテ現金ノ打歩ハ一時四歩ニ上リシコトアリシカ五千八百萬弗ノ金輸入ト千六百萬弗ノ國庫預金増加ト四千七百萬弗ノ銀行紙幣増發トニヨリテ漸次緩和ニ向フコト、ナリ月末ニハ當座貸ハ五歩乃至一割二分ヲ往來シタルカ定期貸ハ尙ホ供給絶無トモ云フヘク商業手形ノ割引モ殆ト行ハレス同盟銀行ハ常ニ五千數百萬弗ノ法定準備不足ヲ算シタリ政府カ救済策ヲシテ採リタル新方法ハ三分利付大藏省證券一億弗並ニ二分利付巴奈馬公債五千萬圓ノ發行ナリ其目的ハ之ニ依リ民間ノ貯藏金ヲ回收シ國庫金トシテ銀行ニ預入レ且又之ニヨリテ紙幣増發ノ便ヲ與ヘントスルニアリシカ種々ノ物議ヲ生シテ實際ノ發行額ハ僅ニ約三千五百萬弗ニ過キザリキ、尙亦前月ヨリ今月ニ互リテ銀行會社ノ破産、閉店等枚舉ニ違ナキ委ナリキ</p>
十二月	八〇〇	一、七三二、九〇〇	<p>本月ニ入りテ紐育並地方ニ於テ數多ノ破産沙汰アリシモ一般ノ形勢ハ大ニ良好トナリシカ如ク現金ニ對スル打歩ハ漸次ニ低減シテ月末ニハ全ク消滅シ金ノ輸入ハ引續キ行ハレタレトモ前月ヨリハ減シテ約三千八百萬弗ヲ算シ同盟銀行ノ法定準備不足額モ漸次減少シテ二十八日ニハ二十餘萬弗トナリ政府ハ本月中モ國立銀行ニ對スル國庫預金ヲ増加シ居タルカ月末ニ至リテ早クモ其一部ヲ近ク引出サントスルノ意ヲ數銀行ニ通シタル程ナリ然レトモ當座貸ハ概テ高唱ヘニテ再ヒ二割五歩ニ上リシコトアリ月末ニハ八分乃至一割八分ノ唱ヘナリキ商業手形割引モ實際ニハ至テ少ナカリキ、金利カ著シキ引緩ミヲ見サリシハ一月一</p>

西曆年月	割引歩合	金在高増減	摘要
千九百八年 年首	歩厘毛 八〇〇—八五〇	歩厘毛 一四二、二二〇、九〇〇	<p>日ノ利子並ニ配當金支拂ニ關聯セル資金ノ需要急切ナリシニ基ケリ</p> <p>金融最モ繁忙ノ季節ハ漸ク経過シ恐慌後永ク恐慌的状態ニアリシ人心ハ靜穩ニ歸シ手許貯藏金ノ再ヒ銀行ニ預入セラル、モノ多ク内地ヨリ資金ノ回歸迅速ニシテ金利ハ次第ニ低落シ月初五歩乃至二割ヲ唱ヘタル當座貸ハ一步半乃至二歩トナル對英貨幣ハ暴騰シテ金ノ輸出ヲ豫想セシメタリ</p> <p>内地ヨリ資金蓄々回歸スルニ株式投機熱大ニ衰ヘタルヲ以テ金融ハ至テ緩漫大藏卿ハ此機ヲ利用シテ國庫金一部ノ返納ヲ命シタリ、同盟銀行ノ法定外準備ハ四千萬弗ヲ超ユルニ至レリ當座貸ハ一步半乃至二歩半ノ唱ヘナリキ</p> <p>内地ヨリ資金ノ流入引續キ大ナリシヲ以テ政府預金ノ引出シニ拘ラス過剩ヲ告ケ恐慌ノ打擊ニ依リテ休業中ナリシ工場中ニハ漸次事業ニ着手シタルモノアリテ財界ノ恢復ノ兆現ハレシモ未ダ資金ノ需要少キヨリ市場ハ至極緩漫ナリキ當座貸ハ一步四分ノ三乃至二歩</p> <p>商工業不振、株式取引減少ノ結果金融ハ益々緩漫ニシテ多少ノ國庫金拂出若クハ紙幣回收ハ何等ノ影響ヲモ與ヘス銀行ハ多額ノ遊金ヲ擁シ金利低落ノ極英貨幣替ハ暴騰シ巴里及加奈陀ハ千</p>
一月	歩厘毛 五五〇—六〇〇	歩厘毛 六六、〇一八、七八〇	
二月	歩厘毛 四四〇—五〇〇	歩厘毛 三、一七八、六〇〇	
三月	歩厘毛 五〇〇—五二五	歩厘毛 一三、八九一、九〇〇	
四月	歩厘毛 四〇〇—四五〇	歩厘毛 二九、五二七、〇〇〇	

西曆年月	割引歩合	金在高増減	摘要
五月	歩厘毛 三三三—四〇〇	歩厘毛 六、〇〇八、三〇〇	<p>五百萬弗ノ金輸出ヲ見ルニ至レリ</p> <p>紐育ノミニテ國庫金ノ返納サレシモノ二千餘萬弗ニ達シ英貨爲替ハ暴騰シテ歐洲ハ二千六七百萬弗ノ金輸出セラレタリ若シ當時ナランカ市場ハ容易ナラサル壓迫ヲ感シタルヘキモ銀行ノ手許資金ノ過剩ハ居ルノ際ニテ又内地ヨリモ新ニ金流入シタルヲ以テ金融ハ緩漫當座貸ハ普通一步高キモ一步四分ノ三ヲ出テス同盟銀行ノ法定準備ハ月末六千四百六十萬弗ニ達シタリ</p> <p>商工業資金需要薄ノ外ニ近時政府ノ歳計ハ收入不足懸ニシテ爲ニ國庫ノ貯藏金カ民間ニ放出セラレ、關係ヨリ金融ハ一層緩漫ヲ加ヘ金利弱含ミナリ獨逸ヘノ金輸出、新州法律ニ基キ準備増加ノ必要ヲ生シタル信託會社ノ需要等モ差シタル影響ヲ及ボササリキ</p> <p>政府ハ三千三百萬弗ノ預金拂出ヲ命シ又信託會社カ準備充實ノ爲メ現金ヲ引出シタルモノ多カリシカ株式市場資金ノ需要活潑ナラス、政府ノ歳出超過ハ多額ニ上リ一時引出サレタル國庫預金モ再ヒ銀行ノ手許ニ回歸スルノ姿ニテ市場ニ何等ノ壓迫ヲモ與ヘサリキ當座貸ハ一步乃至一步四分ノ一ノ唱ヘナリキ</p> <p>日先キ秋季農作物出廻資金ノ需要ヲ控ヘタルニ金融ハ依然トシテ緩漫、金利ハ尙モ引緩マン形勢ヲ示シタリ是レ國庫カ支拂超過ノ姿ニアルコト、本秋米國ノ穀類ニ對スル海外ノ需要ハ莫大ナルヘク從テ爲替安カラシナ氣構ヘ融通手形ニ依リテ外國資金</p>
六月	歩厘毛 三三〇—三五〇	歩厘毛 一七、九八〇、四〇〇	
七月	歩厘毛 三〇〇—三五〇	歩厘毛 四、六三三、二〇〇	
八月	歩厘毛 三〇〇—三五〇	歩厘毛 一三、八二八、六〇〇	

西曆年月	割引歩合	金在高増減	摘要
九月	歩厘毛 四〇〇	歩厘毛 一、九四七、八〇〇	ナ利用スルモノ少カラサリシコト、縱令農作物出廻季ニ到ルモ到底目下ノ遊金ヲ吸收シ終ルノ程度ニ資金ノ需要増加スルコトナカルヘキ豫想行ハレタルニ因ル、當座貸ハ四分ノ三步乃至一步ナリキ
十月	歩厘毛 四〇〇	歩厘毛 一、六〇三、一〇〇	内地ノ銀行自ラ遊金ヲ抱ケルヲ以テ本年ハ農作物出廻資金ノ需要比較的少ナク又今後モ少シタル必追テ豫想セシテ金利多少引締リタル外ハ金融ノ大勢依然トシテ緩漫ナリキ當座貸ハ一步四分ノ三乃至二歩半ナリヘタリ
十一月	歩厘毛 三七五	歩厘毛 七三五、二〇〇	巴爾幹事件發生以來歐洲界ノ不穩ハ唯輕微ナル間接ノ影響アリシノミ即チ歐洲株持筋ノ放資ノ結果爲替ノ暴騰ヲ招キ金輸出ヲ豫想セシメタルコト之ナリ他方内地ノ農作物出廻資金ノ需要ハ早クモ減退シ市場資金ノ供給依然潤澤ナリキ金利ハ殆ト變動ナシ

月初ノダフト氏大統領當選ヲ動機トセル株式投機ノ復興ハ多少資金ノ需要ヲ増加シタルヲ以テ一時當座貸ハ三步トナリシカ農作物出廻資金ハ終ニ甚シク市場ヲ壓迫スルコトナクシテ早クモ回歸スルモノアリ大統領選舉ノ確定モ未タ邊ニ經濟界ノ活況ヲ意味スルニ非サレハ金融ノ前途ハ尙暫ク緩漫ナラン豫想ナリキ從テ當座貸モ一步半乃至二歩ニ引緩ミタリ外國爲替ハ輸出點マテ昂騰シタリ

千九百九年

西曆年月	割引歩合	金在高増減
十二月	歩厘毛 三七五—一四〇〇	歩厘毛 三五二、八六〇
一月	歩厘毛 三七五—三七五	歩厘毛 二、六八、一〇〇
二月	歩厘毛 三七五—三七五	歩厘毛 二、六二、二五〇

金融緩漫ノ中ニモ金利ハ少シク引締リテ告ケタリ之レ巴黎馬公債ノ發行アリシニ加ヘ新年ニ於ケル利子配當支拂高ニ值弗ニ達スヘキ豫想ニテ銀行カ準備ノ爲メ資金ノ回收ヲ計リタルト信託會社カ更ニ手許準備ヲ増加セサルヘカラサルニ至リシコト等ニ由ル、然レトモ金利ノ昂騰ハ再ヒ融通手形ノ發行ヲ容易ナラシメタルヨリ年末ニハ却テ金融小緩ミノ氣勢ヲ示シタリ當座貸二歩半乃至三步、外國爲替ハ融通手形滿期ニ達シタルト歐洲ヨリ有價證券ノ賣物額出シタル結果現送點以上ニ騰貴シ全ク輸出ヲ見ルニ至レリ

内地ヨリ紐育ヘ資金ノ流入開始セラレ、政府ノ收入減少ノ結果國庫ハ支拂超過ノ委トナリ、株式市場取引高ノ減少ハ此方面ノ資金需用ヲ減シ爲ニ國立銀行ニ於ケル國庫預金ノ引出、巴里南米ニ對スル金輸出、紐育信託會社ノ現金取收(前年ノ法律ニヨル法定準備ナ月末迄ニ全額迄所有セサル可ラス)等ニ拘ワス金融頗ル緩漫、通知貸利率ハ一步半乃至二歩トナル

南米ノ金輸出繼續信託會社ノ現金取收ニヨル同盟銀行ノ準備減退豫想、國庫預金ノ再引出ニ金利小降ノ氣味ナリシカ政府ノ收支ニ依然支拂超過トナリ内地ヨリ資金流入アリ再ヒ緩漫ニ歸ス通知貸利率最高三步最低一步二分ノ一

月中ヲ通シ外國爲替ハ法外ノ高唱ニテ倫敦並南米約二千萬弗ノ金流出ス之レ一ハ倫敦カ紐育ニ米國有價證券ヲ賣放チタル代金

西曆年月	割引歩合	金在高増減	摘要
三月	歩厘毛 三五〇——三七五	一九六、九〇〇	ノ回送ノ爲メナレトモ又一ハ内地金融緩漫ニシテ海外金利割引ノ爲メ銀行者カ其遊金ヲ海外ニ轉用セシメントシタル結果ナリ通知貸一步半
四月	三五五——三七五	一六八、四〇〇	一時株式投機ハ多少振興シ來リシコト、金輸出尙繼續スルコトトノ爲メ金利小締リシモ金融緩漫ノ大勢ハ何等ノ變動ナシ下旬市俄古ニ於ケル小賣買占解合ノ結果内地ヨリ多額ノ資金流入シ歐洲爲替ハ米國有價證券海外買行ニヨリ恢復ニ向フ
五月	三〇〇——三三〇	一九七、六二〇	穀類棉花等重要品ノ市價ハ投機師思惑買ノ結果騰貴シテ其輸出ヲ減セル一方ニ關稅改正ヲ見越セル輸入増加シ外國爲替ハ還潮トナリ巴里、和蘭、南米等多額ノ金流出ス然レモ内地ヨリ資金ノ流入アリ金融ハ依然緩漫
六月	三〇〇——三五〇	九、九六二、六〇〇	會社課稅案上院ニ提出セラレ株式市場不振ニ赴キ増方七月支拂ノ利子配當金準備ノ爲メ内地各地ヨリ資金徐々ニ流入シ且ツ收穫期ノ需要ニ供スル爲メ外資ノ輸入アリ金融緩漫
七月	三七五——四〇〇	四、三〇、九〇〇	上半期ニ對スル利子配當金ハ各銀行ノ預金トナリテ歸還シタルヲ以テ南米ニ對スル多額ノ金輸出モ又國庫預金ノ引出モ市場ニ差シタル影響ヲ與ヘス但シ地方ニ於ケル穀類出廻資金ノ需要漸ク増加シ爲メ内地ヨリ回金減少シ又加奈陀諸銀行モ紐育ニ運轉シ居タル資金ヲ回收シ始メタリ

西曆年月	割引歩合	金在高増減	摘要
八月	四〇〇	二二、八九、八〇〇	加奈陀諸銀行ノ引續キ資金ヲ紐育ヨリ引上ケ又穀類出廻ニ伴ヒ内地資金ノ需要漸ク大ナリ一般商況モ關稅問題ノ決定、鐵道ノ好況ニ促サレテ活躍ノ色アリ加フルニ南米回金貨輸出ヲ以テス金利小締ヲ告ク
九月	四〇〇——四五〇	三九、〇六、八〇〇	鐵道ノ盛況、農作出廻資金ノ需要ニ伴レ多額ノ資金ハ紐育ヨリ内地ニ輸送セラレ金利ハ彌々高合トナリ下旬ニ到テハ緊縮ノ色ヲ現ハシタリ同盟銀行ノ法定外準備ハ僅ニ百六十二萬弗ニ低下ス通知貸二歩四分ノ三乃至四歩半トナル
十月	五〇〇——五五〇	五九、五七六、九〇〇	外國爲替ハ當初引緩ニ金輸入ノ望アリシカ歐洲各地金利引締リト共ニ形勢一變終ニ却テ加奈陀、南米等ニ金輸出スラ行ハレダリ市場ハ愈々緊縮ノ度ヲ強メ通知貸ハ一時六歩ニ昂騰セリ
十一月	五〇〇——五五〇	二〇、七九五、〇〇〇	前月ニ於ケル倫敦金利ノ暴騰ニヨリ南米ノ金需要ハ同埠ヨリ紐育ニ轉シ月中金ノ輸出千五六萬弗ニ及ヒ金融緊縮ノ一主因ヲナセリ尙ホ農作出廻資金ノ需要續テ到リ又一般經濟界ノ恢復ニツレ預金ハ次第ニ引出サレタル融通手形ヲ通シテ海外資金ノ流入アリシモ左シテ金利引緩ムルニ足ラザリキ
十二月	四七五——五二五	二〇、六〇六、一〇〇	越年後ノ金融緩漫ヲ豫想シ定期貸ノ需要減退ノ中旬ニ入りテハ早クモ農作出廻ノ爲メ回送セラレタル資金ノ一部(内地ヨリ回歸シテ再ヒ市場ヲ潤ホシ金ノ海外輸出尙ホ絶エサレトモ市場比較的靜穩裡ニ經過セリ但シ月末ニハ道ニ通貨知ノ如キハ七歩迄昂騰セリ

西曆年月	割引歩合	金在高増減	摘要
千九百十年 年首	五〇〇	三二八、〇九七、三〇〇	
一月	四七五	四三、四四六、三〇〇	年初ハ利子及配當金支拂準備ノ爲メ一時客願以上ノ引締リテ告ケタレトモ内地ヨリ回歸スル資金ノ増加ト株式界ノ沈滞トハ海外金融市場ノ緩漫ト相俟テ金融ヲ緩和セシメタリ
二月	四七五	六一八三、六〇〇	中央政府ノ對「トラスト」政策ハ一般經濟界ニ影響シ株式界始メ商業界亦不活潑ノ狀態ヲ呈シテ資金ノ需要起ラス、加之内地ヨリ中央市場ニ向ツテ資金ノ回歸スルモノ尠カラサリシヲ以テ金融ハ一般ニ緩漫ナリ
三月	四七五	一六、六五一、六〇〇	株式界ハ引續キ沈滞、商業界亦勞働問題ノ爲メ依然不況、唯市債、社債等ノ發行多カリシト内地ヨリ資金ノ需要加ハリシトニ因リ金融緩漫ノ裡ニモ聯引締リテ見セタリ
四月	五〇〇	一七、一〇〇、一〇〇	倫敦ニ向ケ金ノ輸出大ナリシニ拘ラス株式、商業界共ニ景氣不引立ニシテ資金ノ需要ヲ喚起スルコト尠ナカリシヲ以テ金融市場ハ著シキ變動ヲ見ス依然緩漫ノ狀況ヲ持續セリ唯月末ニ至リ五月初ノ利子配當仕拂準備並棉花受渡資金ノ準備トシテ貸付ノ需要遽カニ増加シタル爲一時市場ニ緊縮ノ狀アリタリ
五月	五〇〇	二二、一四二、〇〇〇	歐洲向金輸出息ミ、米國鐵道社債ノ歐洲市場賣出多額ニ上リ外國爲替暴落、金融緩漫ニ向フ、前月末七歩ニ上リタル「コール」モ三步四分ノ三ニテ取引セラル、ニ至レリ

西曆年月	割引歩合	金在高増減	摘要
千九百十年 年首	五〇〇	三二八、〇九七、三〇〇	
六月	五〇〇	一〇、一七六、〇〇〇	外國爲替ハ月中順潮、内外資金ノ需要起ラス反テ内地市場ヨリ資金ノ逆流ヲ見ルニ至リシヲ以テ益々市場資金豊富ノ狀態、金融遂ニ緩漫ニ向ヘリ唯月末ニ至リテハ半期未決濟資金ノ需要起リテ金利少シク引締レリ
七月	五七五	三六、六四一、七〇〇	株式界、商業界共ニ不振、資金ノ需要薄、紐育諸銀行ハ專、秋期金融ノ逼迫ヲ慮リ倫敦、墨西哥等ヨリ巨額ノ金ヲ買入レタルヲ以テ月末ニ至リテハ同盟銀行ノ準備金著シク増加スルニ至レリ
八月	五七五	一七、三三二、五〇〇	金ノ輸入尙息マズ資金益々潤澤トナリタレトモ一般市場ノ不振ハ尙革マル所ナク資金ノ需要ヲ喚起スルニ至ラザリシカ月末ニ至リテ西部及南部地方ニ資金ノ移動ヲ見タルト株式界聯カ活氣ヲ呈シタルトニヨリ金利モ少シク引締リ氣味ナキ
九月	五七五	四二、三七五、〇〇〇	財界一般尙沈滞ノ域ヲ脱セサルモ農作物ノ出廻ニ伴ヒ内地市場ニ資金ノ流出スルモノ多キヲ加ヘ同盟銀行ノ預金準備ハ週々重ナル毎ニ減少シ此方面ヨリ金融小縮リノ氣勢ナリ
十月	六〇〇	一四、八七四、七〇〇	加奈陀、西部及南部地方ニ資金ノ流出アリ且株式市況及一般商況氣直リ模様ナルヨリ資金ノ需要増加シタルト同時ニ海外市場ノ逼迫殊ニ英倫銀行ノ利上等アリ金利昂騰ヲ促進シタリ
十一月	五二五	七、九七〇、〇〇〇	金利昂騰ノ趨勢ハ本月ニ入りテモ尙息マサリシカ月半ヲ過キテハ形勢漸ク一變シテ資金ハ却テ地方ヨリ回歸スルノ有様トナリ金利ハ漸次低落スルニ至レリ
十二月	五二五		株式界ノ不振、内地ヨリ資金ノ回歸、外國爲替ノ順潮等ニヨリ

西曆年月	割引歩合	金在増減高	摘要
十二月	四〇〇——四五〇	一〇、五三九、四〇〇	金融ハ一段引緩ニ向ヒタレトモ流石ニ月末ニ至リテハ年末資金ノ需要増加ト翌月ニ於ケル利子配當金支拂ニ對スル準備ノ爲メニ「コール」ハ七歩ニ達セリ
千九百十一年 年首		二、六七一、五〇〇	内地ヨリ回歸スル資金漸ク増加セルト國庫ヨリ支拂金アリタルトニ依リ紐育同盟銀行ノ準備金ハ著シク増加セリ、然ルニ資金ノ需要ハ株式市場ヲ始メ其他ニ何等増加ス可キモノナカリシヲ以テ金利ハ益々低落シ金融緩漫ノ趨勢ハ日チ進フテ顯著ナルモノアルニ至レリ
一月	三五〇——四〇〇	五、七〇七、四〇〇	歐洲市場ノ緩漫、外國爲替ノ順潮、内地資金ノ歸還等ハ金融ヲ益々緩漫ナラシメ多額ナル紐育市債ノ引受ニモ治ト金利ノ引締リヲ見ルニ至ラザリキ
二月	四〇〇——四二五	一、四八三、六〇〇	金融ハ引續キ緩漫、外國爲替ノ順潮、株式及商工界ノ不振ハ其重因タリ唯月末ニ至リ利子配當仕拂準備ノ爲メ幾分引締ヲ呈セシメ
三月	三五〇——四〇〇	九、八八五、一〇〇	商況沈靜、金融市場依然閑散、各地方ニ於ケル資金益々潤澤、紐育ノ主要銀行ハ貸出ヲ制限シテ利率ヲ適度ニ維持セント努メタルモ金利ハ尙ホ弱合
四月	三五〇——三七五	一、八一五〇、六〇〇	政府ノ「トラスト」征伐ニ萎縮シ居タル株式界ハ「スタンダルト」

西曆年月	割引歩合	金在増減高	摘要
五月	三五〇——三七五	三、四二九、七〇〇	石油「トラスト」ニ對スル高等法院ノ判決種和ナルニ安心買ヲ誘致シテ一時好況ニ向ヒ資金ノ需要ヲ喚起セルノミナラス加奈陀ニ向ヒ金ノ流出アリシヲ以テ金利聯カ引締リノ氣味ナリシカ國庫金ノ市場ニ放出セラル、モノ多額ニ上リシカ爲メ金融界ハ依然緩漫ノ域ヲ脱セザリキ
六月	三五〇——四〇〇	五、三六七、七〇〇	半季末ノ金融市場トシテハ近年稀ナル緩漫ノ狀況ヲ呈シ公債社債ノ發行等資金ノ募集頻繁ナリシニ拘ラス金利ハ著シク引締ヲ見ルニ至ラザリキ
七月	三七五——四〇〇	一、三、四二九、〇〇〇	月ノ前半ハ緩漫裡ニ經過シタルモ後半ニ入りテハ株式界モ漸ク振興シ來リ殊ニ前月發行ノ巴奈馬公債ニ對スル拂込ニ資金ヲ吸收セラレ同盟銀行ノ準備減少シ金利引締レリ
八月	四〇〇——四五〇	四、九三三、〇〇〇	月初加奈陀ニ向テ金ノ流出アリタルト穀物出廻資金ノ需要氣構トニ依リ小締リタル金融市場ハ一般商況ノ不振ナルト株式暴落ニ依ル資金ノ需要減退ニ再ヒ緩漫トナレリ
九月	四五〇——四七五	四、七二二、〇〇〇	秋季繁忙期ニ入レルニ拘ラス金融市場ハ豫想外ニ閑散、其後農業資金ノ需要ハ益々現ハレ且ツ商業界モ多少好況ニ向ハントスルアリ金利稍強含ナリシカ未ダ左シタル變化ナシ
十月	四二五——四五〇	四、七二二、〇〇〇	各地方銀行ハ貸資ヲ出テ農産物出廻資金ノ需要ニ應シ中央市場ニ其融通ヲ仰クノ必要ナカリシヲ以テ紐育市場ニ於ケル金融業者ハ専ラ資金ヲ歐洲市場ニ運用スルノ變態ヲ呈シタリ

西曆年月	割引歩合	金在高増減	摘要
十一月	五七五——四〇〇	三三、六百七、〇〇〇	金融ハ依然緩漫、各地ハ各其遊資ヲ以テ農産物出廻資金ノ需要ニ應シ月半ニ入りテ却テ地方遊資ノ積育市増ニ遺流スルモノアルニ至リ且歐洲市場ニ摩落哥事件解決後金利漸落シテ同方面向送金著シク減少シタルカ爲メ金融緩漫ノ趨勢益々顯著トナルニ至レリ、唯月末一時ノ現象トシテ加奈陀向金流出巨額ニ上リ「コール」ノ暴落ヲ見タリ
十二月	四〇〇——五〇〇	二〇、八、〇〇〇	加奈陀銀行ノ預金引出、太平洋沿岸洲及南米ヘノ送金等ニ去月以來同盟銀行ノ預金準備著シク減少ヲ示スニ至リ久シク緩漫ナリシ金融市場ハ意外ノ緊縮ヲ來セリ然ルニ海外殊ニ獨逸ヨリ巨額ノ資金回收セラレ且地方資金ノ續々流入スルニ至テ金融大ニ緩漫シタリ
千九百十二年 年首	五〇〇——五〇〇	三二七、五〇八、〇〇〇	地方ヨリ資金ノ流入夥シク金融次第ニ緩漫ノ度ヲ加ヘタリ之レ單ニ穀物資金ノ回收サレタル爲メミナラス政治的不安ト一般商況不振ノ結果商業資金ノ需要不活潑ナルカ爲メナリ貸付利率ハ定期及「コール」トモ著シク下降シ倫敦、伯林其他ニ對シ貸付金ノ切替、新債應募等ニヨリ融通ヲ與ヘタルモノ多シ
一月	三五〇——四〇〇	六、二九〇、〇〇〇	地方ヨリ資金ノ流入減少シ一方巴里、南米其他ニ多額ノ金輸出アリ組合銀行ノ準備減少シタルモ金利ニ殆ト影響ナク「コール」ノ如キハ株式界不振ノ爲殆ト需要ヲ見ス金融引續キ緩漫ナリ
二月	三五〇——四〇〇	一七、九一、〇〇〇	

西曆年月	割引歩合	金在高増減	摘要
三月	四〇〇——四五〇	二四、七四七、〇〇〇	歐洲各國ニ比シ金利割安ナル爲諸外國殊ニ獨逸ニ對シ資金ヲ供給セルモノ多シ其他巴里ニハ四百萬弗南米ニハ毎週多額ノ金輸出サレ且ツ商工界ニ幾分カ資金需要增加シ來リシヲ以テ組合銀行預金準備ノ減少ト共ニ金利小降りヲ告ケタリ
四月	四〇〇——四五〇	六、一六、〇〇〇	月初利拂用資金ノ需要ト組合銀行預金準備ノ減少ハ「コール」ノ回收ヲ必要トシ爲メ同利率ハ一時五分ニ騰貴シタルコトアリ加之地方ニ於テモ商工界漸ク多額ノ資金ヲ吸收スルニ至リシヲ以テ金利一般ニ引給リニ傾キタルカ如シ
五月	三七五——四五〇	一五、五二三、〇〇〇	大統領豫選競争激烈ヲ加フルト共ニ農作狀況モ不具ノ報アリシ爲メ商工界自ラ手控ヘノ態度ヲ採ルニ至リ資金ノ需要又愛ニ一頓控セリ一方紐育市債應募ノ爲メ準備サレタル資金モ募入完了ト共ニ放出セラレタルハ金利再ヒ小緩トナレリ
六月	四〇〇——四二五	五、四、〇〇〇	大勢ニ左シタル變化ナシ唯商業手形ノ供給幾分増加シタル如シ獨逸ヨリ資金需要減シタルモ巴里向ニ再ヒ金輸出アリ且會社所得稅徵收ノ爲メ國庫ニ現金ヲ吸收セラレタルモノ少ナカラス爲メ組合銀行準備ニ減少ヲ來セリ
七月	四五〇——四七五	七、八三、〇〇〇	月初組合銀行預金準備ニ缺損ヲ生シ金融業者ノ警戒ヲ促シ新規貸出ヲ手控ヘシメ金融市場底意強硬トナル、巴里及加奈陀ニ向テ更ニ金流出ヲ見タリ倫敦金利割高ナル爲メ例年ニ比シ融通手形取組少ナシ

西曆年月	割引歩合	金在高増減	摘
八月	五〇〇	一三、一九七、〇〇〇	ラス農産地ノ金融ハ漸ク繁忙ノ狀アリ早クモ地方へ資金流出ノ氣勢トナリ金利引締ヲ告ケタリ、加奈陀向ニ再ヒ金流出アリ獨逸ヨリモ資金ノ需要再起セリ
九月	六〇〇	一八、九五五、〇〇〇	穀類及棉花ノ出廻漸増ニ伴ヒ西北、南部ノ諸州並加奈陀ノ金融繁忙トナリ資金ノ需要ヲ増加シ貸出回収ニヨリテ組合銀行預金準備ノ缺損ヲ免レタリ金利騰貴ノ結果月ノ後半ニハ海外ヨリ金輸入アリ
十月	六〇〇	一〇、七五九、〇〇〇	金融ハ上半ニ於テ時ニ小康ノ狀ナキニ非サリシモ大勢ハ既ニ緊縮ニ傾キ市場ニ多大ノ餘裕ナキノミカ巴爾幹事件ニ歐洲市場ノ警戒嚴ナル爲メ海外ヨリ資金ヲ呼ノコト困難ナルノ事情アリテ下旬資金ノ需要加ハルニ當リ大ニ逼迫ヲ告タリ、海外ヨリ米國有價證券ノ投物多ク爲替相場激變ス
十一月	六〇〇	二四、四七五、〇〇〇	獨逸ヨリノ金輸入談ハ不調ニ了リ加奈陀關係ノ諸銀行ハ同方面ニ預金ヲ引出サレテ金輸出ヲ見ルニ至リ地方ノ資金需要ハ頗ル活潑ナル等ニテ貸出回収ノ關係上「コール」ハ九歩ヨリ一割ニ歩月末ニハ二割迄奔騰シタリ是レハ銀行監督官銀行検査ノ爲メ見セ金ノ需要ヲ喚起シタルニヨル

月初倫敦ヨリ金輸入アリ銀行検査終了ノ爲メ見セ金ノ放出アリ金融緩分カ緩和シタルモ月半ヨリ海外各銀行ノ利上説ヲ傳へ獨逸ハ八歩ノ高率ニテ定期貸付ヲ仰キタル等形勢意外ニ急迫ヲ感セシメタレハ金融業者モ警戒ヲ嚴ニシ且年末關係ニテ市場緊縮ヲ告ケタリ但シ農業資金ノ回収ニ傾キ爲ニ組合銀行ノ表出ヲ加ヘタリ

千九百十三年 年首	十二月	一月	二月	三月
九、六二一、〇〇〇	六〇〇	四、五〇〇	四、五〇〇	五、二二五
三、八四五、二〇〇	六〇〇	六〇〇	五、五五五	六、〇〇〇
三、四七二、〇〇〇	六〇〇	六〇〇	五、五五五	六、〇〇〇
三、八四五、二〇〇	六〇〇	六〇〇	五、五五五	六、〇〇〇

巴里并亞爾然了ニ對スル金輸出ハ相應ノ額ニ上リタレトモ年末資金ノ回收迅速ナリシニ加ヘテ株式界ハ歐洲市場ノ不振ニ押サレ或ハ内地ニ於ケル政治經濟上ノ懸案ニヨリ其發展ヲ阻止セラレ一般商工界又不振ヲ呈シタル結果資金ノ新規需要更ニ起ラス金融著シク緩和セリ

巴里向金輸出ハ減少シタレトモ南米ヘノ輸出ハ益々増加シ同盟銀行ノ預金準備餘裕高又著シク減少シタルヲ以テ金融市場ハ警戒ヲ加フルニ至リ「コール」ハ四分半ニ昂騰ス

歐洲市場ハ金融頗ル圓滑ナキ殊ニ獨逸ハ盛ニ當地ニ向テ資金ノ流通ヲ需メ來リタルニ際シ四半宇決済資金ノ需要ヲ喚起シタルヲ以テ金利引締リ「コール」ハ遂ニ六分ヲ唱フルニ至レリ、其後獨逸市場ノ決済資金ノ準備終了シタルニ加ヘ近東問題モ遠カラズ解決ヲ見ルニ至ラント豫想セラレ英倫銀行又四月早々金利ヲ引下ク可シトノ説傳ハリ金輸出ハ漸ク其勢ヲ減シ一方太平洋沿岸ヨリ資金續々流入シタル爲メ金融緩和シ只月末ニ至リ資金ノ需要急激ナリシ爲メ逼迫ヲ見タルニ過キス

英倫銀行ノ金利引下獨佛中央銀行ノ狀態ノ改善等歐洲金融市場

西曆年月	割引歩合	金在高増減	摘 要
四月	五〇〇——六〇〇 <small>歩厘毛</small>	八、四一〇、〇〇〇 <small>歩厘毛</small>	ハ著シク緩和セラレ紐育市場亦決済資金ノ回收ト共ニ資金ノ潤澤ヲ告ケ同盟銀行ノ現金保有高漸次豊富トナリ「コール」ハ二分半ニ低落セリ
五月	五〇〇——五五〇 <small>歩厘毛</small>	二、五二二、〇〇〇	巴里ヘノ金輸出及地方市場ヘノ資金流出ニヨリテ一時金利ノ昂騰ヲ見タルカ其後同盟銀行ノ状態ハ地方ヨリノ資金流入ニヨリテ改善セラレ又商工界ハ各方面ニ亙リテ鈍狀ヲ帯ヒ株式市場亦益々不振ノ狀況ニ陥リ特殊ノ資金需要起ラザリシヲ以テ金利ハ小緩ヲ呈セリ
六月	五七五——六〇〇 <small>歩厘毛</small>	一七〇、四九、〇〇〇	伯林市場ハ半季決済資金ヲ仰キ來リ歐洲市場又近東問題ニヨリテ警戒態ナリシモ紐育市場ニ於テハ大蔵大臣カ銀行ノ請求アリ次第何時ニテモ非常發行ヲ許可スル旨ヲ明言セルノミナラズ「ナレヨナル」シテ「パンク」カ其「コールマネー」最低貸出利率三分ヲ引下ケテ市場ノ需要ニ應シタルヲ以テ半季末ニ際セルニ拘ラス金融ハ緩和ノ状態ヲ持續シ地方ヨリノ資金流入ト相俟テ「コール」ハ一分ニ低落ス
七月	五七五——六二五 <small>歩厘毛</small>	七、九九五、〇〇〇	季末決済資金ノ回收遲鈍「ビツワバーク」ニ於ケル銀行ノ破綻、佛國向ノ金輸出等ニヨリテ一時金利引締リノ趨勢ヲ呈センカ下半月ニ入りテハ巴里向輸出モ歐洲市場ノ改善ニ連レテ中止セラレ決済資金又漸次歸來シタルヲ以テ收獲資金ノ需要ヲ目前ニ控

西曆年月	割引歩合	金在高増減	摘 要
八月	五七五——六五〇 <small>歩厘毛</small>	七、九九五、〇〇〇	ハ居ルニ拘ラス金利ハ左シテ引締ルニ至ラス殊ニ月末ニ及ンデ大蔵卿カ農産物收獲動ニ於ケル金融緊縮ノ緩和ナ期セン爲メ國庫金五千萬弗ヲ限度トシ西部及南部ノ國立銀行ニ預入スルコトヲ發表シタルハ之レカ影響ヲ蒙リタルコト又渺シトセス
九月	五五〇——六〇〇 <small>歩厘毛</small>	五、二二二、〇〇〇	五千萬弗ノ收獲資金ノ補助ニヨリ地方市場ヨリノ資金需要ハ例年ノ如ク盛ナラザリシヨリ市場ハ緩和ノ状態ヲ持續セリ然レトモ月末ニ近クニ從テ加奈陀地方ヘノ資金流出月末決済資金ノ需要等相續テ起リタルハ市場ハ繁忙ヲ呈スルニ至リ同盟銀行ノ準備金著シク減少セリ
十月	五二五——六〇〇 <small>歩厘毛</small>	一、九八八、〇〇〇	前月末金融頗ル繁忙ヲ呈シテ預金準備ノ激減ヲ來シタルヨリ金利ノ引上ヲナシテ資金ノ回收ヲ計リタル結果同盟銀行ノ状態ハ著シク改善セラレ半月ニ及ンテハ地方ヘノ資金流出減少シ市場ハ幾分ノ餘裕ヲ示スニ至リタルハ金融ハ漸次緩和セラレ下旬ニ入りテハ反テ地方ヨリ資金ノ流入ヲ見タリ

英倫銀行ノ利上其他歐洲市場ノ逼迫ニ連レテ紐育市場モ金利ノ昂騰ヲ告ク三分見當ナリシ「コール」ハ五分ヲ唱フルニ至リ殊ニ月末ニ及ンテハ來月支拂ノ諸會社利子及配當ヲ始メ決済資金ノ需要等ニヨリ俄然資金ノ逼迫ヲ感シ「コール」ハ末日最高一割ヲ唱フルニ至リ同盟銀行ノ預金準備ハ不足ヲ告ケタリ

越月ト共ニ資金ノ回收頗ル順調ニシテ市場ハ日ヲ逐フテ緩和セラレ同盟銀行ノ状態漸次又改善セラレテ多額ノ預金準備餘裕高

西曆年月	割引歩合	金在高増減	摘要
十一月	五二五——五七五	七四三九、〇〇〇	ナ生シ金利ハ次第ニ低落シテ「コール」ハ二分半トナル然レトモ月末ニ及ンテハ加奈陀ヘノ金輸出、太平洋沿岸ヘノ資金流出、諸會社ノ聖富利子其他月末決済資金ノ需要等相續テ起リタルヲ以テ金利ハ俄然引締リ「コール」ハ又々最高一割ヲ唱ヘタリ
十二月	五二五——六〇〇	一三、〇〇〇	決済資金ノ復歸ト地方ヨリノ資金流入トニヨリテ金融緩和ニ向ヒ月末ニ接近スルニ及ンデ流石ニ繁忙ノ度ヲ加ヘタルモ當業者ノ準備宜シキヲ得タルト商工業不振ノ結果地方市場ニ餘裕ヲ生シ同方面ヨリ資金ノ流入アリタルニ加ヘ歐洲市場ノ金融亦年末ニ及ンテ反テ緩和セラレタル等ヨリ資金ノ融通存外圓滑ニ行ハレ途ニ逼迫ノ状態ヲ見ルニ至ラス頗ル平靜ニ越年セリ
千九百十四年 年首		三三、一〇、〇〇〇	越年後ノ金融界ハ著シク緩慢ノ狀ヲ呈シ銀行ハ多額ノ遊金ヲ抱クニ至リ競テ商業手形ノ割引ナシタレハ金利低下セリ、之レ昨秋收獲資金補足ノ爲メ國庫ヨリ市場ニ放散シタル資金ハ出荷減退ノ昨今尙ホ返金期日到來セズ内地ヨリ續々遊金移入シ來リ月初放出ノ諸會社利拂配當金モ其儘銀行預金トナルモノ多ク、商工業モ初冬以來不振ノ氣配ヲ示シテ資金ノ需要減セル爲ナリ佛國向金輸出モ之ト前後シテ加奈陀ヨリ金輸入アリテ影響ナシ
一月	四〇〇——四二五	八五、九二、〇〇〇	上半月中ハ尙内地ヨリ資金ノ流入絶エズ紐育州短期證券ノ償還亦市場ヲ潤ホシ資金豊富ニシテ金利ハ殆ト需要者申出次第ノ萎

西曆年月	割引歩合	金在高増減	摘要
二月	三七五——四〇〇	三五、六六、〇〇〇	ナリシカ商工業ニハ未タ日星シキ資金ノ需要ヲ喚起スルニ至ラズ唯此際新發行ハ好成绩ヲ收メ「シンデケイ」ト「背負込」ノ州市債良ク消化セラレタリ、巴里ヘ金輸出八百萬弗
三月	三五〇——三七五	一、七、七、〇〇〇	金融緩慢ノ爲メ公債社債額ノ發行激増シ同盟銀行ノ貸出膨脹一方ナリシヲ以テ金融業者ハ終ニ長期貸出ニ手加減ヲ加フルニ至リ爲ニ新發行ヲ抑制スル所アリ此間西南部諸州ノ内地銀行ハ政府補助ノ收穫資金ヲ返済シ又四月拂利子及配當金、四年季決済資金ノ需要加ハリシカ一方加奈陀ヨリ相應ニ資金流入シ來リテ格別ノ影響ナカリキ
四月	三七五——四〇〇	三〇、五七、〇〇〇	加奈陀ヨリ資金流入繼續シ商工業株式界共ニ不振ノ成行ヲ示シテ資金ノ需要起ラス去リトテ當業者ハ鐵道運賃増率問題或ハ新「トラスト」法案等未解決ノ爲メ漫ニ新規社債發行ニ應シ難キ事情アリ金融一段ノ緩慢ヲ加ヘ來リシカ其後米墨間ノ關係紛糾シ金融市場遞ニ警戒ヲ始メタレハ金利モ小縮ヲ告ケタリ
五月	三七五——四〇〇	一一、七五、八、〇〇〇	米墨問題ハ終極ノ解決ハ前途遠達ナルカ如キモ既ニ危機ヲ經過シテ樂觀ニ傾キ嚴ニ手控ヘラレタル新發行モ中旬以後弗々相談開始サレタルカ商工業不振ニテ且内地ヨリ案外多額ノ資金流入シ遊資益々増加シ外國貿易ノ進潮ト倫敦金利ノ騰貴ニヨリ金輸出千六百五十萬弗ニ及ビシモ緯々トシテ餘裕ヲ存スルノ狀況ナリ

西曆年月	割引歩合	金在高増減	摘要
六月	三七五——四二五 <small>歩厘毛</small>	一九五、一九〇〇 <small>歩厘毛</small>	利拂ノ關係ニテ更ニ増加シ月中四千七百萬弗ノ巨額ニ達シタルモ本來緩慢ナル市場ニハ左シタル影響ナク下旬有力ナル一商社破綻シ市場ヲ震駭警戒セシメタルモ之ノ又格別ノコトナクシテ止メリ 前月末放出資金ノ回收遲鈍ナルニ小麥ノ出題ト共ニ收獲資金ノ需要加ハリ市俄古方面ノ金融色メキ來リシヨリ多少其反映現ハレ來リシガ大蔵大臣カ本年モ收穫資金補助ノ爲メ三千四百萬弗ヲ地方銀行ニ對シ臨時放出スルコトヲ發表シ且倫敦カ相應ニ米國融通手形ヲ買取リタルヲ以テ緊縮セントシタル市場モ緩和セラレタルカ下旬半ニシテ歐洲ノ形勢一變スルト共ニ英佛向ニ續々金輸出行ハレ株式市場ハ歐洲ノ投資ニ懸念ヲ示シシニ穩ノ狀ヲ呈シタルヨリ貸出ハ期限ノ長短ニ拘ラス忌避サレ其後歐洲ノ戰亂勃發スルニ及ヒデハ株式市場混亂ノ爲メ閉鎖セラレ、ニ至リシモ「コール」ハ六七分ニ奔騰シ定期貸引歩合共ニ暴騰ナゲケタリ 歐洲戰亂ノ爲メ金融市場ハ警戒最モ嚴重ニシテ底意強硬株式市場閉鎖ノ爲メ「コール」ノ回收不能、定期貸モ延期繼續ナク餘儀ナクセラレ一方加奈陀及地方ヨリ放出サレアル資金ノ回收請求急激ニシテ現ニ加奈陀向ニ千二百餘萬弗ノ金輸出アリ同盟銀行ノ狀況頗ル羸弱トナリ來リシカ政府ハ此際非常紙幣發行法ニ修正
七月	五〇〇——五二五 <small>歩厘毛</small>	八六、九五九、〇〇〇	

西曆年月	割引歩合	金在高増減	摘要
八月	六五〇——七〇〇 <small>歩厘毛</small>	四五、五三三、〇〇〇 <small>歩厘毛</small>	ナ加ヘテ國立銀行ニ約十億弗ノ紙幣増發ノ餘地ヲ作ルト共ニ同盟銀行ニハ交換戻決済ノ爲メ手形交換所證券ノ發行ヲ許可シテ急テ救フベク、月末ニ迫リテハ九月持利子厘當金並倫敦及巴里ニテ償還サルヘキ紐育市短期證券ノ償還基金準備ノ要アリ、同盟銀行ノ貸出大膨脹ヲ來シ預金準備不足額ハ四千七百九十九萬弗ニ達ス 金融業者ノ警戒依然嚴重ニシテ定期貸手形割引共ニ切替ノ分ヲ除ク外ハ小口ニ止マリ市場沈滞ナリ然ルニ内地銀行向モ收獲資金ノ補助ヲ受ケタル銀行ニシテ法定額以上不當ノ準備ヲ推シ爲ニ徒ニ金融緊縮ノ因ヲナセルモノアリ大蔵大臣ハ其非ヲ悟リ特ニ時局ノ困難緩和ニ盡力スヘキ旨嚴達スル所アリタリ、一方紊亂セル英米爲替ノ救済疏通ヲ計ル爲メ金貨一億弗ヲ加奈陀ニ供託シ之ニ對シ爲替賣出ヲサントスル運動現ハレ英倫銀行ノ承諾ヲ得テ十月二日ヨリ實施スルコト、ナリシカ是ヨリ前本月ヨリ來年一月ニ亘リ倫敦巴里ニテ償還サルヘキ紐育短期證券償還資金ニシテ所要金額ヲ金貨ニテ加奈陀ニ送付シ決済スルノ方法講セラレ是等ノ關係ニテ月中同地向千萬弗ノ金輸出アリタリ 大蔵大臣ノ警告ニヨリ内地銀行ノ手ヲ緩フスルモノ相續キ資金ノ紐育流入高増加シ又中立國ニ資金ヲ置クノ安全ナル爲メ取引銀行ニ於ケル歐洲筋ノ資金増加シテ金融緩和ノ傾向ヲ助ケ同盟銀行モ漸次ニ資金ノ餘裕ヲ生スルニ至リ而シテ他ニ格別ノ需要ナキヲ以テ商業手形割引ハ漸ク増加シ來リ金利小緩ヲ告ケタリ
九月	六五〇——七〇〇 <small>歩厘毛</small>	七、八三七、〇〇〇	
十月	六〇〇——六五〇 <small>歩厘毛</small>	一九、二七九、〇〇〇	

西曆年月	割引歩合	金在高増減	摘要
十一月	四五〇——五〇〇	<p>新銀行結算額ト共ニ同盟銀行準備金ノ一部ハ新銀行ニ預入セラレ且該報告ノ形式變更サレタルガ故ニ正算ニ關スル増減ノ比較ナクハテハアルニ至リシヲ以テ此計算ハ打切リトス</p>	<p>加奈陀向金輸出シ二千三百八十餘萬弗ニ上リシカ外國貿易ハ輸出季節ナルハ軍需關係ニテ輸出漸増シ輸出超過ヲ示スニ至リシヨリ英米爲替ノ前途次第ニ樂觀セラレ、コト、ナレリ</p> <p>時局ニ對スル各種施設宜シキヲ得市場漸次常態ニ復シ來リ加フルニ各種穀物資金回収ニ向ヒタルノミナラス十六日ヨリハ米國經濟史上特筆大書スヘキ聯邦準備銀行法實施セラレ同盟銀行準備金ノ一部ハ新準備銀行ニ預入サレタルカ新法ニヨリ國立銀行ノ預金準備ノ過剩トナルモノ二億六七千萬弗ニ上リ紐育市ノミニテモ爲メニ一億弗餘ノ遊資ヲ生スルコト、ナリタレハ資金愈々豊富ニシテ金利著々低下シ一方非常發行紙幣回收良好、手形交換所證券ハ全國ヲ通シ全減シ、外國貿易ハ七千九百餘萬弗ノ輸出超過ヲ告ケ對外債務ノ決済良好ニシテ英米爲替下落ス加奈陀ヘノ金輸出ハ千三百五十萬弗ニ止マル紐育聯邦準備銀行ハ割引歩合ヲ三十日以内五分半、三十日以上六分ト發表セリ</p> <p>棉花穀物、軍需品ノ輸出益々旺盛ニシテ貿易上一億三千萬弗ノ輸出超過ヲ告ケル狀況ナリシヲ以テ爲メニ解放サレタル資金ハ金融ノ緩慢ヲ促進シ一方軍需關係以外ニハ商工業未ダ起色ナキニ至リ銀行ハ競争商業手形ヲ買取ル傾アリ又前月末社債證券ノ取引ヲ再開シタル株式取引所ニテハ十二月ヲ以テ株式取引ヲモ公開シタルカ取引不振ニテ此方面ニ於ケル資金ノ需要モ少ナク各</p>
十二月			

銀行ハ多額ノ遊資ヲ擁シテ運用ニ苦シムニ至リ從テ新發行額出セリ紐育準備銀行ハ二回ニ一方ノ利下ナシ割引歩合三十日以内半三十日以上五分トシタルカ再割引依頼ナシ、爲替ハ開戦後ノ最低相場ニ下落シ月末ニハ平價以上ニ低下シタリ

第二號 東京興信所規則

六三

第一條 本所は銀行其他商工業者に營業上の便利を與ふるの目的を以て本所定むる所の地域内に在る會社、社團及個人の資産、信用及營業上の狀況を調査報告するを以て業務とす

第二條 本所は會員組織にして會員を分ちて發起會員、特別會員及通常會員の三種とす

第三條 本所會員に限り報告するものなるを以て會員は其受けたる報告の事項は之を第三者に漏らすを得ず

第四條 發起及特別會員は毎年金二百圓以上を通常會員は毎年金二十五圓以上百五十圓以下を加盟金として出金し別に報告料として問合に對する報告一件に付金五十錢を仕拂ふものとす

第五條 發起會員及特別會員は隨意に問合を爲すことを得るのみならず本所の業務上調査したる事件は速かに之を報告し規定の地區外に渉るものと雖も調査の道あるものは其囑託に應じて之が調査を遂げ其便に供するものとす

第六條 通常會員は分ちて左の四とす

一種會員 加盟金額 一箇年 金百五十圓

右會員は隨意に問合をなすことを得るのみならず本所の業務上調査したる事件にして會員に關係ありと認むる者は速に報告すべし

二種會員 加盟金額 一箇年 金八十圓

右會員は一箇年百回以下の問合を爲し其報告を受くるものとす

三種會員 加盟金額 一箇年 金四十圓

右會員は一箇年五十回以下の問合をなし其報告を受くるものとす

四種會員 加盟金額 一箇年 金二十五圓

右會員は一箇年二十回以下の問合をなし其報告を受くるものとす

第七條 加盟金は毎半期分前金とし半期中途に加盟するものに月割を以て計算し又月の半ばに加盟するものは其日數に拘はらず一箇月分を徴收するものとす又報告料は毎月清算して其仕拂を受くるものとす

第八條 會員若し半期中途に就て加盟を斷ることあるも既に受取たる加盟金は一切之を返却せざるものとす

第九條 本所に加盟せんと欲するものは左の書式に倣ひ加盟申込書及誓約書を差出すべし

加盟申込書

拙者儀今般特別(通常一種二種三種四種)會員として貴所へ加盟致度候に付間合切符御廻附欄成度別紙誓約書印鑑相添へ此段申込候也

年號月日

地名番地

職業 何 誰 印

東京興信所御中

誓約書

拙者儀今般特別(通常一種二種三種四種)會員として貴所へ加盟致候上は總て規則を承認し左の條項堅く相守可申候

一 總て問合は拙者又は貴所に届け置きたる代理人に限ること

二 拙者の名義を以て第三者に對し又は拙者の名義を以て第三者の爲に問合を爲さざること

三 貴所の報告は口答たると印刷物其他の書面たるとを問はず總て秘密にし決して第三者に漏さざるべし且問合を受けし事項に就ては公私を問はず貴所又は貴所員をして推問を受くるが如きことを爲さしめざるべし

四 貴所の報告の當否并に其會社社團若くは個人に與ふる信用の問合等の如きは拙者自ら之を判斷し一切貴所に其責を歸せざること

五 此誓約に違背するか又は故意若くは過怠の爲め生じたる損害に對しては拙者に於て辨償の責に任じ代理人を以て問合を爲したる場合と雖も拙者に於て其責務を負擔すること

誓約書仍て如件

年號月日

地名番地

職業 何 誰 印

東京興信所御中

第十條 凡そ本所に對する問合は本所より豫め配附したる問合切符を以てすべし

但し發起特別及通常一種二種會員は口頭を以てするも妨げなし

第十一條 問合は問合切符一枚に付一會社一社團又は一人に限るものとす

第十二條 會員は代理問合人を設けることを得

但其人員は二名限り其姓名地名職業は明記して本所に届け置くべし

第十三條 會員若くは代理問合人は豫め印鑑を本所に差出し置き問合の節は必ず之を押捺すべし

第十四條 此規則を變更するときは前以て會員に通知すべし

第三號 有價證券當座保護預規程

第一條 本行は本行披封保護預規程第七條本行は披封保護預けを爲さんとする者は請求に依り本規程の外別に定むる所の有價證券當座保護預規程に従ひ特に保護預通知帳切手を交付することあるべしに基き左の規程に従ひ有價證券の當座保護預を爲すべし

第二條 有價證券の當座保護預を爲さんとする者は第一號書式の申込書に取引上使用するべき署名及印鑑を添へ之を本行に提出せらるべし但場合に依り保證人を立てしむることあるべし

第三條 本行に於て前條の申込を承諾したるときは第二號書式の有價證券當座保護預通帳及第三號書式の切手帳を交付すべし但本行の都合に依り有價證券の預け入りありたる後切手帳の交付を爲すことあるべし

第四條 通帳の交付を受けたる者は預け入るべき有價證券に第四號書式の記番號目錄を添付通帳と共に之を本行に提出せらるべし

第五號 前條の有價證券が記名式なるときは記名者毎に又二種以上なるときは

其種類毎に該證券に關する必要の處分及手續を爲すとの委任狀を添付せらるべし

第六條 本行に於て有價證券を受入れたるときは通帳に記入し之を預け主に返還すべし

第七條 利賦札の附着すべき有價證券にして支拂期日又は支拂期間開始割の利賦札を切離したるもの及び毀損汚染若くは其他の事由に依り取引し難きものと認めたる有價證券は其保護預を謝絶することあるべし

第八條 本行は必要と認むるときは當座保護預を爲すべき有價證券の種類を限定することあるべし

第九條 本行は當座保護預を爲す有價證券の券面又は額面に依り又其拂込未済若くは賦札落のものは實際の計數に依り一箇月に付左の割合に従ひ預け主より保護預手数料を申受くべし但預け入又は拂出の月は其日數に拘はらず總て一箇月を以て計算す

- 一 壹萬圓未満
- 二 壹萬圓以上

金拾六錢
 壹萬圓を金拾八錢とし以上
 拾萬圓未滿 壹萬圓迄毎に金拾貳錢を加ふ

三 拾萬圓以上

拾萬圓を金壹圓貳拾錢とし以上
壹萬圓迄毎に金七錢を加ふ

特別の事情ある場合に於ては本行は前項の手數料を申受けざることあるべし

第十條 當座保護預の手數料は預け入の月より順序に三箇月分宛を其翌月五日迄に申受くべし但都合に依り前納を受くることあるべし

解約の場合に於ては手數料は月割を以て直に之を申受くべし

第十一條 既に受取りたる手數料は計算の誤謬ありたる場合の外如何なる場合に於ても之を返戻せず

第十二條 本規程に依りて預け入れられたる有價證券は切手に依るに非ざれば之を引出すことを得ざるものとす

第十三條 切手には一枚に付有價證券一種類を限り記載すべし

第十四條 第五條に依り委任狀を添付したる有價證券にして一委任狀に記載せられたるものは委任狀を分割して本行に提出せらるゝに非ざれば其一部分を引出すことを得ず

第十五條 前條に違背して一委任狀に記載せられたる有價證券の一部分に付切手を振出したる者は切手所持人又は本行の請求に依り何時にても分割したる

委任狀を交付するの義務を負ふものとする

第十六條 預け入れたる有價證券引出の切手を擔保に供する場合に於て當事者の請求あるときは本行は其有價證券の質入裏書其他必要の手續を爲すことあるべし

第十七條 本行は切手所持人の請求に依り切手に對し保證を爲すべし但既に保證したるものあるときは預入現在額面金額より其保證したる額面金額を控除したる殘額に限り之を保證すべし

第十八條 前條に依り切手に保證を爲したる有價證券は保證切手に對してのみ之を拂出すものとする

第十九條 保證したる切手の所持人其切手を喪失したるときは速に其旨を本行に届出らるべし本行は其事實を認めたる上所持人の費用を以て公示催告の手續を爲し無効の宣告ありたる後にあらざれば其有價證券の拂出を爲さざるものとす

第二十條 本規程に違背し又は預け入高に超過して拂出したる切手に對しては本行は保證又は有價證券の拂出を爲さざるものとする

第二十一條 本行は切手持參人の權限を調査する權利を有するも其義務を負ふことなし

第二十二條 引出又は切手の處分に依り保管有價證券の現在高に異動を生じたるときは預け主は通帳を提出し其記入を受らるべし

第二十三條 預け主又は本行は何時にても有價證券現在高の突合を求むることを得

第二十四條 保管有價證券の利賦札は支拂期日又は支拂期間開始の日に之を切離し受取書と引換に之を預け主に交付すべし但し預け主より特別の要求あるときは利賦札を切離さざることあるべし

第二十五條 前條に依り切離したる利賦札にして切離後三箇月を経過するも預け主其受取方を申出さるときは本行は預け主の費用及危險を以て之を其住所に送付することを得

第二十六條 本行保管有價證券の取引は其引出の日が第二十四條の利賦札切離に在るときは其切離札を取除きたるものとする但第二十四條但書の場合には此限に在らず

第二十七條 第二十四條に依り切離すべき利賦札の取立を希望する者は豫め其依頼書を本行に提出せらるべし

第二十八條 前條の場合に於ては取立に要する實費及相當の手数料を申受くべし但し特別の事情あるときは手数料を申受けざることあるべし

第二十九條 預け主は切手帳又は切手の紛失若くは盗難等に因りて生ずる總ての損失を負擔すべし

前項の場合に於ては預け主は遲滞なく其旨を本行に通知せらるべし

第三十條 汚染又は破損したる切手帳は之を本行に返還せらるべし

第三十一條 當座保護預を爲したる有價證券を相續したる者通帳の名義書換を爲さんとする場合に於ては被相續人あるときは被相續人、被相續人なきときは被相續人の親族二名以上の連署を以て第五號書式の請求書に該通帳を添へて本行に提出せらるべし但場合に依り相續の事實を證明すべき書類の提出を求むることあるべし

第三十二條 預け主解約を爲さんとするときは通帳及切手帳を本行に返戻せらるべし

第三十三條 預け主は解約後と雖も既に生じたる義務を免かるゝことなし

第三十四條 本行は都合により何時にても有價證券の當座保護預を解約することを得此の場合に於ては預け主は通帳及切手帳を本行に返戻せらるべし

第三十五條 本規程に規程せざる事項は本行披封保護規程を準用す

第一號書式

當座保護預取引申込書

貴行有價證券當座保護預規程及切手用法とも承諾の上向ふ何ヶ年(又は何ヶ月間取引致度此段申込候也

年	月	日	住 所	預 け 主	保 證 人
				何	何
				某	某

株式會社日本興業銀行總裁宛

第五號書式

相續(又は遺言)に付き當座保護預通帳名義變換請求書

一第 條有價證券當座保護預通帳 何 冊

右は何某に於て御交付相受居候處同人儀何年何月何日死亡(其他理由)致候に付き家督相續人(遺產相續人又は受遺者)何某名義に御變換相成度印鑑相添へ親族連署を以て此段及請求候也

故何某家督相續人(遺產相續人又は受遺者)

住所

年月日

何

某

住所

親族

何

某

住所

親族

何

某

株式會社日本興業銀行總裁宛

第四號 トレンス法の内容

登記部長の職務及權限

(上略第三條までは法律の名稱用語の定義なるに由り略す)

- 一 本法に規定したる方式の執行は之を登記部長に委任す
- 二 登記部長の任命及代理
- 三 宣誓の件
- 四 登記部長より發したる書類にして登記部長は之を手記し又は其任命によりて記載せられ之に官印を押捺し且登記部長自ら署名し又は其代理人の署名あるものは反證あるまで證據として之を受理し且之を公正と推定す
- 五 官印の件
- 六 登記部長は總督の認可を経て本法附録の方式を變更することを得
- 七 本法の規定を回避せしが爲め登記部長の印章を偽造し又は登記部長の發したる方式を詐欺を以て變造したる者に對する刑罰
- 八 登記部長は左の職權を行ふを得

第一 登記部長は不動産をして本法の支記を受けしむる爲め出頭する所有者又は其他の人に對し又は本法の支配を受くる不動産に關し抵當權負擔を設定し又は滌除を行はんと欲する者に對し其不動産に關する遺贈書其他の證書の提出を求むることを得

第二 登記部長は所有者及抵當債權者を證人として召喚し且之をして不動産に關し本法の爲めに採用すべき證書を提出し又は陳述を爲すことを請求することを得其請求に應ぜざる場合に於ては百リドル以下の罰金に處す又請求に應ぜざる場合に於て登記部長が其陳述及證書を以て重要と認むるときは登記部長は其申請に係る登記手續を拒むことを得べし

第三 登記部長は其訊問する人に對し宣誓を求め又は其陳述の眞正なることを記載したる書面を提出せしむることを得

第四 登記部長は重要と認むる證券を検したる上證書検査官と協議し權原證明書又は臺帳の錯誤を訂正し其の脱漏を追補することを得改竄に係る文字を抹消し又は讀み難くせざるやを注意し且訂正又は追補を爲したる年月日を記入すべし此の如く訂正追補せられたる權原證明書及臺帳は錯誤又は脱

漏なきときは同一の效力を有し且其効果を生ずるものとす但訂正又は追補を爲す前に登録せらるべき證書に對して效力を及ぼすことなし

第五 登記部長は王室又は失踪者又は無能力者の名義を以て王室又は無能力者に屬すと推定したる不動産に關する所有權の移轉又は契約を停止することを得登記部長は又濫りに隣接地の境界を定め之が爲め第三者の權利侵害せらるゝと認むるときは之を停止することを得

九 本法の支配を受くる所有權に關し必要なる審問中登記部長を補佐すべき證書検査官を任命することを得

十 證書検査官は法律家にして且該權限に關する事件に對し毫も直接又は間接の利害關係を有せざる者たるを要す

十一 登記部長及證書検査官は本法施行上發生する疑問に關し裁判所の意見を徴することを得

當然本法の支配を受くる不動産

本法施行の當時王室より未だ拂ひ下げざる殖民地土地は其の未開地たると公用地たるを問はず後日完全なる所有權を讓與せらるゝときは本法の支配を受

くるものとす

不動産をして本法の支配を受けしむるに付必要なる資格を有する者及其理由すべき手續

一 本法施行前王室より完全なる所有権を譲與せられたる土地は其拂下の一部たるを全部たるを問はず總て左の手續を履行し本法の保護を受くることを得申請書は之を登記部長に提出すべく其記載方は附錄第一方式又は之と同様の文體に依るべし又該申請書は左記の者より發するに非れば受理することを得ず

土地の完全なる所有権を取得したることを主張する者然れども管財人にして本法の支配を受けしめんと欲する不動産を賣却するに付明示の権限を有せざるときは最初其土地の所有権を相續したる者の承認書を申請書に添附することを要す

不動産の収益権を有することを主張する者、但婦は夫の承諾を経べし
未成年者なるときは父、若し父なきは母又は後見人
白痴又は無能力者なるときは親族會議又は後見人

但不動産の不可分所有権を有する一部の者の申請に係るときは他の共有者が該所有権全部をして本法の支配を受けしむることを承諾するにあらざれば登記部長は之を受理すべからず又不動産上に抵當権を設定したる者は抵當債権者の承諾を得るにあらざれば本法の適用を求むることを得ず抵當債権者は其證書上抵當物體を賣却する権能あることを記載するに非ざれば本法の適用を求むることを得ず又敗訴言渡の目的と爲りたる不動産の所有者は對手たる勝訴者の承諾を経て出頭することを要す

二 申請人は其申請書に於て其不動産に関する自己の所有権又は其他權利の種類及普通法上又は正義上直に又は將來に於て他人に歸屬すべき物權の種類を記載し又不動産には豫贈資産に供したるや否占有せられたるや否若し占有せられたるときは占有者の氏名身分占有の權限並に若し知得するときは隣接地の占有者及所有者の氏名住所を記載すべし申請人は又前示記載事項の眞正を證する旨を附記の且不動産に関する申請人の權限を構成又は變更する書類にして自ら所有し又其權内に在るもの並に地圖又は圖案を登記部長に提出することを要す申請人は又下記二個の書類を申請書に添付すべし第一自己權限の

真正を證明する要領書、受領書に於ては、権限を變更する一切の書類を説明し成るべく、此等書類の爲め不動産に關し權利を有する人の氏名住所を記載すべし。第二不動産に關し申請人の權内に在る書類を提出し又は表示したる書類のみなることを言明する書類、此場合に於て不動産に關し權利を有する者は申請人のみなるときは之に署名すべし。

三 登記部長が申請書を受理したるときは之を證書検査官に廻附すべし。若し申請人が出願の目的たる不動産の直接最先拂下者にして其賣買證書、抵當證書又は其他申請人の權限を生ずべき性質の行爲が毫も登記しあらざるときは登記部長は左に掲ぐる文例に依る權原證明書を利害關係人に交付し以て其不動産をして本法の支配を受けしむべし。

四 證書検査官に於て不動産が現實に申請人の所有に屬し且つ抵當又は物權を設定せず又は抵當債權者又は其他關係人に於て申請書に署名したることを認むるときは登記部長は該申請書を官報に一回及び殖民地新聞中少くも一新聞上に三回公告せしむべし。登記部長は一箇月以上一箇年以下の期限を定め其期間内に於て故障の申立なきときは期限經過後其不動産をして本法の支配を受

けしむべし。

五 消滅せざる抵當又は其他の負擔の存在したるときは申請書に連署せざる不動産上關係人(賃借人以外)の存在するとき又は申請人の提出したる所有權證明にして不備又は違法なるときは證書検査官は直に申請書を却下することを得又は之を殖民地の各官報倫敦「ガゼット」並に濠洲他殖民地の各官報上に數回公告することを得其期限は登記部長之を定む。登記部長は最初公告の月より二箇月以上二箇年以下の期間を定め此期間内に故障の申立なきときは期間經過後其不動産をして本法の支配を受けしむ。

六 登記部長は職權又は申請人の請求に依り申請人の費用を以て申請書に表示したる各人に對し申請に關する通知を發することを得。登記部長は此等の通則の證據を其登記所に保存すべし。利害關係人が通知を受けたる證據又は申請を知得したる證據は本法の保護を受くる者の爲め必要の時期に於て通知に接したる者の起訴すべき取戻又は賠償の訴權を無効ならしむる效力を有す。

七 登記部長は裁判所より訓示する方法に従ひ申請の目的を告示し且登記所内人目に觸るゝ場所并に適當と認むる場所に於て附屬地圖又は圖案と共に公告

文の謄本一冊を備置くべし登記部長は又権原調査上利害關係ありと認むる者に對し特に意見を徴し一定期間内に故障の申出なきときは権原證明書を下附すべし

権原證明書下附に對する故障

- 一 不動産に關し利害を有すと主張する者は法定期間内は自身又は代理人を以て登記部長に對し故障を提起することを得故障申立人は(第二號方式に依り)登記部長に對し不動産を本法の支配に屬せしめざることを求むべし故障申立書には主張する權限の種類を明示し且故障の基礎たる權限證明書の謄本及第十七條に規定したるが如く申立事項の眞正なることを附記すべし
- 二 登記部長が法定期間内に提出したる故障を受理したるときは之を申請人に通知し且故障の除却又は管轄裁判所の決定あるまで一切の手續を停止す
- 三 登記部長に對し故障の申立を爲したる日より三箇月内に故障申立人に於て所轄裁判所に對し故障理由書を提出して其主張する物權に關する權原を證明せざるとき又は裁判所より登記部長に對する申請却下の命令書を登記所に提出せざるときは故障は消滅するものとす

四 故障申立人の請求する所單に一定の期限に至らざれば實行することを得ざる權利又は反證あるに非ざれば實行することを得ざる權利に關するときは又は故障申立人の理由とする所單に前賣主又は前取得人の能力に關し適法の證據欠缺に在るときは登記部長は故障を棄却すべし

五 登記部長又は證書検査官が申請を却下したるときは申請人は却下理由書を請求することを得又登記部長の喚問を裁判所に請求することを得裁判所は登記部長に審問したる後不動産の本法の支配に屬するの許否を決す其許可の場合には本法に従ひ故障申立期間を定むべし

六 取調の爲め召喚を受けたる者は申請人の權限の效力に關し争訟することを得其訴訟費用は總て負請人の負擔とす

七 申請人は権原證明書下附前に其申請を取下くることを得登記部長は署名ある取下願書一覽の上提出に係る書類を總て申請人に還附すべし

権原證明書の下附

一 登記部長が権原證明書を下附したるときは申請書に添付したる書類に印紙を貼用し捺印し之を保存すべし但該書類が同時に他の所有權に關係あるとき

は該書類を所有者に還附する前に書類中本法の支配を受くべき不動産に関する部分の欄外に其旨を記入すべし

二 申請中申請人又は其他代理人が権原證明書の下附を受るに先だち死亡したる場合に於ては死亡したる申請人又は代理人の名義を以て該證明書を下附し利害關係人の死亡に先ち権原證明書を下附したるものと見做して不動産移轉の效力を生ずるものとす

登記部長は臺帳を備置き之に拂下證書及権原證明書の副本を挿入し且各不動産に關する證明書の條款を附記すべし此一不動産毎に一項を設くべし

三 権原證明書は第三號方式に依る正本二通を調製すべし登記部長は將來不動産に關し登記を申請するか又は之を聞知する抵當權負擔貸地代其他の物權を之に記入し順位を示すべし
未成年者又は無能力者は権原證明書を下附するときは未成年者の年齢又は無能力の原因を證明書に記入すべし
正本の一は之を臺帳に帳入し他の一は之を關係人に下附すべし
登記部長が適法に署名捺印したる権原證明書は其記載事項及其登記に關し法

廷の信用を有し之に指定せられたる者は之に記載したる權利を實際に享有する證據となるべし

権原證明書の下附申請書記載事項の不備又は違法又は申請書に添付したる書式の違法を理由として権原證明書を否認し又は之を無効とすることを得ず

證明を臺帳に登記する事

一 不動産の拂下證書及び権原證明書にして登記部長より其臺帳中に於て占領すべき巻次及枚數の記入を受くるときは本法の支配を受けんが爲め登記したるものと推定すべし

右の如く登記したる不動産の讓與證書其他負擔を記載したる證書にして文言上拂下證書又は権原證明書に記載したる枚數を以て臺帳に記入せられたることを證するときは亦登記したるものと推定すべし

右文面に於ては證書作成の日時を指定し登記部長の署名を受くべし斯の如く登記したる證書中に指示しある人は利害關係人として臺帳上同一資格を以て記入せられたるものと推定す

二 本法に定むる書式の一に従ひ取交ぜたる證書にして臺帳に記入せらるゝと

きは該臺帳に編入せられ其一部を爲すものと推定す此編入の事項に依り署名者間に於て證書に官印を押捺して送付せられたると同一の義務を發生す登記の爲め提出する證書は原本二通を作成すべし其一是登記部長に於て之を其記録課に收め他の一は之を關係人に返付す

所有者及共有者に對する權原證明書の下附

一 用益者又は所有權の支分權を構成する其他の物權を有する者に對して其權原證明書を交付する時は所有者の資格を以て收稅臺帳に其記入を求むることを得此請求は手續第二に規定せる權原證明書交附の請求と同一の形式を以て之を行ひ登記部長は權原證明書の裏面に日時 of 指示と共に所有權者が其資格を以て收稅臺帳に其記入を爲したる旨を記入すべし保險基金に對する拂込の外其費用は權原證明書の交附に對する場合に同じ(次項課稅)

二 右の如く登記せられたる所有者又は其承繼人は本法規定の方式に従ひ其登記せしめたる物權を抵當質入し又は其他の負擔を設定することを得此條件を以て所有者が爲したる權利の移轉抵當契約等は本法の利益を享くべき不動産に關する類似の契約と同一なる登記の手續に従ふ

三 用益權又は其他所有權の支分權が消滅に歸し若くは混同に由りて同一人に對して所有權と併合したる時は登記部長は權利移轉の結果たる權原證明書の無効に關し以下に規定する規則に従ひ用益者に交付せる權原證明書を取消し而して完全なる所有者に對して其權原の新證明を交付することを得然れども登記部長は其不動産をして本法の利益を享くことを得せしめんが爲に成規の手續に従ひ且保險基金の拂込と共に同一の費用を以て所有者の權原證明書を交付することを得

四 權原證明書の交付せられたる終身物權が消滅したる時は其權利の歸着者が該不動産上に行使すべき權利を本法の規定に従はしむべき手續を爲さざる間は其物權の存する不動産を適法に讓與し又は負擔を課することを得ず用益者又は使用者が承諾を爲し而して本法の定むる方式に従ひ其登記を爲したる賃貸借抵當及其他の負擔は右用益者又は使用者の死亡の爲め毫も障害を受くるものに非ず

五 不動産又は物權の共有者として收稅臺帳に登録せられたる二名又は多數の者は生存者の權利と共に互に共有者と推定せられ其不可分の事情を指示せる

各別の権原證明書を受領するものとす

課 税

王室の直接特許若くは所有者の請求に由り不動産が始めて本法の制度の下に置かれたるときは遺囑又は無遺囑に由りて既に登記せられたる不動産の移轉の場合に於ては附錄第十四號に由りて其租税を納付することを要す

租税は其不動産に對する王室の直接特許の場合には不動産の價格に由り其他の場合に於ては権原證明書交付請求者若くは其相続人が宣誓を爲し又は合式に陳述したる價格に由りて之を算定す

然れども登記部長が右陳述の正確に付款を懐くときは不動産價格の證明として採用せらるべき鑑定人の證明を求むることを得

保險基金

右の如く徴收したる税金は之を殖民地地出納官に交付し保險基金を作成せんが爲めに之より生ずる利子と共に之を殖民地政廳の各金庫に納入す

右基金は不動産が本法規定の適用を受けたるが爲め又は権原證明書の交付若くは本法規定の適用を得たる者に對する回收行使の障礙を爲すべき證明の記入の

爲め所有權又は物權を喪失せんとする者に對し裁判上認知せられたる債權の支辨に充つ

保險基金不足の場合に於ては右賠償金は殖民地の總基金を以て之を支辨す
後見人管財人又は其他無能力者に對して之と同一の任務を有する者の瀆職又は懈怠に基因せる損失の爲め保險基金に對し賠償を要求することを得ず

證書登記の法律上の效果

一 本法の規定に従ふべき不動産の目的とせる所有權の移轉抵當權の設定證書は本法に由り登記を爲したる後にあらざれば其效力を生ぜず

然れども證書登記の一事項の爲め其證書が構成する一切の權利は證書面に明示せられ又は法文に由り默示の結果と見做さるべき條件及體様を以て關係者に對して之が移轉を爲すものとす

同一の不動産を移轉し又は之に對して負擔を設定するの目的を以て同一所有者が作製したる二個の證書が同時に登記部に提出せられたるときは登記部長は右二個の證書中出願人が特許證書原本又は権原證明書を提出したる分に對して登記及裏書を爲すことを要す

- 二 他人が不動産上に於する権利の性質及原因の如何を問はず該不動産は詐欺の場合を除き登記を経たる所有権者に對して臺帳記載の結果たる負擔權利及地役に非れば之を負擔せず但他の所有者が本法に従ひ登記したる日附先の權原證明書若くは特許に由り同一の不動産を要求するときは此限にあらず指示の脱漏又は不治に係る通行地役其他誤謬の經界は之を例外とす
 - 三 臺帳に證書の記載を爲す時は登記部長は權原證明書の副本に右記載の事を記入すべし但し登録長官が其提出を要せずと認めたるときは此限にあらず登記部長は該證書登記の日時を前示證書の裏面に記入せることを要す登記部長の署名及捺印せる右記入は其内容及其證書の登記に付法廷に於ける證據力を有す
 - 四 不動産が本法規定の下に置かれたる後は如何なる特許者又は抵當債權者と雖も權原證明書より以前の日付を有せる所有の署名ある契約書又は義務書を提出するを得ず但右證書が不動産に對する負擔として臺帳又は權原證明書に記載せられたるものは此限にあらず
- 然れども前項の規定は高等裁判所判事の命に依りて認可せられたる書類の

提出を妨げず

- 五 本法規定の下に不動産を置きたるが爲め未必的復歸權を消滅する者にあらず而して權原證明書に其權利者として指定せられたる者は其復歸すべき所有權の總支分權に付其全範圍に於て其權利を行使することを得
- 所有權の移轉
- 一 本法規定の下に置かるべき不動産を賣買せんと欲する時は賣主は第四號方式に由り證人の證明を経且權原證明書に右賣渡不動産の記入を爲す所有權移轉の證書を作製すべし此記録には右不動産上移轉に關する權利負擔及抵當を明記すべし其賃貸に附したる場合には賃借人の指定及賃貸借契約書を記載すること
 - 二 移轉證書が權原證明書を包含せる不動産の全部又は一部分に付完全なる所有權の移轉を目的とする時は賣主は右權原證明書を之に添付するを要す登記部長は該證明書記載不動産の全部又は一部分の移轉たると否とに従ひ取消の記載事項中に其移轉の狀況を記入し以て該證明書より其全部又は一部分取消を爲すことを要す

三 登記部長は登記を受けたる取得者又は其他の譲受人に對して移轉證書の記載せる不動産の全部又は一部分に關する新權原證明書を交附することを要す此新權原證明書は最初の特許者又は移轉證書に關するものとす
登記部長は全部又は一部分抹消に係れる權原證明書を取上げ所有權者に對して賣渡しなき部分の新證明書を下附し該部分に係る全部又は一部分の取得者に對して其新證明書を交付するものとす
四 本法の規定を受くべき不動産上に本法の制度の下に置かれたる不動産の爲めに地役又は不動産年金以外の無體權利を設定したるときは登記部長は其臺帳に之が設定證明書を登録することを要す

賃 借

一 本法規定の下に置かれたる不動産を賃貸に附せんとし又は復歸權を留保して畢生間又は三年以上之を拋棄するときは其所有者は證人の證明を經且權原證明書の指示に基き第五號方式に由り賃貸借契約書を作製することを要す
抵當又は負擔設定契約書登記後作製したる賃貸借契約書は其登記以前に於て抵當債權者又は質取債權者の承諾を經るにあらざれば之に對抗することを得

す

二 賃借人は賃貸借契約書又は分離せる約束書中に完全なる所有權を買收するの權利を留保することを得此場合に於て取得の價額該權利を行使すへき時期其他契約の必要條件は賃貸借契約書に記載せらるゝことを要す賃貸借人か取得の契約を履行するときは賃貸者は移轉證書を作製し且所有權の移轉に必要な方式を充たすことを要す

三 本法の規定に従ひ登記せらるべき性質の賃貸借契約か當然以外の解除の場合に於ては其日附の賃貸者の署名の證人の證書と共に「解除の文字を其裏面に記入することを要す登記部長は其臺帳に解除の記入をなし賃貸借契約書の裏面に記入に由りて該解除が臺帳に記入せられたることを示すべし此時期以後賃借人に譲與せられたる權利は賃貸者又は賃借契約が其行使を停止したる權利を有する者に復歸す

四 解除の記入ある賃貸借契約書の提出を以て該契約解除の證明をなす者とする無資力決定書に由りて證明せられたる賃借人無資力の爲め賃貸借契約解除の場合に於ては臺帳及契約書の裏面に之が記入を爲すことを要す

一 本法の規定に服従すべき不動産又は物権を抵當に附するときは債務者は第六號方式に由り抵當債務書を作製し年金又は借地料の擔保の爲め不動産を質入するときは第七號方式に由り質入證書を作製するものとす
抵當債務書又は質入證書は抵當又は其の負擔を設定せられたる不動産若しくは物権の精確なる記入を爲し且權原證明書包含事項を記入し證人の證明を経ることを要す

抵當債務書及質入證書は登記部に對する提出の順序に由りて登記せられ其完成の日附に從はず主として登記の日附に從ひ其順位を定む

二 不動産の負擔に由りて擔保せられたる年金又は抵當債權に關する原本又は利子の全部若しくは一部分が一箇月間支拂はれざる場合に於ては契約書に記載せる明示又は默示條件の不履行に於ける場合に同じく抵當債權者又は質取債權者は債務者に對し殖民地内に知られたる最後の住所に於て履行催告書を發したるの後一箇月を経て其效果なきときは自己の立會を以て抵當不動産又債權擔保の總物權を競賣又は協議上の賣却に附することを得抵當債權者又は質

取債權者は該不動産を買受け且轉賣するを得るも之に由りて生ずる損失に付責を負はず抵當債權者又は質取債權者は不動産の賣却を爲すが爲め有効に必要なる一切の行爲を爲すことを得又買受人に對して代理支拂の領收書を交付する事を得但買受人は自己が辨濟したる代價の滅失又は轉用其他必要なる通知書を發せずして賣却を爲したる場合に於て其賣却の違法に付其責に任ぜず賣却の代價より先づ賣却の費用次に訴債權者の債權額を控除し其餘剩あるときは之を抵當債權者又は質入債務者に交附することを要す

三 賣却の訴追債權者に由りて作製せられたる所有權移轉證書は賣却の不動産又は動産を其取得者に移轉するの效力を生じ原簿へ登記すべき一切の抵當を負擔することなし

移轉證書が完全なる所有權の移轉を目的とするときは其取得者に對して權原證書を交件することを要す

四 毎週又は定期支拂金額は第六號又は第七號方式に由り其支拂の條件及方法を示したる文面を變更して抵當の擔保を受くることを得此場合に於て其支拂なきときは債務者は抵當物權の賣却を訴追するの期間を伸縮することを得然

れども此變更の外債権者の権利債務者の義務は第二の場合に同じ

五 原本又は年金支拂の擔保として抵當又は其他の負擔を設定することを得此負擔の設定は所有權移轉を爲すものにあらず然れども抵當債務者は債務の辨償なき場合に於て其債權擔保の不動産の占有其果實及收入の徴收又は賃借人に對する支拂停止の命令を發することを得

又抵當債務者は債務不履行の場合に於て第二の規定に由り許與せられたる賣却權能を行使するに先ち債務者に對する追奪の請求を爲し且債務者が買戻の權能喪失の事を法廷に宣告せしむることを得

六 抵當債務者は債務者に對する對人訴權の外二十一日以上土地代遲滞の支拂擔保の爲め借地人に對して其催告書を發したるの後抵當不動産の占有借地人動産の差押賣却を爲し且借地人が受取るべき賣却代價中より元利其他費用の辨償を受くることを得

然れども差押に際し所有者に對する負擔金額の分其他辨償の強制を受くることなし

七 賃貸財産に對する抵當債権者にして其不動産及收入を占有せんと欲する者

は其占有前賃借人の負擔と同一の程度に於て賃貸者に對して計算を爲すことを要す

滌 除

一 登記部長は抵當又は其他の負擔設定證書が債権者の署名を經且證人の證明せる免除を裏書したるものを差出したるときは場合に從ひ全部又は一部分負擔の免除を臺帳に附記することを要す此附記の結果は該不動産をして其負擔を全免せしむ

終身債権者の死亡又は年金權消滅時期の到來したる場合に於て登記部長は其遲滞期間なき旨を證明したる後右權利の免除を臺帳に記入し其設定證書を無効となすことを要す

前二項の場合に於て登記部長は債務及其免除を權原證明書に裏書することを要す

不動産の一部に關する負擔に付免除ありたるときは其全部に對して之を主張することを要す

二 抵當債権者又は其代表者不在の場合に於て債務者は殖民地金庫吏員に對し

て其遲滞に係れる辨償額を供托することを要す然して金庫吏員は領收書を徴して日時の記入を爲し以て其臺帳に負擔の免除を爲すことを要す
右免除は債務者が之を爲したると同一の效力を有す
登記部長は其提出ありたるときは其設定證書及權原證明書に之が免除を記載することを要す右の如く金庫吏員に對する債務支拂の時は遅延利息の發生を停止す

抵當權の移轉

- 一 何人と雖も移轉證書の作製又は第八號方式に由り權原證明書に裏書を爲し抵當債權又は其他不動産の負擔に由り擔保せられたる權利を讓與することを得讓渡人に屬する權利及特權は移轉證書の登記に由りて讓受人に移轉するものとす
- 二 前條に規定せる讓與の結果訴追の權利は全く讓受人に移轉す但讓受人が他人の代理人の資格を以て之を爲したる場合に於て裁判所は訴追の結果取戻したる金額の供托を爲さしむるの權利を有す

默示の約款

- 一 本法の規定に従ひて爲せる契約中に權利の設定者又は讓渡人は之が利益を享有する者の費用を以て本法の規定に従ひ其契約を有效ならしめんが爲め必要なる證書を作製すべしとの約款を默示を以て包含したるものと見做す
- 二 本法規定の下に於て抵當債權を負擔せる不動産の讓與に於ては讓受人は抵當設定に由り擔保せられたる年金及利息を支拂ひ其他讓渡人をして抵當債權者に對し原本の請求に應じ且該債權者に對する義務に關して一切の責任を負はしむるの條件を包含す
- 三 抵當債務中に於ては債務者の負擔を以て左の條件を默示に包含せるものと見做す
 - 一 債務者は一定の時期及金額を以て且之が減少を爲すことなく其契約せる元利金額の辨償を爲すこと
 - 二 債務者は既設又は將に築造せんとする建物に修繕を加へ良好なる状態に於て之が保存を爲すこと債務者は其適當と認めたる時其債務の消滅に至るまで現状検査の爲め該不動産内に立入るを得ること
- 四 賃貸借契約中に於て賃借人の負擔を以て左の條件を包含するものと見做す

- 一 賃貸借人は一定の時期に於て其借賃を支拂ひ課税及所有權の保持に關する附隨費用を負擔すること
- 二 賃貸借人は賃借物に修繕を爲し良好なる状態に於て其建物を保存すること
- 五 總ての場合に於て賃貸人は左に掲ぐる權利を有す
 - 一 賃貸者は適當と認むるときは其賃貸建物検査の爲め自ら現場に臨檢し又は其代理者を派遣し而して賃借人に對し適當なる期間内に執行すべき修繕の催告書を發すること
 - 二 賃借人が六箇月の期間中修繕の義務を怠り又は該期間中賃貸借契約の明示又は默示條件を履行せず若くは修繕期間中其要求せられたる修繕義務不履行の場合に於て賃貸者は其不動産の占有を爲すこと
- 六 前條に掲げたる場合に於て登記部長は所有者が適法に不動産を占有したる證據の提出に基き其旨を臺帳に記入すべし其記入は賃借人が其權利に基きて設定したる總ての權利を無効に歸せしむるものとす但賃借人が其契約の條件違反に由り負擔すべき所の責任を免るゝことを得ず登記部長は其取削の目的を提出せられたるときは該賃貸借を取消すことを要す

- 七 賃借人の權利享有方法に就ては賃貸借契約書に記入すべき文例に由り略字の列記を以て該契約の要旨を提示することを要す
- 八 本法に由り規定せられたる移轉證書又は其他の證書が一人以上に由りて作製せられたる場合に於て其包含せる默示の條件は各人に對して連帶なく單獨の責任を負はしむるものとす
該條件違反の爲めに作製せる起訴の請求書には右條件全部を提示し原告人は契約書明記の條件が被告人に由りて手書せられたることを主張することを要す此規定は之と反對なる法律又は慣例あるも之に係らざるものとす
- 九 本法の規定に由り證書中に默示の包含と見做されたる約款は明示約款と同一の效力を有し且同一の方法に由りて執行せらるゝものとす
- 十 本法の規定に由り證書中に默示包含と見做されたる約款は證書の本文又は裏書に明示せられたる反對の約款に由りて取消すことを得
- 十一 登記を経たる不動産又其他物件の所有者は第九號方式に記載せられたる證書に由りて之を管財人に交附することを得證書は證人の證明を経權原證明書に記入することを要す

十二 管財人の設定は特別證書を以て之を爲すことを要す該證書には本法の規定に従ふべき財産と然らざる財産とを區別し同時に之を掲ぐるものとす
該證書の副本は其保管者たる登記部長に交付することを要す
但之が登記を爲さざるものとす

十三 本法規定の下に置かれたる不動産か管財人に供托せられたるときは該不動産は特に之を臺帳に記入することを要せず管財人は其任命登記後は不動産に關する名義の書換あるに拘はらず所有権者の如く該不動産の賣却抵當又は讓渡を爲し且其權原證明書を交付することを得其賣却の場合には代金領收書を交付することを得管理職務世襲を明禁したる場合の外は其相續人も亦同一の權利を有す然して其所有者は補缺を監督することを要せず

十四 登記を経たる不動産の所有者が管財任命證書に無世襲の約款を記入したる場合に於て管財人が最初の人員よりも減少したるときは其代位享益者と合致して法廷に請求し之が認可を経るにあらざれば該不動産の讓渡を爲し又は之を抵當に附することを得ず

管財人補缺の申請を受けたる裁判所は之が補缺を命じ且死亡者の補缺とし

て新管財人を任命し登記部長は右權利の移轉及之が許可を爲せる裁判所の命令を登記することを要す

本規定は管財人の不在に由りて生ぜる缺員補缺の爲め管財人に由れる管財人任命を行ふことを妨げず此場合に於ては第九號方式に由る然して右任命せられたる管財人は原管財人と同一の權限を有するものとす

十五 無世襲の文字が管財人任命證書中に記入せられたるときは登記部長は管財人の在職期間管財人に交付せる權原證明書及臺帳に記入せらるべき各副本に之が記入をなすことを要す

夫婦間の權利の移轉

登記を経たる不動産の所有者は其妻に對して該不動産の全部又は一部分を移轉することを得所有者たる妻も亦夫に對して之を移轉することを得

所有者は又自己と共同所有權を有せる他人の所有權を取得することを得此場合に於ては其指定讓受人に對して其權利を移轉せんが爲め移轉の登記を爲すの外他の手續を要せず

破産婚姻又は死亡に基く權利の移轉

- 一 本法支配の下に置かれたる不動産若くは物件の裁判上賣却の場合に於ては登記部長に對して其命令を發し登記部長は臺帳及賣却の爲め提出せられたる證書に命令の日附及其接受の日附を記入することを要す此登記を爲すまでは裁判所の命令に由りて所有權の差押者と指名せられたる者に適法に登記せられたる所有者の權利を行使することを得
- 二 代位不動産の管理人は自己に由り又は自己に對して該不動産の取戻を爲したる場合に於て代位享益者に對して該管理人の名義を以て起訴又は應訴を爲すを許可することを要す
- 三 (ガイクトリヤ) 女王第四十一年の法律第十八章第四條に由りて廢止せらる
- 四 登記を経たる所有者破産の爲めに其不動産の賣却を行ふときは登記部長に對して管理人の任命を通知し之を臺帳に記入せしむるものとす
此登記を爲したるの後管理人代理者は其不動産の賣却を爲すことを得然して此目的を以て作製したる移轉證書は破産宣告前に所有者より發したるものと同一の效力を有す
然れども破産に陥りたる管理人の代理者は代位享益者の權利を障害すべき行

爲を爲すことを得ず

無資力管理人は新管理人の任命及代位財産の保存に必要なる行爲をなすことを要す

五 本法の規定に由り所有者たる女子婚姻の場合に於ては登記部長は其婚姻證書提出の日附を臺帳に記載することを要す
爾後左に規定する形式に由り該女子の承諾せる所有權の移轉又は其他の負擔設定證書は登記を爲すことを要す

六 抵當債權又は賃借權か登記を経たる其債權者又は賃借人死亡の爲に他人に移轉したる場合に於ては遺言證書の謄本又は無遺囑相續の場合に於ける占有免許狀は之を登記部長に送付し登記部長は遺言證書又は占有免許狀の日付是等書類提出の日付遺言執行者又は占有の免許を得たる者の氏名其他死亡の日付を臺帳に記入することを要す此登記以後に於て遺言執行者又は占有免許者は右抵當債權又は賃借權の所有者と見做さるゝものとす

七 死亡所有者の承繼人又は遺産相續人は前所有者に代りて其所有者として登記せられんが爲めに登記部長に對する登記の命令を裁判所に請求することを

得裁判所が關係者の權利保存の爲めに係争物件の寄託を命ずべしと決定せるときは登記部長は之が記入を爲すことを要す

不動産抵當債權又は物權所有者の資格を以て登記を受けたる者は承繼人の利益の爲めに其財産を占有することを要す然れども本法に由りて規定せられたる和解に付ては右權利者は該物件に關して絶對所有者と見做さるるものとす

裁判所令狀の執行條文を略す

分割

本法の規定に従ふべき不動産又は物權を共有者又は共同者間に分割する場合に於ては本法執行規則の定むる形式及文例を以て其移轉證書を作製することを要す

特別なる場合に於ける權原證明書の交付

一 本法制度の下に不動産を支配せしめんが爲に自ら其資格を有する者に由りて適法に其賣却及讓與を許可せられたる代理人は委任者の名義を以て必要な注意を爲し且同一の名義を以て權原證明書を接受することを得

本法の規定に従ひ委任者の名義を以て代理人か作製したる不動産に關する

證書は總て之を有效とす

委任者明示の許諾なき場合と雖も不動産は正當に本法制度の下に置かれたるものと見做さる但明文を以て委任狀に之が禁止ある場合は此限にあらざ

二 登記部長は關係所有者の請求に基き一不動産の數部分に關せる數多の權原證明書を唯一の權原證明書に改め又は唯一の權原證明書を數多の證明書に變ずることを得但官有地の經界に關する規則を遵守することを要す

登記部長が右新正證明書を交付するときは前證明書中に新證明書記載無効の理由を裏書として前證書を無効に歸せしむることを要す

三 權原證明書貸借契約書其他の證書に附記する目的を以て本法の規定に従ひ右證書の提出を要する場合に於て登記部長は關係者に對して其提出を免じ且移轉又は其他の行爲を爲さんと欲する者の資格を證明すべき人達なき證明書の提出を以て足れりと爲すことを得

此場合に於て登記部長は權原證明書又は貸借契約書に附記の存せざることとを臺帳に掲ぐることを要す然して其移轉は權原證明書に附記をなしたると同一の效力を有す

爾後登記部長が權原證明書に附記を爲さんと欲する場合には官報及殖民の地一新聞に之を廣告したる後十四日を経て之が手續を爲すことを得

買入の諾約

不動産買入諾約の履行を得んが爲め登記を経たる所有者に由りて起訴せられたる訴追に於て權原證明書は所有權に關して原告の證明正確の確定證據と見做され諾約履行に對する執行判決の理由と爲るものとす

留置權の存せざること

本法制度の下に置かれたる不動産の賣主は其代價の全部又は一部分の不拂の爲めに留置權を有せず

權利移轉に對する故障

一 不動産に對する權利主張者は第十一號方式又は其他の當該方式に由り故障を通知して其不動産に關する行爲に付絶對に又は下に掲ぐる規定に由り其濫除の行はるゝまで其登記を防止することを得

二 故障申立を接受する登記部長は之を關係者に通知し關係者は故障の理由説明の爲め裁判所に故障申立人を召喚することを得裁判所は此場合に於て適宜

の處分を命令することを要す

三 本法の規定に由り登記部長に通知したる故障申立の書面には其申立人の氏名、住所、目的不動産及要求權利を明記し故障申立人又は其代理人の署名を爲すことを要す故障に關する召喚狀は故障申立書に記載したる氏名に宛て又は故障申立書に署名したる代理人の選定住所に宛て之を發送することを要す

四 右故障有効期間中登記部長は故障の目的不動産に關する移轉證書及其他の證書を登記することを得ず

五 故障申立人權利の消滅拋棄又は故障者が辨償を受け又は其不動産の賣却若しくは抵當の設定に付故障申立の理由なきことが證明せられたるときは登記部長は其故障を取消すことを要す

登記部長が故障の取消を爲したるときは七日以前に之を故障申立人に通知することを要す

六 妄りに故障を提起したるものは被害者の要求に由り損害賠償の宣告を受く委任狀(條文は略す)

臺帳の抄本

一 登記部長は登記を経たる所有者の請求あるときは之に對して臺帳の抄本を交付す此抄本は第十三號方式に依り該所有者にして殖民地以外に於て不動産の賣却、抵當又は其他負擔の設定を爲すことを許すものとす
右抄本の交付は臺帳及權原證明書の裏面に記入することを要す
抄本交付以後は之を取消さんが爲め取記部長に抄本を提出せず又は抄本棄却を十分に證明せざる間は更に臺帳は其不動産の移轉又は負擔に關する登記を爲すことを得ず

二 臺帳の抄本に包含したる不動産の移轉又は抵當を設定せんが爲には其移轉證書又は抵當債務書各二通を作製する事を要す而して此二通の證書は殖民地以外に於て該證書領收の資格ある官吏に提出し該官吏は臺帳の抄本に其提出の旨を裏書して之に署名するものとす其他殖民地以外に於ける所有權の移轉、抵當、貸借其他の行爲は殖民地に於て行はれ而して臺帳に登記せられたる者と同一の效力を有す又買主、抵當債權者、貸借人其他の權利讓受人にして臺帳の抄本に其氏名を記載せられたる者は同一の資格を以て臺帳に記入せられたる者と同一の權利を有す

三 委任狀及臺帳の抄本に關しては左に掲ぐる一般規則を遵守することを要す

イ 代理人の權限委任狀の明文に従ひ行使することを要す

ロ 委任狀に遵ひ善意を以て爲したる所有權の移轉若くは讓渡は其完成前に於ける所有者の死亡を理由として攻撃せらるることなし

ハ 善意を以て爲したる所有權の移轉若くは讓渡は委任者の破産を理由として攻撃せらるることなし

ニ 所有權を移轉せんとするときは登記部長に對して移轉證書と同時に臺帳の抄本及權原證明書を交付することを要す登記部長は移轉の登記臺帳抄本の取消臺帳及權原證明書中に日附及其他各事項の記入を爲すことを要す

ホ 臺帳の抄本に記入したる負擔若くは抵當は其抄本の交付を臺帳に記入したる後に讓渡したる負擔又は抵當に對して優先權を有す抄本に記入せられたる抵當は其記入の日附に従ひ順位を定む

ヘ 抵當の滌除及移轉は殖民地以外に於ては官吏に由りて臺帳の抄本に記入せらるゝことを得但此記入は登記部長の面前に於て右行爲を爲すに當り要求せらるゝ所の權原證明書の提出及證據検査の後之を爲すことを要す右官

吏が濫除の手續を爲したるときは登記部長に由り濫除の申請を受理し且登記を爲したると同一の效用を有す

ト 適法に臺帳の抄本若くは委任狀の紛失を證明し又は抄本委任狀の變造の場合に於て登記部長は新たに該抄本委任狀を交付し又は場合に從ひ登記部長に對して委任狀抄本の提出せしが如く之を作製す

チ 登記部長に對して權原證明書の抄本を還付したるときは登記部長は優先權保存の爲め抄本記入の貸借及抵當を臺帳及權原證明書に記入したる後右抄本は無効に歸するものとす無効の記入は臺帳及權原證明書の裏面に之を爲すものとす

四 登記せられたる所有者は臺帳抄本流通の場合の外第十四號方式に由り登記部長が登記したる委任狀を廢罷することを得所有者は廢罷申請受理の日附を示し其以後該委任狀に基きて爲したる行爲は無効とするものとす
廢罷せられたる代理人が尙ほ引續き代理行爲を爲すときは瀆職の罪に問ひ且百リブ以上の罰金に處す但代理人が廢罷の通知に接する以前に於て代理行爲を爲したることを證明したるときは此限にあらず

讓受人の特權

本法制度の下に置かれたる不動産の協議又は其他の方法を以て讓受けたる詐害の場合の外反對の規定あるに係らず登記に由りて擔保せられたる者以外の權利に付一切の要求を免かる但イリザベス女皇第十三年勅令第五章に由り債權者に關する擔保を害するものにあらず

第三利害關係者及無能力の承諾

一 本法の規定に從ふべき不動産の處分に付第三者の承諾を要する場合に於ては其承諾は移轉證書又は其他の證書に予は之を承諾すとの文字を記入して之を與ふ此承諾は下に規定するが如く其署名及證明を経たるときは完全なる效力を有す

二 本法に由り請求せらるゝ行爲が未成年者白痴者又は無能力者に關するときは是等の者は後見人をして其行爲を代表せしむることを要す後見人なき場合に於ては利害關係者の請求に基き任命せらるべき特別後見人無能力者監督判事に由りて之を代表することを要す

三 有夫の婦が本法制度の下に置かれたる不動産に付單獨に又は本法の規定に

従はざる他の不動産と共に所有權の移轉又は其他の行爲を爲すときは登記部長又は裁判所は之に關して婦より必要なる方式に由り其意思の陳述を受くる事を要す又夫の面前にあらざして婦を訊問し婦の承諾が完全なる意思を以て事情を詳述して之を爲したるかを確かむることを要す

然る後登記部長又は判事は其作製したる證書に記入を爲し第十五號方式に由り其署名すべき證書を交付することを要す其他臺帳に交附の旨を記入し此方式を履行したる證書は未婚婦の作成したるものと同一の效力を有す

四 本法支配の下に爲したる行爲より生じたる權利及義務は婚姻の場合に於ては其有効期間中夫婦に對しては共に其效力を有するものとす

五 本法制度の下に置かれたる不動産に關して行爲を爲す所の團體は署名に代ゆるに捺印權を有する者の署名を爲せる證明書を添付したる自己の捺印を爲すことを要す

立會證人

一 本法の規定に従ひて爲したる行爲が一名の證人によりて證明せられたるときは適法に證明せられたるものと見做す其行爲を爲したるものは殖民地内に

住居するときは登記部長公證人治安判事又は宣誓委員の證明を受くることを要す又合衆王國內に住居する場合に於ては町村長若くは公證人の面前に於て之が署名を爲すことを要し然して署名は英國殖民地に於ては裁判所長總督書記官長外國に於ては領事の面前に於て之を行ふことを要す

二 證書の作製は前示官吏の面前に於て當事者双方又は其署名證明の證人の宣誓又は確認に由りて證明せらるゝものとす此場合に於て證人は左の訊問に付確答することを要す

證書の署名を證明したる者は汝なるか汝の署名を掲げ證人として記載せられたるものは汝の手に係るか

證書の署名者にして汝が其署名を證明するものは汝の私交ある者なるか署名者として掲げられたる氏名は其手に係り且任意に署名したる者か凡そ證人が官吏の面前に於て署名を證明したるときは官吏は其證書の裏面に第十六號方式を記入することを要す署名者が登記部長の知人なるときは登記部長は署名者が任意に署したる者に訊問したる後證書の裏面に第十七號方式を記入して證人の證明を免除すべし

婦の作製したる證書に付ては前項第三號に規定せる方式は本條規定の眞正に關する他の證明を免除するものとす

右の如く交附せられ且記入せられたる證明書は證書署名の眞正に付完全なる證據力を有す

權原證明書の紛失

權原證明書の紛失又は棄却の場合に於て其所有者は事情を詳知したる他人の補助に由り登記部長又は其代理吏員に對して之が申告を爲すことを要す申告書には不動産に關する負擔及抵當に付其資格證明の爲め一切の書類を記入し登記部長が其申告の眞正を認むるときは所有者に對して臨時權原證明書を交付することを要す此證明書には其臺帳の記載其他關係事項を詳記し且臨時權原證明書交附の旨を掲ぐるものとす

登記部長は右下部の日付及事情を具して臺帳に其交付を記入することを要す交付せられたる臨時權原證明書は權原證明書と同一の效力を有し同一の目的に使用せらるべきものとす

登記部長は本條の規定に由り臨時權原證明書に交附以前十三日間官報及新聞

紙に之を廣告すべし

圖面

一 登記部長は請求に基き測量部長が交附せる資格證明書を提出せる者に對して本法規定の行爲に付有效なる測量家の免狀を交附す

二 本法の規定に従ふべき不動産を分割せんと欲する所有者は登記部長に對して道路、徑路其他公共に使用すべき場所其他種別の番號若くは記號を附せる各分配地を明記せる圖面を差出すことを要す

右圖面は登記部長又は治安判事の面前に於て免許測量家に由り其正確を證明せらるゝことを要す

三 登記部長は本法規定の下に其不動産を置き又は之を賣却し其他之に負擔を設定せんとする所の所有者に對して免許測量家の證明を経たる圖面を登記所に差出すべきことを命ずるを得中略製式に關するの件なり

所有者が圖面の提出を拒みたる時登記部長は其不動産又は所有權の移轉の登記を爲すことを要せず後同不動産の細分を爲す場合に於て其新區分が十分なる間隔を有するときは供托せる圖面に之を記入することを要す然して右

新區分の正確は前項規定の方法に由り證明せらるゝものとす

調 査

何人と雖も第十八號表の指定せる税率を納附し前示事項調査の爲め指定せる時日に於て適當なる期間内に臺帳の調査を爲すことを得

證明せられたる謄本

凡そ第十八號表指定の税率を納附したる者に對して本法の規定に従ふべき不動産に關する登記部長の證明を経たる登記書類の謄本を交付す登記部長の捺印ある謄本は原本に包含せる事項に付き法廷に於ける證據力を有す

回收、詐欺賠償

一 下に掲ぐる例外の場合を除き本法の規定に従ふべき不動産の登記所有者に對して追奪訴權を受理することを得ず然して裁判所に於て權原證明書の提出あるときは該證明書に所有者として氏名を掲げられたる者に對し起訴の效力を失ふ

但抵當債權者が債務者に對し又は賃貸者が賃借人に對する追奪の起訴、詐欺に由りて登記を経たる虚偽所有者又は承繼人(善意の買主又は抵當債務者を除き)

に對する被害者たる真正所有者の回收訴訟、經界標設定の爲め回收訴訟、適法に登録せられ優先の日附を有せる權原證明書所持者たる不動産所有者の回收訴訟は前項規定の限にあらず

二 例外として回收訴權の受理せられたる場合に於て該訴權が理由ありと認められたるときは裁判所は權原證明書不正に登記を経たる證書の無効新證書の書換及臺帳の附記を命ずることを得

登記部長は裁別所の命令を遵守することを要す

三 登記を経たる所有者は其回收訴權受理の場合に於て其回收不動産の占有者と見做さるゝものとす

四 權原證明書又は臺帳の附記に詐欺錯誤、脱漏ありたるが爲め不動産又は物權を奪はれたる者は之が爲め利益を得たる者に對して賠償の起訴を爲すことを得右訴權は收奪の時より十箇年を以て時効に係り此期間は未成年者に對しては其效力の止みたる時より其起算を始む

然れとも前意の買主抵當債權者は賣主又は債務者が自己又は代人に由り詐欺を以て登記を受け又は經界の誤謬を爲したるときと雖も其失權を來すこと

なし

五 賠償訴權被告人の死亡、失踪又は破産の場合に於て保險基金より賠償を得るの目的を以て登記部長に對して起訴することを得
登記部長が敗訴の宣告を受けたる場合に於ては詐欺の結果利益を得たる者の無資力の場合に於けるが如く殖民地會計吏員は判事の證明書及總督の仕拂命令一覽の後右賠償金及訴訟費用を支辨し全部保險基金の負擔に歸せしむるものとす

賠償訴權發生後十箇年を経過したるときは保險基金に對して賠償金の仕拂を請求することを得ず債務者が資力を回復したるときは保險金庫は登記部長の注意に由り之に對して其支辨せる賠償金取戻を求むることを得

六 登記部長は其屬官の責に歸すべき錯誤又は脱漏を理由とせる賠償の請求は登記部長に對して之を爲すことを要す原告の勝訴に歸するときは判事は其請求に由り主たる敗訴宣告の成立金額及費用を會計吏員に證明することを要す然して會計吏員は總督の交附せる仕拂命令一覽の後宣告の通知後二箇月を経て要償者又は其權利者に對して其賠償金額を支拂ひ之を保險基金の負擔に歸

せしむるものとす

起訴の書面は一箇月前に豫め登記部長及檢事總長に對して之を通知することを要す

判決は登記部長自身に對して之を執行することを得ず
訴訟上の通知は前項に掲ぐる通知書を除き現在檢事總長に對して之を發し而して登記部長に對して之を爲すことを得ず

七 原告が敗訴又は訴の取下を爲したる場合に於ては原告は被告の訴訟費用を辨償することを要す然して右費用は通常の手續に由り被告の名義を以て之を追訴するものとす

權原證明不法の占有

一 登記を経たる不動産に關する權原證明書若くは其他の證書を詐欺を以て取得又は留保したる者は登記部長の召喚を受け然して一定の時期に其召喚に應ぜず且正當なる故障の申立を爲さざるときは登記部長は判事の逮捕狀を求むることを得

二 右召喚せられたる者が踪跡を失し且之を發見するに付搜索の無效に歸した

ることを證明せられたるときは登記部長は其旨を召喚狀に裏書することを要す
す缺席者の妻及婢僕に通知したる召喚狀は缺席者自身に之を發送したると同一の效力を有す

三 本項第一號の規定に従ひ召喚せられ又は逮捕狀に由りて逮捕せられたる者が登記部長又治安判事の面前に出頭したるときは登記部長又は治安判事は宣誓を爲さしめて之が訊問を爲し必要な場合に於ては不法に占有せる権原證明書又は其他の證書の取上を命ずることを要す

其拒絶の場合に於ては登記部長は第百十七條に規定せる紛失又は破棄の場合に於けるが如く真正の所有者に對して権原證明書又は其他の證明書を下附するものとす此場合に於て登記部長は其臺帳に下附又は其狀況を記入することを要す

四 缺席の場合に於て登記部長は取調後缺席者が出頭して證書の交附を拒みたる場合と同一の手續を行ふ

五 本法の規定に由り召喚狀又は逮捕狀に基づき其手續を爲す場合に於て登記部長又は裁判所は訴訟當事者に對し其負擔若くは要求する訴訟費用及其他の

費用辨償を命じ且敗訴者をして之が全部の負擔を爲さしむるものとす

六 費用負擔者が其費用を辨償せざる場合に於て登記部長又は判事は其執行文を交付し之に由りて債務者の動産を差押へ費用の辨償に充つるまでの代償を以て該動産の賣却を爲し剩餘あるときは之を債務者に還付することを要す

七 前條の規定に由りて執行したる差押は其方式の欠缺に對して其違法を主張することを得ず但其方式不履行の結果損害を受けたる者は通常の手續に由りて賠償の訴を提起することを得

登記部長の對人的責任

一 前示例外の外登記部長は自己の過失が惡意に出でざるときは其資格を以て爲したる過失に對する總ての追訴を免かるゝものとす

登記部長の身體又は財産は其資格を以て爲せる過失に對し其責に任ぜず
登記部長は本法の規定執行の爲に附與せられたる権限執行中に爲したる行為に付費用其他の求償權を生じたるときは保險基金又は基金不足の場合には
三 殖民地基金より其辨償を受く

二 本法の規定に由り證人として登記吏員の面前に召喚を受けたる者は刑事に

關する證人召喚の規定に由り辨償を受く

三 請求書が正確にして且本法の規定に原由したることを證明せる原告若くは其代理人の署名ある證明書を添付して之を提出せざるときは登記部長は其不動産を本法の規定に服従せしめんとする請求又は登記不動産に關する請求は之を受理することを得ず

登記部長は其提出せられたる證書の正副二通を對照することを要せず然して其錯誤若くは牴觸に付ても亦其責に任せず

然れども虚構又は懈怠に由り其錯誤ある證書の適法なることを不法に證明したる者は五十「リ」ブル以下一「スト」ルリング以上の罰金に處せらるゝものとす但錯誤の被害に對する求償權を妨ぐるものにあらず

會計

一 登記部長は執行會議の意見に基き總督が定めたる課税を徵收す但第十八號方式に由り定められたる税率を越ゆることを得ず

二 登記部長は其徵額を精確に計算し執行會議の意見を徵し總督が定めたる時期及規則に従ひ殖民地金庫に之を納付することを要す

登記部長は自身又は會計吏員に由り供托したる金額を抵當債權者及其他の失踪權利者の爲めに支拂ふべきことを會計官吏に請求し該官吏は適法に提出せられ且總督の仕拂命令を添付せる請求に應ずることを要す

權原證明書記載特別代理人の爲めに徵收せる手数料及罰金は一般收入に入るゝものとす

詐欺罰則

一 故意又は情を知りて詐欺又は偽計に由り登記不動産に關する權原證明書又は其他證書の文面を變更すべき附記を故意に臺帳に加へ又加へしめたる者
同一の方法に由り權原證明書抄本又は其他の證明書を取得し若くは是等の證書面に本法規定の裏書を加へ又は詐欺を以て之を取得せんと欲し適法に前示行爲を爲したりと認めたる者は欺詐の宣告を受け且四年以下の禁錮に處せらるゝものとす而して刑期の一部分は外房に於て之を執行す

二 明示規定の例外の外本法の規定に違反したる者は總て其訴追を受く然して其權限内に於て檢事總長若くは登記部長が本殖民地所在各裁判所に對する請求に由り刑罰及罰金の宣告執行又は徵收を行ふ

第五號 信託會社の立法比較

第一條 設立

- 第一項 丁年者十人紐育州法十三人以上協同して信託會社を組織することを得
但し該會社は信託會社法に規定しある責任を負ふものとす
- 第二項 該會社の商號中には必ず信託の二字を明示せざる可らず
但し既に設立せられ現存する會社の名稱を用ゆることを得ず、但し新設會社にして既設會社の業務を繼續するの目的を以て成立したるものは此限に非ず
- 第三項 信託會社の資本金額は各株式一株に付百弗とし總額拾萬弗を下る可らず、而して悉皆拂込済となるに非ざれば條例に規定されたる以下の營業は一切爲すことを得ず、拂込済の事實は會社の社長及會計部長或は書記長兩名の警告により銀行局長の承認を得べし
- 紐育州の法律に依れば信託會社の資本金は少くも五十萬弗とす
但し人口拾萬より貳十五萬以下の都市にありては貳拾萬弗、人口五萬五千より拾萬以下の都市に在りては拾五萬弗の資本金を以て營業を開始することを許

し、人口貳萬五千以下の都市に在りては少くも拾萬弗以上の資本を要することとなすマサチューセツト州法に依れば信託會社の資本金は五拾萬弗以上百萬弗以下とす但し拾萬以下の人口を有する都市に於ては貳拾萬弗以上の資本金を以て開業することを得

第四項 該法律の下に組織せらるゝ會社の株券は同一の株式たるべし

第五項 該法律に従はずして州内に於て信託業を營むことを禁ず

第六項 他の規定によりて組織せらるゝ會社は信託の二字を商號に加ふることを得ず

第一條に關するイッノイ州法は左の如し

如何なる會社たりとも會社法に據り信託業を營むを目的として結社し種々なる信託を引受け管財人、後見人、管理者等を得るは自然人と等し

第二條 結社願書の書式

信託會社を組織せんとする時は其發起人るべきものを記名捺印の上左の事項を記載したる結社願書を差出すべし

- (一) 信託會社の商號
- (二) 營業の場所

- (三) 會社の目的
- (四) 株金の高及株數(此願書差出前には悉皆拂込を結了すべきものとす)
- (五) 發起人の住所姓名及各自の有する株數
- (六) 會社營業の年限(紐育州法の最長年限を五十年とす)
- (七) 其他該條例に違反せざる事項にして該會社が挿入せんと欲するものは記入するも其效なし例へば定款又は取締役の權限等の如し
- (八) 取締役に選舉せられたる發起人は定款によりて責任を果すべしとの誓約

第三條 營業認可の手續

第一項 前條の願書は銀行局長直ちに之を受理し記録し登記せらる若し局長は之を以て會社の必要にして適要のものたるを認めたる時は承認の旨を願書に添書するものとす、該局長の添書ある願書及寫は裁判所又は如何なる所に於ても確實なる證明となす

第二項 銀行局長の點檢を終れば土地の登記と等しく其營業地の郡役所の記録に記載せられ更に再び銀行局に於て登記せらるゝものとす

第三項 前項の手續によりて登録を経終に初めて會社の組織成立し發起人は會社員として願書に記載せる名稱の下に存立し、凡て信託會社法に依りて支配せ

らるゝものなり、但し願書を差出したる日より一年以内に銀行局長より認可を得ざる時は該會社は成立せざるものにして其願書は無効となりたるものと知るべし

第四項 前條に記せる願書の登録を了り資本金額拂込済との保證を知る時は銀行局長は充分の調査を遂げ該會社成立の手續は悉く信託會社の條例に相當せることを確認したる時局長は登記及資本金拂済の保證を受取りし日より三十日以内に該會社へ對し署名捺印の上該會社は慥かに當州の法律によりて適法に組織せられたるものなれば當州内に於て其業を營むことを許可すとの準許を與ふべし、斯く許可せられたる會社は其準許狀を會社所在地の新聞紙上に一週間一度づゝ少くとも四週間續載して廣告すべし、但し該所在地に於て發行する新聞紙なき時は最近地の新聞紙に廣告すべし、或は局長の指定する所に從ふべし

此の結社の手續及許可に關する紐育州とイリノイ州とはニュージェルシー州法と稍々異り先づ結社願書を銀行局に差出して其許可を得次で營業願をなすなり結社願に許可を與ふる手續は毫もニュージェルシー州法に異なるとしと

雖も其營業願の手續に至りては相違せるものなり
即ち紐育に於ては第二條に於ける願書は受理の日より六十日間更に二通の同
一なる願書を受け一は其營業地の郡役所の記録に載せ一は銀行局長之を保管
す、結社認可前に其會社の目的等は銀行局長の指命したる營業地の新聞紙に少
くとも四週間繼續して廣告するを要す且つ其廣告の寫は認可の十五日前に是
地にある既設の信託會社に配布すべし又新聞に掲載せる廣告には發起人の姓
名會社の名稱及其會社の地位等を結社願書の通り掲載せざる可からず
此願書にして局長の承認を経れば直ちに検査を受くべき權を有することを證
明するものとし而して銀行局長は種々の方法を以て發起人の適否其信用及土
地人民に便益を與ふるや否や等を調果の上合格したるものには検査證を與へ
し日より十六日以内に願書に記名せる全部若くは一部分の發起人に宛て營業
の認可を與へ不合格なりと認むる時に同期日間に其趣を所轄郡役所に通知す
るものとす

銀行局長は會社資本の悉く拂込済となりたる檢定なき限りは業務を開始する
ことを許さず又其業務を創始するに際しては會社は株主の住所株名及其所有
株數を記載したる株主名簿に重役二名の保證したる届書を添へ同局長に届出
てしむ

第四條 營業權

信託會社は左の營業を營むものとす

- (一) 州市及他法人の金銭出納代理人となりて其收支を取扱ふこと
- (二) 債券株式其他有價證券の所有權等を移轉する手續に關する事務を擔當し且
つ法律又は其他の法に依りて組織せられたる外國及内國の諸會社の代理人
たること
- (三) 個人或は會社より信託金及各種の證券財產其他を預り且つ動産及不動産を
擔保として貸付くること
- (四) 會社業務上の必要又は便宜の爲め不動産を賣買貸借し又其債券及債務償却
の爲め不動産を讓受又は之を保有することを得
- (五) 州市の政治的團體の債券及諸會社の株券又は債券發行の代理者たることを
得
- (六) 特別の財産を有する既婚婦の信託金を管理し又は該財産の管理者となりて

- 之に關する總ての事務を執行すること
- (七) 裁判所の命令又は任命によりて後見人となり未成年者の財産を管理し又は個人及會社が裁判所に支拂ふ金銭を管理すること
 - (八) 裁判所が個人會社公民及其他の有權者に依て與へたる總ての法律上定められたる信託を受け之を保有整理し又は賣却するの權を有す且つ會社の爲したる信託事業及其義務に關して其信託に關係を有する各人より報酬を受くることを得
 - (九) 一人又は數人に依て託せられたる資産或は許可委任及要求による總ての債券を保有し亦之が執行の權を有す
 - (十) 株式約束手券債券の擔保其他有價證券を賣買運轉すること及金銭又は之に對する證券を借り又は預り又其運轉を依頼されたる時は之に對して其會社の債券を發行し又は交換すること但し紙幣を發行することを得ず
 - (十一) 法律上債權者の爲めに其債務者の管理又は信託受權者の任命及信託を受くること
 - (十二) 裁判所の命令及任命又は其他の方法に依りて個人及會社の財産信託受權者

又は信託者たること

- (十三) 最終の遺言に依りて遺産の執行人又は管理人たること又其遺言の有無に拘はらず其遺産保管者たることを得且つ癡癲白痴及無能力又は常醉者の爲め保佐人たること
 - (十四) 保護預は會社に於て凡ての責任を負ふものとす各土地所有者の確否を調査して之を保證し又信用と責任を有する地位及職務に在る人を保證し法律上二人以上の保證人を要する場合に單獨にして其效力を同うすること但し本項に掲げたる權利は其結社の願書に掲げざる可らず
 - (十五) 預金の目的を以て財産を委任せられたる時は利札の金額其他總ての證券の利息を領收することを得
 - (十六) 契約に基き諸會社の社債償却準備積立金を預り且つ運轉することを得
 - (十七) 合衆國及州法律に牴觸せざる以上は諸類の信託を執行することを得
 - (十八) 預金を受くるに際し其拂込方法は手形を使用するか或は其他の方法に依るか又は否とは當事者の契約によるものとす(紐育州法五十五條に依れば銀行と等しき權利を有するものとす)
- 紐育州法にして取締役及役員は會社より直接と間接とを問はず金銭を借用す

ることを得ず又紐育州法願書に依れば認可の記載なき土地に支店を開くことを得ざるものとす

第五條 營業の權限

該條例に例りて組織せられたる信託會社は商業手形を割引するの權を有せず本州外に發行せられたる手形又は證券を貸付することを許さず而して手形及證券は必ず土地其他の擔保品として發行し時價の九分掛けとす信託受權者破産管理
者遺言執行者後見人及受託者として交付せられたる金錢證券其他財産の通用は之を會社の資本金又は其他の財産と共に運轉す又會社の負債を辨償するに用ゆべからず信託會社に委託せられたる財産は總て該條例によりて使用運轉せらるべきものなり

營業制限

第六條 保證金

信託會社が信託受權者破産管財人遺産管理者後見人及受託者に任命せられ其職務を執行するに當り社長及會計部長をして誠實に爲すことを誓はしむるの外に別に保證金を要せず但し他日修正せる場合は此限に非らず

保證金

第七條 準備金

信託會社は別途に準備金を積立て單に個人信託業に用ひんが爲め裁判所の會計課に準備金を納むるにあらざれば裁判所より整理人管財人遺言執行人後見人及管理者等に任せらるゝことなし

會社が前項の任命を受けたる時は社長及信託部長は其任命者の前に於て(一)前記準備金を法規の通り別途に積立て且つ裁判所に納付したることを誓ひ(二)會社發行の債券は該準備金の五倍を超えざるを證せざるべからず但し該準備金にして十萬弗以上に達したる時は特に十倍迄之を許すものとす又該別途準備金は他の負債を償却せんが爲めに使用すべからず而して信託會社が他の法規に依り保證金を與へし場合及び遺言又は契約に依り依頼せられたる書は該準備金を要せず

第八條 修正及變更

信託會社は銀行局長の認可を得て營業の年限を延期し又は名稱を變更し又は資本金を増加する等其他種々の變更又は修正を爲すことを得其手續は左の如し
取締役は先づ變更の必要と利益とに關する議案を製調して株主總會を開き株主三分の二以上の賛成を得たる時は保證狀を作製して會社印を押捺し社長及書記長署名の上其趣を確證して之を銀行局長に差出して營業願書の修正をな

定款の修正變更

すものとす但し此變更にして萬一現在の契約者は不利益を興ふるきのと認むる時は銀行局長は變更することを許さず

第九條 株主名簿

株主名簿

信託會社社長及書記長は會社の株主の姓名及其所有株數を詳細に記載せる名簿を備へ何時たりとも株主の一覽に供すべし

第十條 取締役株主總會役員

會社役員及株主總會役員及積立金

信託會社の營業は五人以上の取締役之を整理す取締役は株主總會に於て一箇年の任期を以て選舉せらるゝものとす

取締役會議は過半數を以て會議の定員となす但し取締役九人を超ゆる時は六箇月以内に五人を以て定員となす旨取締役に通知すし

株主定期總會は毎年一月第二火曜日を以て該會社營業の最も繁激なる地を選びて開會す但し時間は別に定款に於て之を定め其他の新聞紙に少くとも十日前に其旨を報告すべし但し其地に發行する新聞紙なき時は最近地の新聞紙を以て之に代ふ總會に於て取締役を選舉するに當り株主は各一票の投票權を有するものにして少くとも五株以上を所有せる株主中より選舉し又は各自記名の上該投票

を郵造することを得

取締役は毎年社長及副社長を選舉し書記會計其他の役員及雇員等を任命するの權を有するものとす其任免法及任期は總て定款に據る

第十一條 配當積立金

配當及積立金

取締役は會社の損害計算書を調製し一切の費用利子及税金其他總ての損失及未済勘定等を取り除きたる上其意見に依りて配當金額を定むるものとす此項に於ける未済勘定とは會社の收むべきものにして其元利取立の期限來り更に十二箇月を経過したるものを云ふ

されど少くとも前期間に於ける純益十分の一を年々積立て資本金の二倍に至りて已む而して終始此割合を保たざる可らず

第十二條 監査役

監査役

取締役は取締役中より特に監査役を選仕して會社の業務及財産の狀況等を調査報告せしめ會社の記録に之を收むるものとす

第十三條 役員の貸金及罰則

役員の貸金及罰則

信託會社は其社長、副社長、職員及雇員等に對し取締役會及專務取締役の許可なく

して金銭を貸與することを得ず若し必要ある時は必ず取締役に宛て願書を差出さしめ取締役會議の決議に依り決定するものとす又貸越をなす時も之れに同じ若し該會社の役員にして故意に該規定に違反したるものは輕罪として處罰す

第十四條 報告及公告

信託會社は毎年少くとも二回社長副社長書記長及び會計部長并に少くとも三人の取締役の誤謬なきことを證明したる報告書を命令せられたる日より二十日以内に調製し銀行局長に差出すべし該報告書の書式は銀行局長の定めたるものにして綿密にして適當の分類をなし一見能く貸借關係の明瞭なるを要するものなり而して局長二週間以内に該略告書の概略を會社所在地に發行する新聞紙に廣告すべきことを命ず但し其費用は自辨たるべし

若し局長をして會社の狀況を知るの必要ありと認むる時は何時たりとも會社より臨時に報告を差出さしむるの權を有す

會社にして該報告を差出すことを怠り報告期日を經過したる時は其當日より一日百弗の割合を以て罰金を課するものとす

第十五條 虚偽の報告

虚偽の報告

會社の取締役役員及雇員にして故意に事實を隱蔽し虚偽の報告をなし又詐欺の記帳をなし又は官命を享けて會社の狀況を檢査するものを欺かんと謀るものは輕罪を以て之を處罰す

第十六條 自社株券の賣買

自社株券の賣買

各會社は自社の株券を擔保として金銭を貸出し又之を買収することを得ず但し其貸附并に買収が行掛上會社の自衛の爲止むを得ざる時は此の限りにあらず而して之を買入れ又は擔保品としたりとするも一箇年内には公賣に附し或は賣却せざる可からず

第十七條 未成年者の預金

未成年者の預金

未成年者又は其名義を以て預金せられたる場合に於て其未成年者が成年者に達したる時は預主の權力及び利益は全く其預主に屬して他人の干渉を受けざるものなれば其預金に關する一分の利益金は預主に歸するものなり其儘預金すると引出すと或は會社が其管理者たると否とは一に其者の意志に任す

第十八條 預金に對する準備

信託會社は當座預金を以て其營業の一部とする時は之に對して少くとも其預金

預金に對する準備

の 一割五分の準備金を積立て以て不時の取付に應ぜざるべからず而して其準備金の五分の四は諸銀行及他の信託會社と取引上より預る高を以て之に充て其の五分の一は必ず現金にて備へざるべからず若し準備金にして預金の一割五分の割合を缺く時は此割合に達する迄爲替手形を買入るゝ外一切貸出すことを禁ぜられ又利益配當をなすことを停止せらるゝものとす

第十九條 會社の検査

會社の検査

信託會社は銀行局長の検査監督を受くべきものとす若し局長は職務上検査の必要ありと認めたる時は自身又は代人を派して何時たりとも會社を検査するものとす

此場合に於て會社の役員及雇員等は帳簿諸種の有價證券及び會計等を整理して検査に供し局長又は検査官は取締役役員及び雇員等に宣誓せしめたる上營業を検査するものとす

第二十條 不確實なる信託會社に對する方針

違法又は不確實な

前條の如く局長が検査したる結果に依りて信託會社の法律に違反するか又は其存立を以て有害と認めたる時は其趣を警部長に届出べし又必要と認めるときは

警部長の職務を執行し終る日迄又破産管財人の適任せらるる迄其財産を押收することあるべし但し清算事務の終結せざる間は會社の債主及株主は押收せられたる財産の返却を請求することを得ず

第二十一條 罰則

信託會社が検査官に對して検査を拒否し又は取締役及役員にして誓言を拒み且つ會社營業の検査を拒絶したる時は局長は直ちに其趣を警部長に告訴すべし警部長は不確實の信託會社の處置法により之を處分す

若し局長が其設立認可又は州法に違反せると認めたる會社ある時は記名又は官印を押捺せる命令狀を發して其營業を差止むべし若し之を拒む時は警部長に告訴し之を處分せしむべし

第二十二條 閉店の手續

信託會社が資本缺乏の爲め其營業を繼續する能はざるときは警部長及び株主債主は裁判所に管財人及管理人の選任を申請すべし裁判所は之を検し或は法廷を開き辯論の上其申請の正當なるときは直ちに令狀を發して會社役員の權限を剝奪し營業及貸金の催促を禁じ且つ財産を押收して管財人を選任するものとす

若し取締役が株主の四分の三以上の承諾を得て廢業せんと決定したるときは廢業の理由及其趣を其州銀行局長に願出でたる後特權を擧げて之を同局長に返還し廣業するものとす但し財産整理の必要上解散許可を得てより尙ほ三箇年間は事務整理の爲に繼續することを得然れども他の營業を爲すことを得ず
右合意廢業の場合には其事務の管理は取締役之に當ると雖も裁判所の命令又は債主株主等の請求に依りて之を變更することを得

第二十三條 破産管財人

信託會社にして當然の義務を果さざるときは裁判所は會社の債主株主の爲に訴訟集收及賣却等總て財産に關する全權を有する破産管理人又は受託者を選任す

第二十四條 手数料

營業認可を得たる信託會社は左の手数料を銀行局に納むべし(一)營業願には資本金に對して千弗毎に二十仙の割合とす但し最低手数料を二十五弗とす(二)信託會社が其營業を延期せんとする時は營業願と同一なり(三)廢業願又は名稱變更營業願の修正及資本増加願は總て二十弗とす(四)設立を認可する時は五弗とす(五)報告を領收する手数料は毎年二十弗を納むべし(六)局長又は検査官が検査をなす毎に

破産管財人

手数料

其費用は凡て會社の支辨たるべし第十四條參照若し以上の手数料を納付せざるときは州名を以て局長より訴訟を提起するを得

第二十五條 立法部に對する報告

銀行局長は毎年新設の信託會社及各信託會社の報告の概略を立法部に報告するものとす

第二十六條 課税

各信託會社は其資本金總額拂込と未拂込とを合したるものに對して増税を徵收せらるる所有地に課せられたる地租は所在地の稅務署に納稅するものとし其他信託資金、株券所有財産及特權等に對し課税を免す

第二十七條 資本及信託金の運用

信託會社の資本は債券及其州内に於て確實なる土地にして貸付金に二倍せる價格を有するものは之を擔保として運用するを得其他州債、公債、有價證券及法律上に於て故障なき會社株券にも投資することを得信託せられたる金員は資本金を運用する法規に従ひ運用するものとす其他動産、不動産を擔保として貸付くることを得

立法部に對する報告

課税

資本及信託金の運用

第二十八條 利子及貯蓄

利子及貯蓄

凡そ總計百弗以上の金額は裁判所の命令によりて執行人、管財人及後見人として集金又は保管することを得但し此場合に於ては領收金額を投資する迄は年二分以上の利子を付するものとす

第二十九條 株主の責任

株主の責任

若し會社にして其負債を償却すること能はざる場合には株主は個人的責任を負はざる可らず但し各株主の償却責任は其所有株券面の金額より多からざるものとす
以上二十九箇條に分ちて譯述したる所に依り以て信託會社に關する法規の性質を知るに足るべし

第一號一の追加

西曆千九百八年	佛蘭西銀行		埃匈銀行		白耳義銀行	
	金所有高増減	利率及日附	金所有高増減	利率及日附	金所有高増減	利率及日附
一月末	一〇七、六三七	九日 四分	四五、八〇八	五日 六分	五、三〇三	十三日 五分
二月末	一七九	廿三日 三分	四五一	五日 五分	三、四七	廿四日 四分
三月末	三、一七一	〃	二二六	三日 四分	三、〇三	〃
四月末	四九	〃	五四	〃	八三	廿八日 二分
五月末	二、二四五	〃	一五三	七日 四分	七四	〃
六月末	八、八九七	〃	一二五	〃	三〇	〃
七月末	四、三三三	〃	一〇三	〃	四九	〃
八月末	一、六二五	〃	二二	〃	一二	十六日 三分
九月末	一、三六二	〃	四四五	〃	一	〃
十月末	七二〇	〃	一、一六七	〃	一九	〃
十一月末	二、〇四三	〃	五三	〃	一七	〃
十二月末	三、四八三	〃	二六〇	〃	五一	〃

同千九百一十二年	十二月末	十一月末	十月末	九月末	八月末	七月末	六月末	五月末	四月末	三月末	二月末	一月末	佛蘭西銀行		奧匈銀行		白耳義銀行	
													金所有高增減	利率及日附	金所有高增減	利率及日附	金所有高增減	利率及日附
													1,034	三	212	五	185	四
													377	三	133	五	2,617	四
													874	三	7	九〇三	一八日	
													318	三	三四	五四一	十日	
													277	三	六二二	二二六	三	
													1,104	三	一五四	三四	二〇	
													821	三	二二六	六	五八	
													903	三	六四	二〇	二〇	
													2,324	三	一,〇八三	五八	五八	
													1,856	三	八六三	六	七〇	
													2,813	三	一〇四	七〇	七〇	
													164	三	一〇二	五	五	
													128,258	三	五三,八二七	七,五六三	四	

同千九百一十二年	十二月末	十一月末	十月末	九月末	八月末	七月末	六月末	五月末	四月末	三月末	二月末	一月末	佛蘭西銀行		奧匈銀行		白耳義銀行	
													金所有高增減	利率及日附	金所有高增減	利率及日附	金所有高增減	利率及日附
													670	三	133	五	185	四
													1,652	三	148	六	16	
													940	三	9	一五	三	
													376	三	三三	六	六	
													512	三	四七	三	三	
													404	三	九一	一	一	
													1,358	三	127	二	11	
													26	三	15	二	11	
													903	三	170	〇	10	
													1,952	三	170	〇	10	
													236	三	15	二	11	
													236	三	15	二	11	
													520	三	15	二	11	
													305	三	15	二	11	
													464	三	15	二	11	
													378	三	15	二	11	
													520	三	15	二	11	
													19	三	15	二	11	

西曆千九百八年 年首現在	金所有高增減	利率及日附	和蘭銀行	金所有高增減	利率及日附	伊太利銀行	金所有高增減	利率及日附	西班牙銀行	金所有高增減	利率及日附
一月末	九四八二五	七/二分	七、六四九	五分	四〇、九九三	五/二分	四〇、九九三	五/二分	四〇、九九三	五/二分	
二月末	二六、八四八廿七日	六/二分	一三、二十日	四	二八、八廿七日	五	二八、八廿七日	五	三〇	四/二分	
三月末	五七九		二八		三六四		三六四		四二		
四月末	二、二七三		四廿三日	三/二分	一九二		一九二		二六		
五月末	二、三、七、七		二		六三		六三		三一		
六月末	一、六三三九日	六	二		二五七		二五七		四一		
七月末	二、五五二		三、五日	三	四三		四三		三三		
八月末	二、八〇二九日	五/二分	〇		六三九		六三九		五三		
九月末	二、〇九四		三		三二〇		三二〇		三三		
十月末	七、一三		六三		五八		五八		三三		
十一月末	九五〇		四		一五二		一五二		五六		
十二月末	一、〇〇二		四七八		三四一		三四一		二二		
合計	五、六		一六七		三五三		三五三		二二		

同千九百九年 年首現在	金所有高增減	利率及日附	和蘭銀行	金所有高增減	利率及日附	伊太利銀行	金所有高增減	利率及日附	西班牙銀行	金所有高增減	利率及日附
一月末	一〇七、八九三	五/二分	八、四一八	三	四二、三二〇	五	四二、三二〇	五	一、五、八〇五	五/二分	
二月末	五、四八		七、七六		二二		二二		三三		
三月末	四、四四		三、八五		二二九		二二九		三三		
四月末	六、二七		一、九		一七二		一七二		二〇		
五月末	五、一四		一、一八		四七		四七		四〇		
六月末	一、四七八		四、一八		二一九		二一九		二九		
七月末	一、六六七		四、一八十九日	二/二分	四三、八		四三、八		三三		
八月末	二、二二五		一		三〇		三〇		三三		
九月末	五、六八		九		九〇		九〇		二五		
十月末	三、四六七		三十三日	三	二八二		二八二		二六		
十一月末	七〇六		四、四三		二二五		二二五		一九		
十二月末	六、五五		一		〇		〇		三三		
合計	二、七、八〇三		一〇〇、八一		四、二、五〇五		四、二、五〇五		二、八		

同千九百一十一年	十二月末	十一月末	十月末	九月末	八月末	七月末	六月末	五月末	四月末	三月末	二月末	露西亞銀行		和蘭銀行		伊太利銀行		西班牙銀行		
												金所有高增減	利率及日附	金所有高增減	利率及日附	金所有高增減	利率及日附	金所有高增減	利率及日附	
	四〇二	一、六三〇	一、一九〇	三、二六五	一、七二四	三三三	七七二	一〇、二一五	二、二五	八二四	二二六	二六二	〇	六八五	一〇八	八二	六一	二四一	一九	一七
	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五
	四一	一、四九	一、一四	一、〇三	一、〇三	一、〇三	一、〇三	一、〇三	一、〇三	一、〇三	一、〇三	一、〇三	一、〇三	一、〇三	一、〇三	一、〇三	一、〇三	一、〇三	一、〇三	一、〇三
	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五
	一、二二	一、二二	一、二二	一、二二	一、二二	一、二二	一、二二	一、二二	一、二二	一、二二	一、二二	一、二二	一、二二	一、二二	一、二二	一、二二	一、二二	一、二二	一、二二	一、二二
	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五
	一、二二	一、二二	一、二二	一、二二	一、二二	一、二二	一、二二	一、二二	一、二二	一、二二	一、二二	一、二二	一、二二	一、二二	一、二二	一、二二	一、二二	一、二二	一、二二	一、二二
	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五

同千九百一十二年	十二月末	十一月末	十月末	九月末	八月末	七月末	六月末	五月末	四月末	三月末	二月末	露西亞銀行		和蘭銀行		伊太利銀行		西班牙銀行		
												金所有高增減	利率及日附	金所有高增減	利率及日附	金所有高增減	利率及日附	金所有高增減	利率及日附	
	五四一	一、六〇	二、三九	一、二九七	一、七五八	二、五五	二、二〇	一、〇三	一、〇三	一、〇三	一、〇三	一、〇三	一、〇三	一、〇三	一、〇三	一、〇三	一、〇三	一、〇三	一、〇三	一、〇三
	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五
	一、二二	一、二二	一、二二	一、二二	一、二二	一、二二	一、二二	一、二二	一、二二	一、二二	一、二二	一、二二	一、二二	一、二二	一、二二	一、二二	一、二二	一、二二	一、二二	一、二二
	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五
	一、二二	一、二二	一、二二	一、二二	一、二二	一、二二	一、二二	一、二二	一、二二	一、二二	一、二二	一、二二	一、二二	一、二二	一、二二	一、二二	一、二二	一、二二	一、二二	一、二二
	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五
	一、二二	一、二二	一、二二	一、二二	一、二二	一、二二	一、二二	一、二二	一、二二	一、二二	一、二二	一、二二	一、二二	一、二二	一、二二	一、二二	一、二二	一、二二	一、二二	一、二二
	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五

九三